

テーマ監査の結果に基づく措置状況（目次）

平成 25 年度

テーマ	機関名	ページ
公共工事の完成状況について	総務局	1
	農林水産局	2～14
	土木局	15～23

テーマ	機関名	ページ
県の機関が排出する産業廃棄物の処理状況について	会計管理部	24～29
	危機管理監	30～31
	総務局	32～42
	地域政策局	43～45
	環境県民局	46～53
	健康福祉局	54～60
	商工労働局	61～75
	農林水産局	76～83
	土木局	84～90
	企業局	91～108
	病院事業局	98～103
	教育委員会	104～185
	警察本部	186～190

平成 25 年度テーマ監査の結果に基づく措置状況

- テーマ 1 公共工事の完成状況について（上期）
 - 2 県の機関が排出する産業廃棄物の処理状況について（下期）

1 公共工事の完成状況

機関名 総務局

監査結果(意見)

(3) 厳格な工事検査と内部統制の徹底について

(対象：総務局、農林水産局及び土木局)

ポイント

- ア 工事完成図書等に基づいた完成検査を徹底すること
- イ 適正な検査手法による完成検査を徹底すること
- ウ 完成検査における厳格な合否判定を徹底すること
- エ 工事検査に係るチェック機能の強化に努めること
- オ 検査部門の集約化を検討すること

オ 検査部門の集約化を検討すること

工事検査について、本県では、農林水産局が発注した工事は農林水産局の職員が、土木局が発注した工事は土木局の職員がそれぞれ検査を実施している。

工事代金の額が1億円（広島港湾振興事務所にあつては1億5,000万円）以上の工事については、本庁の検査担当職員が検査を行うこととしているが、その件数は工事全体の1割にも満たない。

工事検査の大半は各事務所で実施されており、検査業務が集中する3月などは、検査専門職員だけでは全ての工事検査を実施することができないことから、所内の他の職員の応援により検査業務を実施している。

これに対し、群馬県では、設計金額2,000万円以上の工事については、検査業務を県土整備部（本県の土木局に相当）に集約し、農政部、県土整備部を問わず、全ての工事検査を県土整備部で実施している。

また、設計金額500万円以上2,000万円未満の工事については、地方機関の統轄組織である総務部県民局に検査業務を集約し、全ての工事検査を実施している。

こうした検査部門の集約化の効果として、スケールメリットを生かした効率的な検査の実施が可能になること、また、検査情報の集約化、検査業務の専門性の向上、職員のスキルアップが図られること、さらに、他局の職員が検査を行うことで、けん制機能が高まることなどが考えられる。

関係局においては、今回の監査結果を踏まえ、こうした例も参考にして、検査部門の集約化について検討していただきたい。

措置の内容

- 現在の工事検査体制については、工事検査に係る専門性（技術的検査事項等の違い）、地域性（現地性）等を考慮し、工事種別ごとにそれぞれ工事検査員を配置している。
- 検査業務の集約化に伴う、スケールメリットによる効率化や職員のスキルアップなどの効果は認識しており、既に営繕工事については、検査業務を本庁に集約しているところである。
- 土木局と農林水産局の検査業務については、基盤整備面から工事に一定の共通性がある一方、対象工事によっては、設計方法の違いから、品質基準などで検査内容や検査方法が異なる点があるととも、一定の知見・知識が必要とされる。
- 群馬県においては、平成17年度から農政部と県土整備部の検査部門を集約し、全ての工事検査を県土整備部で実施しているが、設計金額2,000万円以上の工事においては、専門性の観点から、対象工事によって担当検査員を固定化するなど、実質的には集約前の部毎の検査体制を維持している。
- このように、工事検査に当たっては専門性に基づく工物品質の確保など検査業務の本質的な内容について配慮する必要があることから、群馬県などの取組状況も参考にした上で、検査業務の効率化を念頭に置きつつ、最適な検査体制について検討していく。

監査結果(意見)

(1) 適正な契約手続の徹底について

(対象：農林水産局及び土木局)

ポイント

- ア 標準工期に基づく適切な工期設定を徹底すること
- イ 検査期間の短縮は原則行わないこと
- ウ 契約の変更手続を適正に行うこと
- エ 部分払のあり方について検討を行うこと

ア 標準工期に基づく適切な工期設定を徹底すること

農林水産局の発注した工事において、土木局の標準工期と比較すると明らかに短い工期設定がなされ、結果的に翌年度へ繰り越しているものが見受けられた。

工期設定に関して、農林水産局では平成25年1月、工期設定の適正化の取組として、「適正工期の設定（工期末日は3月14日まで）」や「適切な繰越予算の計上」などが掲げられたところである。

しかしながら、農林水産局では、治山・林道工事を除いて標準工期に関する明確な定めがなく、工期の設定方法について徹底されていない。

工期は工事の経費積算や執行計画の作成、監督、検査業務の実施等の基になる重要なものであり、契約に際しては適切な工期を設定することが求められる。

とりわけ、短期の工期設定は、工事費の割増しといった経済性に影響を及ぼすものであり、入札参加者の減少等の競争性の確保にも支障を来すおそれがある。

今後は、早急に統一的・客観的な拠り所となる標準工期を定めた上で、適切な工期設定が徹底されるよう努めていただきたい。

措置の内容

これまで明確な定めがなかったほ場整備工事及びため池整備工事について、標準工期の設定を行い、各農林水産事務所に対して通知を行った。

監査結果(意見)

イ 検査期間の短縮は原則行わないこと

本県では工期の中に検査期間として14日間が見込まれているが、農林水産局の発注した工事において、変更契約時に、この検査期間を特記仕様書により7日間に短縮しているものが見受けられた。

また、農林水産局では、平成24年10月に公表した「工事の一部未施工及び二重契約」に係る不適正事案を受けて、同年12月に、工期末日を3月14日までとする取扱いを厳格化することに対する暫定的な対応方針として、真にやむを得ない場合、3月15日以降へ工期を延長するとともに、検査期間を7日間に短縮するケースを認める通知（「適切な工期の設定について」（平成24年12月28日農林整備管理課通知））を各事務所に対して行っていた。

しかしながら、事務所において当該対応方針が徹底されておらず、農林水産局が示した対応方針とは異なる工期設定が行われた事案が見受けられた。

本来、検査期間とした14日間は県の検査業務を効率的・効果的に行うための必要期間であり、これを短縮することは適正な検査業務を阻害するおそれがある。

また、検査期間を短縮し、工事期間を延長することは、特定の受注者に配慮をしたことにつながり、公平性を欠くものと言える。

こうした観点から、原則として、検査期間の短縮は認めるべきでないが、仮に、検査期間を短縮する場合にあっては、あらかじめ、どのようなときに検査期間の短縮を認めるかといった判断基準を明確に定めるとともに、その運用は限定的とすべきである。

措置の内容

検査期間の短縮は平成24年度限定の特例措置であり、平成25年度以降は適用しないことを次長会議、課長会議等において周知徹底を行った。（平成25年度適用なし）

監査結果(意見)

エ 部分払のあり方について検討を行うこと

農林水産局が発注した工事において、その出来形部分に相応する額の10分の10の部分払が行われているものがあつた。

この部分払は、平成6年2月に定められた農政部長通知「工事の請負契約期間が2年以上にわたる場合の年度末の部分払の取り扱いについて」に基づくものとされているが、その対象となる工事は、土地改良事業補助金交付要綱による国庫補助金の交付決定が単年度であるものに限られている。

部分払を出来形の10分の9以内を原則とするのは、支払超過により県に損害が及ばないように配慮するものであり、土木局の発注する工事においても、この原則により部分払がなされている。

農林水産局の発注する特定の工事のみ部分払の特例を適用するこの通知の制定経緯等は定かではないが、改めて部分払のあり方やこの通知の必要性について検討していただきたい。

措置の内容

平成6年2月の農政部長通知を廃止するとともに、当該部分払を10分の9とするよう、新たに農林水産局の統一方針を通知し、土木局との整合を図つた。

監査結果(意見)

(2) 適正な工事監督の徹底について

(対象：農林水産局及び土木局)

ポイント

- ア 適正な工事監督に向けた取組を進めること
- イ 工事完成図書等の受理を厳格に行うこと
- ウ 年度内に完成が見込まれない場合等の対応方針を示すこと

ア 適正な工事監督に向けた取組を進めること

農林水産局の発注した工事において、計画どおりに工事が進まなかったため、契約期間の後半に変更契約を締結し、契約金額を減額して工事を打ち切つたものが見受けられた。

工事の進行管理については、受注者から提出される「工事履行報告書」等に基づいて、適宜、現場確認等を行い、途中段階での情報共有・情報整理を図り、必要に応じて受注者や本庁等と協議を行い、問題解決に向けた機動的な対応を行うことが極めて重要である。

工事監督に関して、農林水産局では、新たに「執行ミーティングの実施」や「工事執行状況“見える化”ボードの設置」、「特別指導班の設置」などを掲げ、適正な工事監督・工程管理に向けた具体策が示されたところである。

今後は、これら具体策を現場で実践し、事務所内での情報共有や課題の早期把握とその解決等に努め、適正な工事監督に向けた取組を推進していただきたい。

措置の内容

平成25年1月18日付け農林水産局長通知「適正な工事執行について」に基づく適正な工事執行に係る改善策について、平成25年度から本格的に実施した。平成26年度については、前年度の実施状況を踏まえ、一部改善を加えた上で、引き続き取り組んでいる。

監査結果(意見)

イ 工事完成図書等の受理を厳格に行うこと

農林水産局及び土木局の発注した工事において、完成通知とともに提出を受けるべき工事完成図書が遅れて提出されているものが見受けられた。

受注者は工期の終期日の14日前までに完成通知書を監督職員に提出することになっているため、とりあえず完成通知書だけを提出し、工事完成図書を後日提出するという運用がなされているのではないかと懸念される場所である。

また、受注者から県へ提出される工事写真について、今回の監査全般を通じて、日付が挿入されていないものが多数見受けられた。

現行では工事写真に日付を入れることまでを求められていないが、工事写真は県として工事のプロセスを確認する重要なものであることから、写真に日付を入れることを検討すべきである。

関係機関においては、こうした工事完成図書の重要性を再確認するとともに、約款や共通仕様書に基づいた厳格な受理が図られるよう、受注者に対する指導を徹底していただきたい。

また、工事完成図書について、完成通知書と同時に提出されたものの、図面等の修正のため再提出がなされ、その日付をもって工事完成図書の提出日としたものがあるとの説明があったが、そうした場合は、当初の提出日と再提出日、修正内容など、その経緯を記録・整理しておくべきである。

措置の内容

前記の適正な工事執行に係る改善策により、工事完成図書の受理を含めた関係事務の実施が適正に行われるよう、組織と職員個人の意識の両面から改善を図っている。受注者からの工事関係図書の提出が遅れた場合には、工事成績点の減点措置を行うことを徹底した。なお、工事写真の日付に関しては、従前から電子納品案件について撮影年月日を記録することとなっていたが、平成25年10月以降に発注する原則全てを電子納品対象としたところであり、改善策の確実な実施とあわせて、適切に受注者の指導を行うこととする。

監査結果(意見)

ウ 年度内に完成が見込まれない場合等の対応方針を示すこと

適正な工事監督・工程管理の取組の推進が求められる一方で、こうした取組を進めても、様々な事情により、工期末において工事の完成が見込まれない事態が発生し得る。

農林水産局では、工期設定の適正化として、「早期発注、早期完了の徹底」や「適正工期の設定(工期末日は3月14日まで)」、「適切な繰越予算の計上」を掲げているが、これらは現行制度の厳格な運用を求めたものであり、上記のような事態に直面した場合の対応のあり方等については示されていない。

事案ごとに様々なケースが想定されるが、例えば、明許繰越の手続が取られていない場合において工事の完成が見込まれないときは、どのように対応すべきか、事故繰越の可否なども含めて基本的な対応方針を示すことが必要であり、このことが不適正事案の再発防止にもつながる。

なお、現行では工事の打ち切りとして、減額による変更契約を結んでいるものが見受けられるが、こうした対応には種々の問題点がある。契約である以上、受注者がこれに応じることが前提であり、未施工部分に係る工費用資材などを事前に購入していた場合の取扱いなど協議が整わない事態も想定される。加えて、打ち切り段階の安全性の確保について言えば、その対応に別途の費用が発生する場合の費用負担も定まっていない。

また、打ち切りの原因が、受注者の責めに帰すべき事由によるものであれば、約款に基づく「発注者の解除権」の行使についても検討すべきである。

これらの課題についても、明確な考え方や判断基準を示し、本庁と各事務所が十分に連携の上、適切な対応を図られたい。

措置の内容

技術次長会議において、適正な工期設定に係る事務手続きフローにより、繰越手続きを取っていない場合の決算不用等の事務手続きについて再確認した。なお、工事を打ち切りとする場合には、原因を精査した上で、別途発生する費用の適正な負担割合を決定するとともに、状況に応じて発注者の解除権の行使を検討する等、本庁と各事務所が連携して適切に対応する。

監査結果(意見)

(3) 厳格な工事検査と内部統制の徹底について

(対象：総務局、農林水産局及び土木局)

ポイント

- ア 工事完成図書等に基づいた完成検査を徹底すること
- イ 適正な検査手法による完成検査を徹底すること
- ウ 完成検査における厳格な合否判定を徹底すること
- エ 工事検査に係るチェック機能の強化に努めること
- オ 検査部門の集約化を検討すること

ア 工事完成図書等に基づいた完成検査を徹底すること

工事完成図書の一部が未提出の状況で、県が完成検査を実施している事案が見受けられた。完成検査については、工事完成図書等に照らし合わせて実施することとされているが、工事完成図書等がないままに完成検査が実施されることは絶対にあってはならない。

今後は、厳格な完成検査の実施に向け、検査員等を対象に、検査制度に関する基礎知識に加え、検査の目的の再確認や上記の事案を踏まえた事例紹介等を内容とする実践的な研修に一層取り組むなど、工事完成図書等に基づいた完成検査を徹底していただきたい。

措置の内容

工事検査員研修を実施し、検査の基本方針における「書類未提出の際の検査中止」を再確認するとともに、工事完成時提出書類一覧を作成して、工事完成時に提出されるべき書類の確認を行った。

監査結果(意見)

イ 適正な検査手法による完成検査を徹底すること

平成24年度の農林水産局の調査(平成22年度以降に完成検査を行った全ての工事が対象)で、完成検査日に一部未施工であった事案が2件あったが、これらはガードレール等の付帯的な工事であるとして現地確認が行われていないとのことであった。

工事検査については、検査に係る規程や要領等に基づき、工種ごとに定められた箇所等を対象に実施することとされているが、上記の事案では、付帯的な工事を検査対象としないという不適正な検査が実施されていた。

今後は、全ての関係機関において、適正な検査手法に基づいた完成検査を徹底していただきたい。

措置の内容

工事検査員研修を実施し、付帯的な工種も検査対象であることを再確認するとともに、その検査方法についても徹底した。

監査結果(意見)

ウ 完成検査における厳格な合否判定を徹底すること

農林水産局の発注した工事において、完成検査の際に合否判定の基として作成された検査内訳書では、「ほぼすべての資料が不完全」、あるいは「チェックシートが作成されておらず、また管理図も不完全」などとして、主要な部分の判定が「否」となっており、工事関係資料に基づいた十分な検査がなされていないにもかかわらず、検査員の推察を交えて合格と判定していたものがあった。

完成検査は、工事関係資料の整備が全て完了していなければ実施しないこととされており、この事案では完成検査を実施したこと自体に問題があった。

一方、土木局では、完成検査後に、検査調書とともに合否判定の根拠となった工事関係書類一式を保管することとしているが、合否判定のプロセスなどが分かりにくいものとなっている。

北海道においては、「工事検査記録簿」という様式を定め、検査員が工種ごとに出来形、品質、出来ばえ、実施状況について検査メモを記載するとともに、その他特記事項も付記することとされており、検査員が行った検査の記録が残されるようになっている（P57 参照）。

今後は、こうした例を参考にするなど、完成検査における合否判定の判断基準を明確にするとともに、その記録を残すことにより、透明性・客観性を高め、厳格な合否判定を徹底していただきたい。

措置の内容

工事検査員研修を実施し、検査においては検査員の主観を排除し、客観的事実に基づいて判断することを確認した。検査内訳書については、引き続き、適正に運用することを徹底した。

監査結果(意見)

エ 工事検査に係るチェック機能の強化に努めること

工事関係資料に基づいた十分な検査がなされていないにもかかわらず、検査員の推察を交えて合格と判定していた事案において、当該工事の検査結果は、検査内訳書が添付された検査調書を回覧する方法により事務所内の所属長、次長等に報告されていたが、その判定結果について議論が行われた形跡はなかった。

年度内に工事を完成することが何よりも優先され、不適正な検査結果を事務所として容認したのか、あるいは内容を十分に吟味せず、書類を形式的に回覧したのかは不明であるが、いずれにしても、チェック体制が機能していなかったことは明らかである。

今後は、検査員がどのように検査を実施し、どのような判断により合否判定を行ったかなどについて、組織として十分な確認を行うことなどにより、チェック機能を強化して厳格な検査の実施に努めていただきたい。

措置の内容

工事検査員研修を実施し、検査員としてのコンプライアンスを徹底するとともに、書類未提出等、検査実施上の問題が発生した場合は、事前に所属長等に報告・相談し、厳格に対処することを確認した。

監査結果(意見)

(4) 不適正事案等を教訓として今後に生かす風土づくりについて

(対象：農林水産局及び土木局)

ポイント

- 不適正事案や監査結果等について問題意識を高め、本庁・事務所が一体となって、不適正事案等を教訓として今後に生かす風土づくりに取り組むこと

農林水産局では、平成24年10月に判明した不適正事案を契機に、平成22年度以降に完成検査を行った全ての工事を対象に執行状況について聞き取り調査を実施したところ、このほかにも、2件が完成検査日に一部未施工であったことが判明した。

また、こうした事案を踏まえ、問題点の検証を行った上で改善策を打ち出し、適正な工事執行に向けた取組が進められているところである。

しかしながら、今回の監査において、該当の事務所に対し、不適正事案の顛(てん)末や原因について改めて説明を求めたが、調査は本庁で実施されているとして明確な説明はなく、本庁と事務所との情報共有が図られていない状況であった。

土木局では、今回の監査において、請求書等の日付が未記入のものがあつたほか、契約金額が未記入の状態で作成通知書を受領し、変更契約を締結後、県において契約金額を記入したとの説明があつた。

これらは、本来、受注者が記入すべきものであるが、該当の事務所では、受注者が県に記入を依頼したものであり、正しく変更金額を記入したとの説明で、こうした手法が不適正事案につながりかねないという問題意識が不足している。

公共工事の適正な執行を確保するため、今一度、職員一人ひとりが問題意識を高めるとともに、本庁・事務所が一体となって、不適正事案や今回の監査結果を教訓として、今後に生かす風土づくりに取り組んでいただきたい。

措置の内容

平成24年に判明した不適正事案については、本庁において平成24年10月から平成25年2月にかけて関係者へのヒアリングを実施するなど、事実関係の調査を行った。

調査の結果、浮き彫りとなった課題・問題点について、本庁と事務所で情報共有しながら、土木局、企業局も含めた県全体での取組事項を検討し、工事の執行状況の見える化やコンプライアンス意識の醸成にむけたケーススタディなど、自律的な問題解決能力がある職場づくりに取り組んでいる。

機関名 西部農林水産事務所

監査結果(指摘事項)

(3) 検査に係るもの

工事の完成検査において、受注者から納品されるべき資料がそろっていないまま検査を実施していたり、全ての工事目的物の完成を確認せずに、主な工種のみを抽出して検査を実施しているものなどがあった。適正な検査の実施に努められたい。

エ 指定職員と異なる職員による検査の実施

内容	平成6年2月10日農政部長通知「工事の請負契約期間が2年以上にわたる場合の年度末の部分払いの取り扱いについて」を根拠に10分の10の部分払を行う場合の出来形検査については、「技術指導検査担当参事」に相当する者が行うべきところ、別の職員が行っていた。
工事名等	【西部農林水産事務所】 ○ 県営ため池等整備事業（農業用河川工作物応急対策事業） 石仏地区 石仏頭首工改修工事（平成23～24年度）

措置の内容

【原因】

広島県農林漁業土木工事検査要領、別表備考欄の特別な場合の取扱い規程による運用を行ったため。

【措置内容】

今後は、通知文書に沿った検査を実施するよう対応する。ただし、本通知文は、平成26年1月23日農林水産局長通知「工事の請負契約期間が2年以上にわたる場合の年度末の部分払いの取り扱いについて」により廃止されている。

機関名 西部農林水産事務所呉農林事業所

監査結果(指摘事項)

(1) 契約等に係るもの

工事請負契約において、工期が短く設定されているものや完成通知書を受け取った後に変更契約を締結しているものなどが見受けられた。適正な事務処理に努められたい。

イ 特記仕様書による検査期間の短縮

内容	共通仕様書に定められた工事の検査期間14日間を特記仕様書により7日間に短縮し、工事期間に充てていた。 これに関し、農林水産局から、こうした対応をする場合においても、工期末日は年度末ぎりぎりせず、年度末までに10日程度の余裕を確保するよう、各事務所に通知が出されていたが、これが守られていなかった。
工事名等	【西部農林水産事務所呉農林事業所】 ○ 県営畑地帯総合整備事業 沖美地区 道路9期工事（平成24年度） ○ 県営畑地帯総合整備事業 沖美地区 道路11期工事（平成24年度）
根拠	土木工事共通仕様書（広島県）1-1-2-39, 1-1-20-1 適切な工期の設定について （平成24年12月28日農林整備管理課通知）

措置の内容

【原因】

平成24年12月の通知を根拠とし、進行管理の結果や、監督職員、受注業者からの聞き取り状況も踏まえ、沖美地区の2件について検査期間の短縮を行った。

しかしながら、結果的には検査工期内に完了通知書が提出される事案が発生し、県庁通知についての認識や状況判断に不十分な面があったと認識している。

【措置内容】

平成25年度以降は適用しないことを農林水産局として徹底しており、当事業所においても平成25年度以降、適用していない。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

(2) 監督に係るもの

工事の監督において、工事完成図書の整備が全て完了していないのに完成通知書を受理している事案や契約額を減額して工事を打ち切っている事案などが見受けられた。

平素から工事監督業務を適切に実施するよう努められたい。

イ 不十分な工事の進行管理

内容	工事が計画どおりに進まず、契約額を減額して工事を打ち切っていた。 また、県は、受注者からの履行報告に基づき、工程の把握や工事促進の指示などの進行管理により、工期内の工事完成に努める必要があるが、結果的に期限内に完成通知書を受理していなかった。
工事名等	【西部農林水産事務所呉農林事業所】 ○ 県営畑地帯総合整備事業 沖美地区 道路9期工事 (平成24年度)
根拠	広島県土木工事共通仕様書 1-1-20-1 特記仕様書

措 置 の 内 容

【原因】

過大受注による能力不足が確認できたためやむを得ず、事業量を減少させたものである。

【措置内容】

「適正な工事執行に係る改善策」の推進により、課題の早期把握とその解決に努めるなど、適正な工事監督の実施に取り組んでいる。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

ウ 工事打ち切り後の不十分な安全確保

内容	工事の打ち切りにより、道路の路肩に段差がある状態で供用されており、段差のある箇所にはカラーコーンが設置されているものの、特に夜間など、通行に危険な状態となっていた。
工事名等	【西部農林水産事務所呉農林事業所】 ○ 県営畑地帯総合整備事業 沖美地区 道路9期工事 (平成24年度)

措 置 の 内 容

【原因】

本工事が既存道路の外側を拡幅するものであり、夜間は工事の状況を説明している地域住民か、官公共交通しか想定されないため、最低限の注意喚起としていた。

一般交通の進入の可能性がゼロではなく、配慮が不十分であった。

【措置内容】

今後は、原則未完成断面での通行を行わないこととし、やむを得ない場合でも安全施設を十分なものとする。(本案件では、次年度工事を早期発注し、安全確保に努めた。)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

(3) 検査に係るもの

工事の完成検査において、受注者から納品されるべき資料がそろっていないまま検査を実施していたり、全ての工事目的物の完成を確認せずに、主な工種のみを抽出して検査を実施しているものなどがあった。適正な検査の実施に努められたい。

ア 不適正な検査手法

内容	完成検査では全ての工事目的物の完成状況について確認すべきところ、付帯的な工事について検査をしていないものがあった。
工事名等	【西部農林水産事務所呉農林事業所】 ○ 県営畑地帯総合整備事業 沖美地区 管路9期工事 (平成22年度)
根拠	広島県農林漁業土木工事検査要領第5条及び第9条 農林漁業土木工事検査基準

措 置 の 内 容

【原因】

竣工検査においては、すべての成果物を検査対象としている。しかしながら、今回は、完成図書の中にガイドレールの写真が無かったため、結果として、見落としが発生したものと想定される。

【措置内容】

技術指導検査担当参事会議において、付帯的な工事についても検査対象であることを再確認している。今後は、確認漏れの無いよう、現場確認、写真確認を徹底する。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

(3) 検査に係るもの

工事の完成検査において、受注者から納品されるべき資料がそろっていないまま検査を実施していたり、全ての工事目的物の完成を確認せずに、主な工種のみを抽出して検査を実施しているものなどがあった。適正な検査の実施に努められたい。

イ 不適正な合否判定

内容	検査員が、合否判定のために作成した検査調書に添付された検査内訳書において、「ほぼすべての資料が不完全であり、適切に管理されていたかどうか確認できない」などとして、その判定の主要部分を「否」としながらも、結論としては自らの推察を交えて合格と判定していた。
工事名等	【西部農林水産事務所呉農林事業所】 ○ 県営畑地帯総合整備事業 沖美地区 管路10期工事 (平成22年度)
根拠	広島県農林漁業土木工事検査要領第5条及び第9条 農林漁業土木工事検査基準

措 置 の 内 容

【原因】

本案件においては、工事は完成しているものの書類整備が不備であると判断されて、否判定がなされている。本来、工事書類が不備のまま、検査を実施するべきではなく、検査中止という厳正な判断が必要であったものである。

【措置内容】

技術指導検査担当参事会議において、書類未提出の際の検査中止の原則と、検査時に客観的事実に基づく判断をすることを再確認した。今後は、書類が確認できないものについては、原則検査を中止し、再提出、再検査により対応する。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

ウ 不十分なチェック体制

内容	検査員が作成した検査内訳書の主要部分を「否」としながらも、検査員の推察を交えて合格とした事案において、当該工事の検査結果は、所属長、次長等に検査調書の回覧により報告されていたが、その判定結果について十分なチェックが行われていなかった。
工事名等	【西部農林水産事務所呉農林事業所】 ○ 県営畑地帯総合整備事業 沖美地区 管路10期工事 (平成22年度)

措 置 の 内 容

【原因】

本案件においては、工事は完成しているものの書類整備が不備であると判断されて、否判定がなされている。本来、工事書類が不備のまま、検査を実施するべきではなく、検査中止という厳正な判断が必要であったものである。

【措置内容】

今後は、確認のできないものについては、原則検査を中止し、再提出、再検査により対応する。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

(4) その他

不適正事案に係る記録の不備

内容	農林水産局の調査において、完成検査日に一部未施工があったとされているが、該当する事務所では、調査は本庁で実施されているとして、その詳細な顛(てん)末や原因の究明などが書面で整理されていなかった。 また、完成検査日には未施工であった工事は年度内に完成したと公表している事案について、年度内に完成したことを裏付ける資料は整備されていなかった。
工事名等	【西部農林水産事務所呉農林事業所】 ○ 県営畑地帯総合整備事業 沖美地区 管路10期工事 (平成22年度) ○ 県営畑地帯総合整備事業 沖美地区 管路9期工事 (平成22年度)

措 置 の 内 容

【原因】

当調査は、農林水産局として本庁が主体となって行ったもので、確認された不適正事案は局全体として捉えており、事務所個別事案としての整理は行っていない。

また、調査は不適正事案の有無を聞き取りにより確認したもので、資料により年度内完了を裏付けることは困難であった。

【措置内容】

農林水産局としては、調査結果全体から浮き彫りになった課題や問題点を本庁と事務所で情報共有を図りながら精査をし、再発防止に向けた「適正な工事執行に係る改善策」を決定している。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

(3) 検査に係るもの

工事の完成検査において、受注者から納品されるべき資料がそろっていないまま検査を実施していたり、全ての工事目的物の完成を確認せずに、主な工種のみを抽出して検査を実施しているものなどがあった。適正な検査の実施に努められたい。

ア 不適正な検査手法

内容	完成検査では全ての工事目的物の完成状況について確認すべきところ、付随的な工事について検査をしていないものがあった。
工事名等	【東部農林水産事務所】 ○ 県営中山間地域総合整備事業 神石高原地区 野上線 舗装工事 (平成 22 年度)
根拠	広島県農林漁業土木工事検査要領第 5 条及び第 9 条 農林漁業土木工事検査基準

措 置 の 内 容

【原因】

完成検査時等における施設の完了確認が徹底されていなかった。

【措置内容】

技術指導検査担当参事会議において、付随的な工事についても検査対象であることを再確認している。

今後は、検査時に確認漏れの無いよう、現場確認、写真確認を徹底する。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

(4) その他

不適正事案に係る記録の不備

内容	農林水産局の調査において、完成検査日に一部未施工があったとされているが、該当する事務所では、調査は本庁で実施されているとして、その詳細な顛(てん)末や原因の究明などが書面で整理されていなかった。 また、完成検査日には未施工であった工事は年度内に完成したと公表している事案について、年度内に完成したことを裏付ける資料は整備されていなかった。
工事名等	【東部農林水産事務所】 ○ 県営中山間地域総合整備事業 神石高原地区 野上線 舗装工事 (平成 22 年度)

措 置 の 内 容

【原因】

当調査は、農林水産局における公共工事の執行の適正化を推進するうえで、本庁が主体となって不適正事案の有無を聞き取りにより確認したものであるが、調査の過程において、資料により年度内完了を裏付けることは困難であった。

【措置内容】

農林水産局としては、調査結果全体から浮き彫りになった課題や問題点を本庁と事務所で情報共有を図りながら精査をし、再発防止に向けた「適正な工事執行に係る改善策」を決定し対策を講じている。

機関名 東部農林水産事務所尾道農林事業所

監査結果(指摘事項)

(1) 契約等に係るもの

工事請負契約において、工期が短く設定されているものや完成通知書を受け取った後に変更契約を締結しているものなどが見受けられた。適正な事務処理に努められたい。

ア 短期の工期設定

内容	農林水産局所管の工事で、年度内に完成することで発注しているが、土木局の標準工期に当てはめると短い工期設定がなされており、結果的に翌年度に繰越されていた。
工事名等	【東部農林水産事務所尾道農林事業所】 ○ 県営経営体育成基盤整備事業 泉北地区 舗装工事 (平成24～25年度) ○ 県営経営体育成基盤整備事業 泉北地区 用水路工事 (平成24～25年度)
根拠	建設工事の工期算定について (平成5年3月24日土木建築部長通知)

措置の内容

【原因】

上記2工事について、工事実施区域において①一般交通の影響が少ない、②地元調整済であること、また、工事内容が舗装と管路埋設の単一工種であることから、2か月の工事期間で完成可能と判断し、入札契約を行った。

【措置内容】

工期設定においては、工事内容を精査し標準工期や積上げによる工期算定を行い適正な工期の確保に取り組んでいる。

また、必要に応じて翌債制度を活用するなど効率的な執行と適正な工期の確保に努める。

機関名 北部農林水産事務所

監査結果(指摘事項)

(1) 契約等に係るもの

工事請負契約において、工期が短く設定されているものや完成通知書を受け取った後に変更契約を締結しているものなどが見受けられた。適正な事務処理に努められたい。

ア 短期の工期設定

内容	農林水産局所管の工事で、年度内に完成することで発注しているが、土木局の標準工期に当てはめると短い工期設定がなされており、結果的に翌年度に繰越されていた。
工事名等	【北部農林水産事務所】 ○ 県営基幹農道整備事業 高茂金田3期地区 口和工区 道路2期工事 (平成24～25年度)
根拠	建設工事の工期算定について (平成5年3月24日土木建築部長通知)

措置の内容

【原因】

本工事は一般交通の影響がなく、土工掘削工が主たる工種であることから、約4か月の工事期間で完成が可能と判断し発注したが、土質・土量の変更等により工期が延び、結果的に翌年度に繰越しとなった。

【措置内容】

統一的・客観的な標準工期に基づく適正な工期の確保に努めている。また、必要に応じ翌債制度を活用した工事発注を行っている。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

エ 契約で定める回数を超えた部分払

内容	契約において定められた回数を超える部分払が行われていた。
工事名等	【北部農林水産事務所】 ○ 県営ため池等整備事業 高丸地区 堤体工事 (平成 23～24 年度)

措 置 の 内 容

【原因】

工事の請負契約期間が2年以上にわたる場合の年度末の工事請負代金の支払いは部分払いの回数に含まれないと誤認していた。

【措置内容】

契約において定められた回数以内の部分払いを行うことを徹底している。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

(2) 監督に係るもの

工事の監督において、工事完成図書の整備が全て完了していないのに完成通知書を受理している事案や契約額を減額して工事を打ち切っている事案などが見受けられた。

平素から工事監督業務を適切に実施するよう努められたい。

イ 不十分な工事の進行管理

内容	工事が計画どおりに進まず、契約額を減額して工事を打ち切っていた。また、県は、受注者からの履行報告に基づき、工程の把握や工事促進の指示などの進行管理により、工期内の工事完成に努める必要があるが、結果的に期限内に完成通知書を受理していなかった。
工事名等	【北部農林水産事務所】 ○ 県営ため池等整備事業 高丸地区 堤体工事 (平成 23～24 年度)
根拠	広島県土木工事共通仕様書 1-1-20-1 特記仕様書

措 置 の 内 容

【原因】

受注者に対して、2度の措置請求を行うなど再三にわたり施工体制の指導を行ったが改善が見られず工事遅延により地元関係者に迷惑がかかることなどから、やむをえず、変更契約により契約額を減額し、工事量を減じた。また、結果として契約した工事の完成は工期末となり、工期末の14日前までの完成通知書の受理ができなかった。

【措置内容】

農林水産局で取組んでいる「適正な工事執行に係る改善策の推進について」に基づき、各改善策を実施し、課題の早期把握とその解決に努めている。

監 査 結 果 (意 見)

(1) 適正な契約手続の徹底について

(対象：農林水産局及び土木局)

ポイント

- ア 標準工期に基づく適切な工期設定を徹底すること
- イ 検査期間の短縮は原則行わないこと
- ウ 契約の変更手続を適正に行うこと
- エ 部分払のあり方について検討を行うこと

ウ 契約の変更手続を適正に行うこと

土木局が発注した工事において、受注者から県に対して完成通知書が提出された後に、最終的な変更契約を締結しているものが見受けられた。

追加工事等が必要となった場合、まず、書面による指示又は協議を行った後、これに基づく変更契約を締結するのが一般的であり、受注者から完成通知書が提出されるまでに、最終的な変更契約が締結されていないなければならない。

また、この事案の完成通知書について、請負代金額の欄を空欄のまま受理し、変更契約を締結した後、県が請負代金額を記入したとのことであった。

そもそも、工事が完成した時点で変更契約後の請負代金額が決まっていないということはあってはならず、一連の変更契約等の手続の過程において、不適切な事務処理に対し十分なチェックがなされていなかったことも問題である。

今後は、適正な契約事務の徹底と内部統制の強化に努めていただきたい。

措 置 の 内 容

【原因】

契約締結の重要性に係る認識不足があったため。

【措置内容】

請負による工事の執行において、適切な契約を締結することの重要性を再認識し、特に工事内容の変更については定められた処理を完了した状態で施工され、完成までの早い時期に契約変更手続きを完了するよう周知を図っている。引き続き、適正な事務執行の確保に向け指導を徹底する。

監査結果(意見)

(2) 適正な工事監督の徹底について

(対象：農林水産局及び土木局)

ポイント

- ア 適正な工事監督に向けた取組を進めること
- イ 工事完成図書等の受理を厳格に行うこと
- ウ 年度内に完成が見込まれない場合等の対応方針を示すこと

イ 工事完成図書等の受理を厳格に行うこと

農林水産局及び土木局の発注した工事において、完成通知とともに提出を受けるべき工事完成図書が遅れて提出されているものが見受けられた。

受注者は工期の終期日の14日前までに完成通知書を監督職員に提出することになっているため、とりあえず完成通知書だけを提出し、工事完成図書を後日提出するという運用がなされているのではないかと懸念される場所である。

また、受注者から県へ提出される工事写真について、今回の監査全般を通じて、日付が挿入されていないものが多数見受けられた。

現行では工事写真に日付を入れることまでを求められていないが、工事写真は県として工事のプロセスを確認する重要なものであることから、写真に日付を入れることを検討すべきである。

関係機関においては、こうした工事完成図書の重要性を再確認するとともに、約款や共通仕様書に基づいた厳格な受理が図られるよう、受注者に対する指導を徹底していただきたい。

また、工事完成図書について、完成通知書と同時に提出されたものの、図面等の修正のため再提出がなされ、その日付をもって工事完成図書の提出日としたものがあるとの説明があったが、そうした場合は、当初の提出日と再提出日、修正内容など、その経緯を記録・整理しておくべきである。

措置の内容

【原因】

完成図書を含む契約関係書類の重要性に関する認識不足があったため。

【措置内容】

工事目的物のみならず、関係書類の整備は品質確保のうえでも重要なものであり、完成通知書受理にあたっては、その確認に留意するよう周知を図っている。引き続き、適正な事務執行の確保に向け指導を徹底する。

なお、工事写真の日付については、電子納品案件については従前より撮影年月日を記録することとなっていたが、平成25年9月17日以降に指名・公告する案件は原則全てを電子納品対象としたところであり、段階確認などの監督・検査の確実な実施とあわせて、受注者に対する指導を徹底する。

監査結果(意見)

(3) 厳格な工事検査と内部統制の徹底について

(対象：総務局、農林水産局及び土木局)

ポイント

- ア 工事完成図書等に基づいた完成検査を徹底すること
- イ 適正な検査手法による完成検査を徹底すること
- ウ 完成検査における厳格な合否判定を徹底すること
- エ 工事検査に係るチェック機能の強化に努めること
- オ 検査部門の集約化を検討すること

ア 工事完成図書等に基づいた完成検査を徹底すること

工事完成図書の一部が未提出の状況で、県が完成検査を実施している事案が見受けられた。完成検査については、工事完成図書等に照らし合わせて実施することとされているが、工事完成図書等がないままに完成検査が実施されることは絶対にあってはならない。今後は、厳格な完成検査の実施に向け、検査員等を対象に、検査制度に関する基礎知識に加え、検査の目的の再確認や上記の事案を踏まえた事例紹介等を内容とする実践的な研修に一層取り組むなど、工事完成図書等に基づいた完成検査を徹底していただきたい。

措置の内容

【原因】

電子成果品の納品書の未提出など、完成図書を含む契約関係書類の重要性に関する認識不足があったため。

【措置内容】

工事目的物のみならず、関係書類の整備は品質確保のうえでも重要なものであり、完成通知書受理にあたっては、その確認に留意するよう周知を図っている。引き続き、適正な事務執行の確保に向け指導を徹底する。

また、検査担当者会議(月毎)において検査制度に関する基礎知識に加え、検査の目的の再確認や不適切事案を踏まえた意見交換を実施しており、引き続き、工事完成図書等に基づいた完成検査の徹底に努める。

監査結果(意見)

ウ 完成検査における厳格な合否判定を徹底すること

農林水産局の発注した工事において、完成検査の際に合否判定の基として作成された検査内訳書では、「ほぼすべての資料が不完全」、あるいは「チェックシートが作成されておらず、また管理図も不完全」などとして、主要な部分の判定が「否」となっており、工事関係資料に基づいた十分な検査がなされていないにもかかわらず、検査員の推察を交えて合格と判定していたものがあった。

完成検査は、工事関係資料の整備が全て完了していなければ実施しないこととされており、この事案では完成検査を実施したこと自体に問題があった。

一方、土木局では、完成検査後に、検査調書とともに合否判定の根拠となった工事関係書類一式を保管することとしているが、合否判定のプロセスなどが分かりにくいものとなっている。

北海道においては、「工事検査記録簿」という様式を定め、検査員が工種ごとに出来形、品質、出来ばえ、実施状況について検査メモを記載するとともに、その他特記事項も付記することとされており、検査員が行った検査の記録が残されるようになっている（P57 参照）。

今後は、こうした例を参考にするなど、完成検査における合否判定の判断基準を明確にするとともに、その記録を残すことにより、透明性・客観性を高め、厳格な合否判定を徹底していただきたい。

措置の内容

【原因】

完成検査において不合格以外の場合は検査調書に特記事項の記入を行っていない。

【措置内容】

完成検査においては、監督段階での指摘事項との記録（監督段階におけるチェックシート、段階確認書）及び中間検査における検査記録について完成検査時に確認するとともに、検査技術基準に基づき、工事目的物の確認を行い合格とならない場合に検査調書に該当事項を記入し不合格とし、合格の場合は、検査対象となった監督段階、中間検査、完成図書等の全ての資料とあわせて検査調書及び工事成績評価結果を契約担当職員に提出することとしている。

工事目的物の完成、契約上の履行すべき事項、法令の順守状況については監督段階の記録が重要な部分を占めることから、段階確認をはじめ監督段階における指摘事項の記録（監督段階におけるチェックシート）を確実に実施することで、より透明性を高めるとともに、これらをもとに、より厳格な合否判定を行うよう検査担当者会議等において周知徹底を図っている。

監査結果(意見)

(4) 不適正事案等を教訓として今後に生かす風土づくりについて

(対象：農林水産局及び土木局)

ポイント

- 不適正事案や監査結果等について問題意識を高め、本庁・事務所が一体となって、不適正事案等を教訓として今後に生かす風土づくりに取り組むこと

農林水産局では、平成24年10月に判明した不適正事案を契機に、平成22年度以降に完成検査を行った全ての工事を対象に執行状況について聞き取り調査を実施したところ、このほかにも、2件が完成検査日に一部未施工であったことが判明した。

また、こうした事案を踏まえ、問題点の検証を行った上で改善策を打ち出し、適正な工事執行に向けた取組が進められているところである。

しかしながら、今回の監査において、該当の事務所に対し、不適正事案の顛(てん)末や原因について改めて説明を求めたが、調査は本庁で実施されているとして明確な説明はなく、本庁と事務所との情報共有が図られていない状況であった。

土木局では、今回の監査において、請求書等の日付が未記入のものがあつたほか、契約金額が未記入の状態で作成通知書を受領し、変更契約を締結後、県において契約金額を記入したとの説明があつた。

これらは、本来、受注者が記入すべきものであるが、該当の事務所では、受注者が県に記入を依頼したものであり、正しく変更金額を記入したとの説明で、こうした手法が不適正事案につながりかねないという問題意識が不足している。

公共工事の適正な執行を確保するため、今一度、職員一人ひとりが問題意識を高めるとともに、本庁・事務所が一体となって、不適正事案や今回の監査結果を教訓として、今後に生かす風土づくりに取り組んでいただきたい。

措置の内容

【原因】

不適正事案につながりかねないという問題意識が欠如していた。

【措置内容】

不適正事案を教訓とし個々の問題意識を高めることを目的とし、平成25年度から農林水産局、土木局及び企業局合同によるコンプライアンス研修を実施している。

引き続き、法令順守に関する意識の向上に取り組む。

監査結果（指摘事項）

（１）契約等に係るもの

工事請負契約において、工期が短く設定されているものや完成通知書を受け取った後に変更契約を締結しているものなどが見受けられた。適正な事務処理に努められたい。

オ 日付や收受印のない支出関係書類

内容	受注者から提出された引渡書及び請求書について、日付の欄が空欄のまま受理していた。また、県の收受印も押印されていなかった。
工事名等	【営繕課】 ○ 瀬戸内海国立公園 宮島弥山展望休憩所他 解体工事 (平成 24 年度)
根拠	広島県文書等管理規程第 10 条 支出マニュアル II 第 7 1 (2)

措置の内容

【原因】

受注者が引渡書を発注者に提出する際、請求書と合わせ日付を記載するとしていたが、記載が漏れたまま提出に至った。監督職員が提出書類の記載内容の最終確認を怠り、記載されたものとして受理し、事務処理過程においても複層的な確認ができていなかった。

【措置内容】

書類の受理時に日付記載の確認を徹底するとともに、事務処理の過程においても各職員で日付記載を複層的に確認することとした。

監査結果（指摘事項）

（２）監督に係るもの

工事の監督において、工事完成図書の整備が全て完了していないのに完成通知書を受理している事案や契約額を減額して工事を打ち切っている事案などが見受けられた。

平素から工事監督業務を適切に実施するよう努められたい。

ア 書類不備の状態での完成通知書の受理

内容	工事完成時に受注者が納品することを義務付けられた工事完成図書（電子成果品を含む。）の整備が全て完了していないにもかかわらず、県の監督職員は完成通知書を受理していた。
工事名等	【営繕課】 ○ 広島県立大竹高等学校校舎（４・５号棟） 耐震改修工事 (平成 24 年度)
根拠	土木工事共通仕様書（広島県） 1-1-20-2

措置の内容

【原因】

監督職員が、完成通知書を監督職員に通知する要件である「設計図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了していること」の確認を工事完成検査において担保できるとの認識を持っており、完成通知書の受理時に十分な確認を怠ったため。

【措置内容】

完成通知書を受理する際に求められる提出書類の確認について、課全体で再確認するため、営繕課ベテラン職員からの研修などを充実するとともに、監督員、主任監督員の複層的なチェック体制を再確認した。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

(3) 検査に係るもの

工事の完成検査において、受注者から納品されるべき資料がそろっていないまま検査を実施していたり、全ての工事目的物の完成を確認せずに、主な工種のみを抽出して検査を実施しているものなどがあった。適正な検査の実施に努められたい。

オ 検査期限の算定誤り

内容	完成検査は、工事の完成通知を受けた日から起算して14日以内に行う必要があるが、誤って、完成通知を受けた日の翌日から起算したため、完成検査が1日遅れて実施されていた。
工事名等	【営繕課】 ○ 瀬戸内海国立公園 宮島弥山展望休憩所他 解体工事 (平成24年度)
根拠	建設工事請負契約約款第31条第2項 政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針 (昭和25年4月7日大蔵省理財局長)

措 置 の 内 容

【原因】

監督職員が検査日程を調整する際、完成通知書の情報を検査職員に十分伝達しておらず、また、監督職員への組織的な関与が少なく、検査期限の算定誤りを修正する機会を逸したため。

【措置内容】

検査日程の調整を行う際、完成通知書の情報を組織（グループ単位）で共有し、職員相互に確認し合い検査日程を設定するなど情報管理への組織的関与を充実した。

機関名 西部建設事務所

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

(1) 契約等に係るもの

工事請負契約において、工期が短く設定されているものや完成通知書を受け取った後に変更契約を締結しているものなどが見受けられた。適正な事務処理に努められたい。

ウ 完成通知書受理後の変更契約の締結

内容	受注者から工事の完成通知書を受け取った後に、当該工事の変更契約を締結していた。
工事名等	【西部建設事務所】 ○ 一級河川 太田川水系 湯坂川 河川改良工事 (平成24年度)
根拠	土木工事共通仕様書 (広島県) 1-1-20-2

措 置 の 内 容

【原因】

年度末は工期末が集中し、事業課の変更設計書作成及び変更契約の事務が集中する時期であり、書類の決裁も滞ることがあり、担当職員及び上司を含め適正な事務の執行に対する意識が欠けていた。

【措置内容】

所属内で事務に遺漏のないよう、発注案件ごとに組織としてのチェック体制の強化を図るとともに、繁忙期については、担当職員が案件ごとの進捗状況と照らし合わせながら、本日の事務処理予定を確認するなど、適正な事務処理に努めているところである。

さらに、契約変更予定を早期に把握するため、決算見込額調の数値を参考として該当案件を抽出したうえで、契約担当と事業課で連絡・調整を緊密にし、その後の契約事務に漏れや遅延がないようチェック体制を強化する。

監査結果(指摘事項)

(2) 監督に係るもの

工事の監督において、工事完成図書の整備が全て完了していないのに完成通知書を受理している事案や契約額を減額して工事を打ち切っている事案などが見受けられた。

平素から工事監督業務を適切に実施するよう努められたい。

ア 書類不備の状態での完成通知書の受理

内容	工事完成時に受注者が納品することを義務付けられた工事完成図書(電子成果品を含む。)の整備が全て完了していないにもかかわらず、県の監督職員は完成通知書を受理していた。
工事名等	【西部建設事務所】 ○ 一級河川 太田川水系 湯坂川 河川改良工事(平成24年度)
根拠	土木工事共通仕様書(広島県)1-1-20-2

措置の内容

【原因】

年度末に監督員の業務が輻輳していたため、追加工事量の確定、変更設計書の起案・決裁、最終の変更契約が遅くなった。

一方で、工事は完成し、受注者からは土木工事共通仕様書で定める工期末の14日前までに、完成通知書が提出されたため、受注者の契約違反を避けるため、監督員はやむを得ず、請負代金額が空欄の完成通知書を受理した。

また、電子成果品の提出については、県の担当者が受注者への指導を失念した。

【措置内容】

特に、年度末等の業務輻輳期における業務工程管理、また、受注者からの書類や成果品の受理について、総括監督員、主任監督員、一般監督員が一体となって、トリプルチェックを行うことにより、より適正、確実にすることとした。

機関名 西部建設事務所東広島支所

監査結果(指摘事項)

(2) 監督に係るもの

工事の監督において、工事完成図書の整備が全て完了していないのに完成通知書を受理している事案や契約額を減額して工事を打ち切っている事案などが見受けられた。

平素から工事監督業務を適切に実施するよう努められたい。

エ 不十分な工事写真

内容	工事の着手前及び完成時の写真の撮影地点が異なっており、その対比が分かりにくいものがあつた。 また、工事写真からは、工事区間の起点及び終点を明確に確認することができなかった。
工事名等	【西部建設事務所東広島支所】 ○ (主) 志和インター線 道路改良工事(平成24年度)

措置の内容

【原因】

受注者の写真管理の不備や、受注者より提出された工事写真の確認不足があつたこと、さらに受注者に対する指導の不足があつたため。

【措置内容】

当該工事に関しては、完成検査時に検査員が現場及び工事完成図書等により工事の完成を確認しており、適正に竣工している。

また、他の工事における監督業務に際しては、工事写真の適切な撮影方法について受注者指導の徹底に努めている。

監査結果(指摘事項)

(2) 監督に係るもの

工事の監督において、工事完成図書の整備が全て完了していないのに完成通知書を受理している事案や契約額を減額して工事を打ち切っている事案などが見受けられた。

平素から工事監督業務を適切に実施するよう努められたい。

ア 書類不備の状態での完成通知書の受理

内容	工事完成時に受注者が納品することを義務付けられた工事完成図書(電子成果品を含む。)の整備が全て完了していないにもかかわらず、県の監督職員は完成通知書を受理していた。
工事名等	【北部建設事務所】 ○ 一級河川 江の川水系 国兼川 広域河川改修工事 (2工区)(平成24年度)
根拠	土木工事共通仕様書(広島県)1-1-20-2

措置の内容

【原因】

工事写真など電子媒体による工事関係資料についても工事完成までに提出し、すべての業務が完了した時点で完了通知書を提出しなければならないことになっている。

しかし書類ベースでの資料は提出されていたものの、電子化する資料については施工業者が提出規格に合うようにチェックを行い、エラーがあるものは修正する必要がある、この作業に予想外の時間を要した。

また、担当職員も、書類ベースでの資料は提出されていたので、完了したものと思っていた。

【措置内容】

今後は施工業者に対して、日頃から資料のチェックを行い、工事完成後に速やかに電子化された関係資料も提出できるように指導を行うとともに、担当職員に対しても様々な機会をとらえて規定を順守するよう指導した。

監査結果(指摘事項)

(3) 検査に係るもの

工事の完成検査において、受注者から納品されるべき資料がそろっていないまま検査を実施していたり、全ての工事目的物の完成を確認せずに、主な工種のみを抽出して検査を実施しているものなどがあった。適正な検査の実施に努められたい。

オ 検査期限の算定誤り

内容	完成検査は、工事の完成通知を受けた日から起算して14日以内に行う必要があるが、誤って、完成通知を受けた日の翌日から起算したため、完成検査が1日遅れて実施されていた。
工事名等	【北部建設事務所】 ○ 一級河川 江の川水系 馬洗川 他1河川 河川維持修繕工事(河道浚渫)(平成24年度)
根拠	建設工事請負契約約款第31条第2項 政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針 (昭和25年4月7日大蔵省理財局長)

措置の内容

【原因】

約款の規定を読み違えて運用していたことが原因で、検査監や上司も誤りに気付かなかった。

【措置内容】

所内研修などで確認を行うとともに、日頃のチェックを怠らないように徹底した。

2 県の機関が排出する産業廃棄物の処理状況について

機関名 会計管理部

監査結果(意見)

1 県の機関において適正処理を推進する体制の構築について

(会計管理部・総務局・環境県民局)

県は、「第3次広島県廃棄物処理計画」を策定し、循環型社会と低炭素社会の一体的実現に向けた取組を進めており、産業廃棄物の排出事業者や処理業者の事業所、処理施設、保管施設等への立入検査をはじめ、不法投棄に対する監視活動や排出事業者責任の周知・徹底を図るための活動を行っているところである。

県は、こうした民間事業者等を指導・監督する立場にありながら、今回の監査で、県の多くの機関において、契約やマニフェスト、廃棄物管理などの数多くの不適正な事案が見受けられたことは遺憾である。

廃棄物処理法上、事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することとなっているため、県の機関における処理はそれぞれの機関に委ねられている。

機関ごとに多くの不適正事案が生じていることは、県が自ら排出事業者としての側面も有しているという意識に欠け、県という行政体としてその全体への適正処理に向けた指導が浸透していないことの現れである。

県は、その指導的役割から、率先垂範して産業廃棄物処理に係る適正な事務処理を徹底すべき立場にあり、強力なリーダーシップとスピード感を持って、適正な事務処理に向けた全庁的な取組を推進する必要がある。

このため、早急に関係部局が協議を行い、プロジェクトチームを設置するなど、すべての県の機関において適正処理を推進するための体制を構築する必要がある。

措置の内容

産業廃棄物の適正な事務処理に向けた全庁的な取組として、産業廃棄物対策課において、産業廃棄物適正処理講習会の開催(平成25年12月5日)や産業廃棄物の適正な処理の徹底についての通知(平成26年4月11日)が行われたところである。

総務事務課は、産業廃棄物処理に係る適正な処理の推進体制について、広島県契約規則を所管している立場で関係局と協議を行っている。

監査結果(意見)

2 産業廃棄物に係る適正な事務処理の推進について(会計管理部・総務局・環境県民局)

今回の監査で、委託契約の締結、マニフェストの交付・行政への報告、廃棄物の管理など、産業廃棄物処理に係る一連の事務処理において、基本的な誤りや不適正な事案が数多く見受けられた。

こうした基本的なミスを防ぎ、適正な事務処理を徹底していくためには、(1)で例示したプロジェクトチームなどが中心となって、県の機関における産業廃棄物処理の実態を把握するとともに、現場の課題等を踏まえた事務処理マニュアルの作成などにより、担当者等の実務的な能力を向上させていく必要がある。

ア 県の機関における産業廃棄物処理の実態把握を行うこと

県の機関において、廃棄物処理法や実務的な事務の流れなどに関する理解を深め、適正な事務処理を徹底していくためには、県の機関における産業廃棄物処理の実態把握が重要であるが、これまで、県の機関が排出する産業廃棄物処理の全容については把握されていない。

適切な対応策を講じるため、今回の監査での調査結果等を踏まえ、県の機関が排出する産業廃棄物の処理状況等の実態把握に努めていただきたい。

措置の内容

産業廃棄物の適正な事務処理に向けた全庁的な取組として産業廃棄物対策課において、産業廃棄物適正処理講習会の開催(平成25年12月5日)や産業廃棄物の適正な処理の徹底についての通知(平成26年4月11日)が行われたところである。

総務事務課は、産業廃棄物処理に係る適正な処理の推進体制について、広島県契約規則を所管している立場で関係局と協議を行っている。

監査結果(意見)

イ 県の機関向けの契約書標準様式を作成し共有すること

産業廃棄物処理に係る委託契約書については、公益社団法人全国産業廃棄物連合会が標準様式を作成しており、産業廃棄物対策課においても、当該様式を使用することが望ましいとの意見である。

しかしながら、県の財務会計システムに掲載されている委託契約書の標準様式は、一般的な業務委託契約に関するものであるため、一部の機関においては、この一般的な標準様式を使用していた。

また、廃棄物処理法では、契約金額の多少にかかわらず、書面による契約の締結が義務付けられているが、一般的な業務委託契約と同様の考え方で、一定金額未満の契約について、契約書の作成を省略し、請書で代用するという誤った対応がなされていた。

こうした事務処理のミスを防ぎ、適正な委託契約が締結されるよう、県の機関向けの契約書標準様式の作成や施設管理業務に係る仕様書の見直しなどに取り組み、これらの情報を県の財務会計システムに掲載するなどして、各機関において共有できる環境を整備する必要がある。

措置の内容

産業廃棄物の適正な事務処理に向けた全庁的な取組として産業廃棄物対策課において、産業廃棄物適正処理講習会の開催(平成25年12月5日)や産業廃棄物の適正な処理の徹底についての通知(平成26年4月11日)が行われたところである。

総務事務課は、産業廃棄物処理に係る適正な処理の推進体制について、広島県契約規則を所管している立場で関係局と協議を行っている。

監査結果(意見)

ウ 事務処理マニュアル等を整備すること

産業廃棄物の適正処理に関しては、廃棄物処理法について解説した排出事業者向けのテキストやパンフレット等はあるものの、具体的な事務手続に関するマニュアルは作成されていない。

県のすべての機関において適正な事務処理が徹底できるよう、産業廃棄物処理に係る一連の事務手続の流れを分かりやすく説明した事務処理マニュアルを作成するとともに、許可証写しの添付の有無や行政への報告の有無などの主要項目チェックリストを充実する必要がある。

措置の内容

産業廃棄物の適正な事務処理に向けた全庁的な取組として産業廃棄物対策課において、産業廃棄物適正処理講習会の開催（平成25年12月5日）や産業廃棄物の適正な処理の徹底についての通知（平成26年4月11日）が行われたところである。

総務事務課は、産業廃棄物処理に係る適正な処理の推進体制について、広島県契約規則を所管している立場で関係局と協議を行っている。

監査結果(意見)

エ 効果的な研修を実施すること

県では、平成23年度まで、産業廃棄物の適正処理に関して、県の機関を対象とした講習会や研修等が行われていなかった。

平成24年度の定例監査において、県の機関による産業廃棄物処理に係る不適正な事案が発生したことを受け、同年度から、産業廃棄物対策課が県の機関を対象とした講習会を開催するようになったところである。

しかしながら、当該講習会は廃棄物処理法の概要について理解することが主眼となっており、実務的な事務処理に関する内容は十分と言えない状況であった。

このため、上述ウで述べたとおり、事務処理マニュアル等を作成の上、これを活用するなど、講習会の内容を充実し効果的な研修として実施する必要がある。

特に、産業廃棄物を排出する県の機関では、担当者等の研修への参加を必須とするなどの積極的な取組により、その能力向上を図るとともに、管理職を含め、各機関内で習得した知識等の情報共有に努め、適正な事務処理を徹底していただきたい。

措置の内容

産業廃棄物の適正な事務処理に向けた全庁的な取組として産業廃棄物対策課において、産業廃棄物適正処理講習会の開催（平成25年12月5日）や産業廃棄物の適正な処理の徹底についての通知（平成26年4月11日）が行われたところである。

総務事務課は、産業廃棄物処理に係る適正な処理の推進体制について、広島県契約規則を所管している立場で関係局と協議を行っている。

監査結果(意見)

3 産業廃棄物の効率的な処理の推進について(産業廃棄物を排出する全部局)

産業廃棄物を排出する県の機関によって、その排出量や処理の頻度は異なっている。排出量が少量で処理頻度が少ない機関においては、前例を踏まえた事務処理が行われており、専門性の高い廃棄物処理法についての理解を深め、事務に習熟するための取組が不十分となっている。

また、監査結果にみられるように、マニフェストに係る事務処理の誤りが指摘事項と改善を求める事項を合わせると333件(110機関)と極めて多く見受けられたところである。

このような状況を改善するためには、(1)で例示したプロジェクトチームなどが中心となって、産業廃棄物処理の集約化を進め、電子マニフェストを導入することにより、県の機関が排出する産業廃棄物の効率的な処理体制を構築する必要がある。

ア 産業廃棄物処理の集約化に努めること

県の機関で様々な産業廃棄物が排出されているが、排出量が少量で処理頻度が少ない機関においては、事務処理に精通することは困難である。

このため、例えば、警察本部においては、廃蛍光管等の処理について、広島市域の庁舎や警察署、坂町の警察学校分を取りまとめ一業者に委託するなど、一部機関では集約に着手しているところである。

こうした取組を踏まえ、産業廃棄物の種類やエリアの設定など、産業廃棄物処理の集約化を加速させることにより効率的な処理体制の構築に努めていただきたい。

措置の内容

本庁分の廃棄物処理については、各局の事務処理の軽減を図るため、平成24年度から総務事務課での集約を試行し、本年度から本格的に集約することとしている。

監査結果(意見)

イ 電子マニフェストの導入に努めること

県は、産業廃棄物の処理を委託する際に義務付けられているマニフェストについて、事務処理の効率化、法令順守及び処理情報の透明化を図るため、電子マニフェストの普及促進に取り組んでいる。

国は、平成28年度までに電子マニフェストの普及率50%を目標に掲げているが、平成24年度時点の普及率についてみると、全国30%、広島県33%となっており、広島県の普及率は全国を上回っているものの、国の目標に対して低率の状況となっている。

また、県は、民間の少量排出事業者に対する電子マニフェストの普及に力を入れているところであるが、その一方で、県の機関で電子マニフェストを導入しているのは広島病院のみである。

今回の監査では、マニフェストの未交付や記入不備、行政への未報告など、マニフェストに係る事務処理の誤りが極めて多く見受けられたことから、県の機関において積極的に電子マニフェストの導入に努めていただきたい。

措置の内容

総務事務課で行う廃棄物処理については、本年度から電子マニフェストを導入することとしている。

監査結果(指摘事項)

ア 契約に係るもの

(エ) 契約書の規定不備・規定誤り(法定事項の規定漏れなど)

契約書に規定すべき法定項目が記載されていないものなど

指摘内容	廃棄物処理法の規定により委託契約書に必ず規定しなければならない事項が記載されていないものや委託契約書の規定に誤りがあるものがあった。契約書の規定に不備があるものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[会計管理部] 総務事務課 (廃棄物処分契約ほか1契約)
根拠規定	廃棄物処理法第12条第6項、同法施行令第6条の2第4号及び同法施行規則第8条の4の2

措置の内容

【原因】

法令の理解が不十分であった。

【措置内容】

平成25年度の廃棄物処理については、産業廃棄物対策課とも協議の上、公益社団法人全国産業廃棄物連合会が示す契約書の標準様式を参考にして、必要な法定事項を明記した契約書によって契約を締結したが、契約書の記載内容等に不適当な部分が認められたため、今後は、記載内容の確認を徹底するなど適切な契約事務の執行に努める。

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[会計管理部] 総務事務課 (廃棄物処分契約ほか1件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

法令の理解が不十分であった。

【措置内容】

平成24年度の実績については、広島市の了解を得た上で、平成25年10月7日に報告した。
平成25年度の実績については、平成26年5月26日に報告した。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

<p>改善を 求める 事項</p>	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト (A票) には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
<p>対象 機関</p>	<p>〔会計管理部〕 総務事務課 (廃棄物処分契約ほか1件)</p>
<p>参考 規定</p>	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23, 第8条の25, 第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

平成25年度からマニフェストに收受日の記載を行うこととした。

監査結果(意見)

3 産業廃棄物の効率的な処理の推進について（産業廃棄物を排出する全部局）

産業廃棄物を排出する県の機関によって、その排出量や処理の頻度は異なっている。排出量が少量で処理頻度が少ない機関においては、前例を踏まえた事務処理が行われており、専門性の高い廃棄物処理法についての理解を深め、事務に習熟するための取組が不十分となっている。

また、監査結果にみられるように、マニフェストに係る事務処理の誤りが指摘事項と改善を求める事項を合わせると 333 件（110 機関）と極めて多く見受けられたところである。

このような状況を改善するためには、(1)で例示したプロジェクトチームなどが中心となって、産業廃棄物処理の集約化を進め、電子マニフェストを導入することにより、県の機関が排出する産業廃棄物の効率的な処理体制を構築する必要がある。

ア 産業廃棄物処理の集約化に努めること

県の機関で様々な産業廃棄物が排出されているが、排出量が少量で処理頻度が少ない機関においては、事務処理に精通することは困難である。

このため、例えば、警察本部においては、廃蛍光灯等の処理について、広島市域の庁舎や警察署、坂町の警察学校分を取りまとめ一業者に委託するなど、一部機関では集約に着手しているところである。

こうした取組を踏まえ、産業廃棄物の種類やエリアの設定など、産業廃棄物処理の集約化を加速させることにより効率的な処理体制の構築に努めていただきたい。

措置の内容

産業廃棄物処理の集約化について、協議等があれば参加するなど他部局と連携し、適切な廃棄物処理に努めていく。

監査結果(意見)

イ 電子マニフェストの導入に努めること

県は、産業廃棄物の処理を委託する際に義務付けられているマニフェストについて、事務処理の効率化、法令順守及び処理情報の透明化を図るため、電子マニフェストの普及促進に取り組んでいる。

国は、平成 28 年度までに電子マニフェストの普及率 50%を目標に掲げているが、平成 24 年度時点の普及率についてみると、全国 30%、広島県 33%となっており、広島県の普及率は全国を上回っているものの、国の目標に対して低率の状況となっている。

また、県は、民間の少量排出事業者に対する電子マニフェストの普及に力を入れているところであるが、その一方で、県の機関で電子マニフェストを導入しているのは広島病院のみである。

今回の監査では、マニフェストの未交付や記入不備、行政への未報告など、マニフェストに係る事務処理の誤りが極めて多く見受けられたことから、県の機関において積極的に電子マニフェストの導入に努めていただきたい。

措置の内容

電子マニフェストの導入については、他部局とも連携し対応に努めていく。

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘 内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	[危機管理監] 危機管理課 (産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約)
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措 置 の 内 容

【原因】

マニフェストの交付状況を期日までに報告することについて、業務管理の徹底が図られていなかった。

【措置内容】

期日内の報告等について、担当者が事務処理を再確認し、所属内でもその内容を共有することにより、事務管理の徹底化を図つた。

平成24年度のマニフェストの交付状況については、平成26年3月7日に広島県知事に対して報告を行つた。

監 査 結 果 (意 見)

1 県の機関において適正処理を推進する体制の構築について

(会計管理部・総務局・環境県民局)

県は、「第3次広島県廃棄物処理計画」を策定し、循環型社会と低炭素社会の一体的実現に向けた取組を進めており、産業廃棄物の排出事業者や処理業者の事業所、処理施設、保管施設等への立入検査をはじめ、不法投棄に対する監視活動や排出事業者責任の周知・徹底を図るための活動を行っているところである。

県は、こうした民間事業者等を指導・監督する立場にありながら、今回の監査で、県の多くの機関において、契約やマニフェスト、廃棄物管理などの数多くの不適正な事案が見受けられたことは遺憾である。

廃棄物処理法上、事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することとなっているため、県の機関における処理はそれぞれの機関に委ねられている。

機関ごとに多くの不適正事案が生じていることは、県が自ら排出事業者としての側面も有しているという意識に欠け、県という行政体としてその全体への適正処理に向けた指導が浸透していないことの現れである。

県は、その指導的役割から、率先垂範して産業廃棄物処理に係る適正な事務処理を徹底すべき立場にあり、強力なリーダーシップとスピード感を持って、適正な事務処理に向けた全庁的な取組を推進する必要がある。

このため、早急に関係部局が協議を行い、プロジェクトチームを設置するなど、すべての県の機関において適正処理を推進するための体制を構築する必要がある。

措 置 の 内 容

1 県の機関において適正処理を推進する体制の構築について

産業廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、適正な事務処理を行う必要があることは言うまでもない。

実際に、県の各機関で排出される産業廃棄物の種類は多様であることなどを踏まえ、各機関が適正な事務処理を行うためには、どのような体制で対応することが望ましいかについて、引き続き関係部局間で検討していく必要があると考えている。

監査結果(意見)

2 産業廃棄物に係る適正な事務処理の推進について

(会計管理部・総務局・環境県民局)

今回の監査で、委託契約の締結、マニフェストの交付・行政への報告、廃棄物の管理など、産業廃棄物処理に係る一連の事務処理において、基本的な誤りや不適正な事案が数多く見受けられた。

こうした基本的なミスを防ぎ、適正な事務処理を徹底していくためには、(1)で例示したプロジェクトチームなどが中心となって、県の機関における産業廃棄物処理の実態を把握するとともに、現場の課題等を踏まえた事務処理マニュアルの作成などにより、担当者等の実務的な能力を向上させていく必要がある。

ア 県の機関における産業廃棄物処理の実態把握を行うこと

県の機関において、廃棄物処理法や実務的な事務の流れなどに関する理解を深め、適正な事務処理を徹底していくためには、県の機関における産業廃棄物処理の実態把握が重要であるが、これまで、県の機関が排出する産業廃棄物処理の全容については把握されていない。

適切な対応策を講じるため、今回の監査での調査結果等を踏まえ、県の機関が排出する産業廃棄物の処理状況等の実態把握に努めていただきたい。

イ 県の機関向けの契約書標準様式を作成し共有すること

産業廃棄物処理に係る委託契約書については、公益社団法人全国産業廃棄物連合会が標準様式を作成しており、産業廃棄物対策課においても、当該様式を使用することが望ましいとの意見である。

しかしながら、県の財務会計システムに掲載されている委託契約書の標準様式は、一般的な業務委託契約に関するものであるため、一部の機関においては、この一般的な標準様式を使用していた。

また、廃棄物処理法では、契約金額の多少にかかわらず、書面による契約の締結が義務付けられているが、一般的な業務委託契約と同様の考え方で、一定金額未満の契約について、契約書の作成を省略し、請書で代用するという誤った対応がなされていた。

こうした事務処理のミスを防ぎ、適正な委託契約が締結されるよう、県の機関向けの契約書標準様式の作成や施設管理業務に係る仕様書の見直しなどに取り組み、これらの情報を県の財務会計システムに掲載するなどして、各機関において共有できる環境を整備する必要がある。

ウ 事務処理マニュアル等を整備すること

産業廃棄物の適正処理に関しては、廃棄物処理法について解説した排出事業者向けのテキストやパンフレット等はあるものの、具体的な事務手続に関するマニュアルは作成されていない。

県のすべての機関において適正な事務処理が徹底できるよう、産業廃棄物処理に係る一連の事務手続の流れを分かりやすく説明した事務処理マニュアルを作成するとともに、許可証写しの添付の有無や行政への報告の有無などの主要項目チェックリストを充実する必要がある。

エ 効果的な研修を実施すること

県では、平成23年度まで、産業廃棄物の適正処理に関して、県の機関を対象とした講習会や研修等が行われていなかった。

平成24年度の定例監査において、県の機関による産業廃棄物処理に係る不適正な事案が発生したことを受け、同年度から、産業廃棄物対策課が県の機関を対象とした講習会を開催するようになったところである。

しかしながら、当該講習会は廃棄物処理法の概要について理解することが主眼となっており、実務的な事務処理に関する内容は十分と言えない状況であった。

このため、上述ウで述べたとおり、事務処理マニュアル等を作成の上、これを活用するなど、講習会の内容を充実し効果的な研修として実施する必要がある。

特に、産業廃棄物を排出する県の機関では、担当者等の研修への参加を必須とするなどの積極的な取組により、その能力向上を図るとともに、管理職を含め、各機関内で習得した知識等の情報共有に努め、適正な事務処理を徹底していただきたい。

措置の内容

2 産業廃棄物に係る適正な事務処理の推進について

監査結果の公表を受け、廃棄物対策課から、平成26年4月11日付けで各部局幹事課長等に対して、「産業廃棄物の適正な処理の徹底について(通知)」が発出されている。

この中で、法の遵守を徹底して適正な事務処理を行うための留意事項として、「委託基準の遵守」や「産業廃棄物管理票(マニフェスト)の使用義務等」、また「特別管理産業廃棄物管理責任者の設置」などが求められており、総務局でも、局内各課及び地方機関に対し、適正処理の推進に向け、通知を行ったところである。

監査結果(意見)

3 産業廃棄物の効率的な処理の推進について(産業廃棄物を排出する全部局)

産業廃棄物を排出する県の機関によって、その排出量や処理の頻度は異なっている。排出量が少量で処理頻度が少ない機関においては、前例を踏まえた事務処理が行われており、専門性の高い廃棄物処理法についての理解を深め、事務に習熟するための取組が不十分となっている。

また、監査結果にみられるように、マニフェストに係る事務処理の誤りが指摘事項と改善を求める事項を合わせると333件(110機関)と極めて多く見受けられたところである。

このような状況を改善するためには、(1)で例示したプロジェクトチームなどが中心となって、産業廃棄物処理の集約化を進め、電子マニフェストを導入することにより、県の機関が排出する産業廃棄物の効率的な処理体制を構築する必要がある。

ア 産業廃棄物処理の集約化に努めること

県の機関で様々な産業廃棄物が排出されているが、排出量が少量で処理頻度が少ない機関においては、事務処理に精通することは困難である。

このため、例えば、警察本部においては、廃蛍光管等の処理について、広島市域の庁舎や警察署、坂町の警察学校分を取りまとめ一業者に委託するなど、一部機関では集約に着手しているところである。

こうした取組を踏まえ、産業廃棄物の種類やエリアの設定など、産業廃棄物処理の集約化を加速させることにより効率的な処理体制の構築に努めていただきたい。

イ 電子マニフェストの導入に努めること

県は、産業廃棄物の処理を委託する際に義務付けられているマニフェストについて、事務処理の効率化、法令順守及び処理情報の透明化を図るため、電子マニフェストの普及促進に取り組んでいる。

国は、平成28年度までに電子マニフェストの普及率50%を目標に掲げているが、平成24年度時点の普及率についてみると、全国30%、広島県33%となっており、広島県の普及率は全国を上回っているものの、国の目標に対して低率の状況となっている。

また、県は、民間の少量排出事業者に対する電子マニフェストの普及に力を入れているところであるが、その一方で、県の機関で電子マニフェストを導入しているのは広島病院のみである。

今回の監査では、マニフェストの未交付や記入不備、行政への未報告など、マニフェストに係る事務処理の誤りが極めて多く見受けられたことから、県の機関において積極的に電子マニフェストの導入に努めていただきたい。

措置の内容

3 産業廃棄物の効率的な処理の推進について

産業廃棄物処理の集約化は、業務や経費の効率化に資するものであるが、排出される機関ごとに、廃棄物の内容や処理時期が異なるなどの個別事情もあることから、地域や各機関の実情に合わせて、検討を進めていく必要があると考えている。

一方、電子マニフェストについては、総務局内では、財産管理課が平成26年5月に公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する「JWNET」に加入したところであり、26年度の産業廃棄物処理業務委託契約から、電子マニフェストの導入を行った。地方機関については、他機関の動向等を見ながら、電子マニフェストの導入を検討していく。

監査結果(指摘事項)

ア 契約に係るもの

(エ) 契約書の規定不備・規定誤り(法定事項の規定漏れなど)

契約書に規定すべき法定項目が記載されていないものなど

指摘内容	廃棄物処理法の規定により委託契約書に必ず規定しなければならない事項が記載されていないものや委託契約書の規定に誤りがあるものがあつた。契約書の規定に不備があるものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[総務局] 西部総務事務所総務第二課(廿日市庁舎グリーストラップ清掃業務委託契約)
根拠規定	廃棄物処理法第12条第6項, 同法施行令第6条の2第4号及び同法施行規則第8条の4の2

措置の内容

【原因】

廃棄物処理法の規定における委託契約に関して, 担当職員及び上司を含む所属職員の理解が不足していたこと。

【措置内容】

担当職員は, 廃棄物処理法の規定における委託契約について再確認するとともに, 所属内でその内容の周知徹底を図り, 組織全体で委託契約書のチェック体制を強化した。

平成25年3月14日付で締結した広島県廿日市庁舎グリーストラップ清掃業務の委託基本契約においては, 適正な事務処理を行っている。

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は, 毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが, これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[総務局] 西部総務事務所総務第二課(廿日市庁舎グリーストラップ清掃業務委託契約)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

マニフェストの交付状況を期日までに報告することについて, 担当職員及び上司を含む所属職員の認識がなかったこと。

【措置内容】

担当職員は, 事務処理について再確認するとともに, 所属内でその内容を共有して理解の徹底を図り, 組織全体でのチェック体制を強化した。

平成25年度のマニフェストの交付報告書は, 平成26年6月5日に広島県知事に提出した。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。</p> <p>廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。</p> <p>なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト (A票) には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	〔総務局〕 西部総務事務所総務第二課 (廿日市庁舎グリーストラップ清掃業務委託契約)
参考 規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23, 第8条の25, 第8条の25の3及び第8条の26

措 置 の 内 容

担当職員のマニフェスト制度に対する理解を深めるとともに、所属内でその内容を共有して理解の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。

平成26年度から業務完了検査を行う際に、検査職員がマニフェスト (A票) の「照合確認欄」への記入について確認している。

機関名 西部総務事務所呉支所

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を (期日までに) 提出していないもの

指摘 内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事 (政令市は市長) に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	〔総務局〕 西部総務事務所呉支所 (産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約ほか2件)
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措 置 の 内 容

【原因】

マニフェストの交付状況報告書の提出期限について、担当職員及び上司を含む所属職員が失念していたこと。

【措置内容】

担当職員は、報告期日について再確認するとともに、事務処理について漏れが生じないように、所属内でその内容を共有して理解の徹底を図った。

平成25年度のマニフェストの交付報告書は、平成26年6月20日付けで呉市長に提出した。

機関名 東部総務事務所

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[総務局] 東部総務事務所 (福山庁舎汚水槽・雑排水槽汚泥収集運搬・処分業務ほか1件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

マニフェストの交付状況を期日までに報告することについて、担当職員及び上司を含む所属職員の認識がなかつたこと。

【措置内容】

担当職員は、事務処理について再認識するとともに、所属内でその内容を共有して理解の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。

マニフェストの交付報告書については、平成24年度分は平成25年10月10日付けで、また、平成25年度分は平成26年5月27日付けで、それぞれ福山市長に提出した。

機関名 東部総務事務所総務第二課

監査結果(改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備(返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を求める事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象機関	[総務局] 東部総務事務所総務第二課 (尾道庁舎産業廃棄物収集・運搬及び処分業務)
参考規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26

措置の内容

【原因】

マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておく必要があるが、事務処理を正しく理解していなかつた。

【措置内容】

マニフェストの收受日を確認し、照合確認欄に記載した。今後はマニフェスト照合確認欄に收受日を記載する。

機関名 保健環境センター

監査結果(改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備(返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を求める事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象機関	<p>[総務局] 保健環境センター (廃棄物収集運搬等業務委託契約ほか2件)</p>
参考規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措置の内容

【原因】

処理業者からマニフェストの送付を受けた日をマニフェストに記録することについて、担当職員及び上司を含む所属職員の認識がなかった。

【措置内容】

マニフェストに收受日を記載することとし、所属内でその内容を共有して理解の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。

機関名 食品工業技術センター

監査結果(改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備(返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を求める事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象機関	<p>[総務局] 食品工業技術センター (産業廃棄物処理運搬業務ほか3件)</p>
参考規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措置の内容

【原因】

処理業者からマニフェストの送付を受けた日を記録することについて認識が不足していた。

【措置内容】

今後は、処理業者からマニフェストの送付を受けた際には收受印を押印するとともに、A票への記録を徹底する。

監査結果(指摘事項)

ア 契約に係るもの

(工) 契約書の規定不備・規定誤り(法定事項の規定漏れなど)

契約書に規定すべき法定項目が記載されていないものなど

指摘内容	廃棄物処理法の規定により委託契約書に必ず規定しなければならない事項が記載されていないものや委託契約書の規定に誤りがあるものがあつた。契約書の規定に不備があるものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[総務局] 東部工業技術センター (産業廃棄物処理委託契約ほか3件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条第6項, 同法施行令第6条の2第4号及び同法施行規則第8条の4の2

措置の内容

【原因】

公益社団法人全国産業廃棄物連合会の契約書のひな形を使用する際に、それぞれの業務に応じた文言の整理が不十分であつたため。

【措置内容】

今後、適正な契約書の作成に努める。

監査結果(改善を求める事項)

(1) 契約に係るもの

処分業者への代金は収集運搬業者を通じて支払うとする契約の締結

処理料金の支払いに当たり、収集運搬業者に運搬料金と処分料金を一括して支払っているもの

改善を求める事項	産業廃棄物の収集運搬業務と処分業務を別々の処理業者に委託している場合において、県と処分業者との間で締結した契約書中、処分業者に支払われる代金は収集運搬業者を通じて支払うと規定しているものがあつた。 この場合、県と収集運搬業者との間で締結した契約書には、県が処分業者に支払うべき金額及びその支払方法について規定されていない。 廃棄物処理法では、排出事業者は、収集運搬業者又は処分業者とそれぞれ委託契約を締結し、委託契約書には委託者が受託者に対して支払う料金を記載することと定められている。 個々の業者に適正な対価が支払われず、不適正な処理を招くことがないように、処理料金は収集運搬業者と処分業者のそれぞれに直接支払うように規定することが望ましい。
対象機関	[総務局] 東部工業技術センター (産業廃棄物処理委託契約(工場排水処理設備保守点検業務))
参考規定	廃棄物処理法第12条第5項及び第6項, 同法施行令第6条の2第4号及び同法施行規則第8条の4の2

措置の内容

【原因】

清掃により発生した汚泥の処理は、工場排水処理設備保守点検業務における業務の一環として実施することから、別途支払いが発生するものではなく、また、仕様書に清掃により発生した汚泥の処理は受注者の負担とするとしているにも関わらず、発注者(県)が排出事業者として、収集運搬業者と処分業者とそれぞれ支払以外のことについて契約書を交わし、マニフェストを発行したため。

【措置内容】

今後、適正な契約書の作成及び執行に努める。

監 査 結 果 (改善を求める事項)	
<p>(2) マニフェストに係るもの 記入不備 (返送收受日の記入漏れなど) マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの</p>	
改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>〔総務局〕 農業技術センター (産業廃棄物(汚泥)処理運搬業務ほか1件)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 委託業者から送付があつたマニフェストごとに、内容を確認した上で受理日を記入していた。</p> <p>【措置内容】 運搬・処分(最終処分(返送))ごとに終了日から10日以内にマニフェストの送付を受け、終了日を確認の上記入するとともに、引き続きマニフェストの期限内送付を委託業者に徹底する。</p>	

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>ウ 廃棄物の管理に係るもの (ア) 管理責任者の未設置 特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの</p>	
指摘 内容	<p>特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。</p>
対象 機関	<p>〔総務局〕 農業技術センター (果樹研究部)</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17</p>
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者の設置が必要であることを承知していなかった。</p> <p>【措置内容】 平成25年11月の講習会に果樹研究部職員を受講させ、当該事業場に特別管理産業廃棄物管理責任者を設置した。(設置日:11月28日)</p>	

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

ア 契約に係るもの

(イ) 契約書の未作成等

書面で契約を締結していないもの（契約書を作成していないもの）など

指摘内容	産業廃棄物の処理委託契約は、書面で締結しなければならないが、契約書を作成していないものや請書のみを徴しているもの、また、契約書が保存されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[総務局] 畜産技術センター (産業廃棄物処理業務委託契約)
根拠規定	廃棄物処理法第 12 条第 6 項及び同法施行令第 6 条の 2 第 4 号

措 置 の 内 容

【原因】

産業廃棄物の収集運搬及び処分業務を委託する際に、委託契約を書面でしなければならないことは認識しているが、契約書の保存が適切にされていなかった。

【措置内容】

産業廃棄物の適正な事務処理に努めるとともに、契約書等の文書管理の徹底を図る。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象機関	[総務局] 畜産技術センター
根拠規定	廃棄物処理法第 12 条の 2 第 8 項及び第 9 項並びに同法施行規則第 8 条の 17

措 置 の 内 容

【原因】

事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者の設置が必要であることを認識していなかった。

【措置内容】

平成 26 年 7 月 17 日の「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」に管理課担当職員を受講させ、当該事業場に平成 26 年 7 月 31 日に特別管理産業廃棄物管理責任者を設置した。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[総務局] 畜産技術センター (産業廃棄物処理業務委託契約ほか1件)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

【原因】

処理業者から送付があったマニフェストごとに、内容を確認したうえで收受日を記載する必要があることを認識していなかった。

【措置内容】

業務ごとに終了日から10日以内にマニフェストの送付を受け、終了日等、内容を確認の上、收受日を記入するとともに、引き続きマニフェストの期限内送付を委託業者に徹底する。

機関名 林業技術センター

監 査 結 果 (指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘 内容	<p>特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。</p>
対象 機関	<p>[総務局] 林業技術センター</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17</p>

措 置 の 内 容

【原因】

実経験を有していないことから、管理責任者を設置していなかった。また、講習会への参加もしていなかった。

【措置内容】

11月27日に広島市で開催される講習会に事務次長が参加することになっていたが、保管していたPCBが8月27日に収集されることになり、講習を受講する必要がなくなった。

監 査 結 果 (意見)

3 産業廃棄物の効率的な処理の推進について（産業廃棄物を排出する全部局）

産業廃棄物を排出する県の機関によって、その排出量や処理の頻度は異なっている。排出量が少量で処理頻度が少ない機関においては、前例を踏まえた事務処理が行われており、専門性の高い廃棄物処理法についての理解を深め、事務に習熟するための取組が不十分となっている。

また、監査結果にみられるように、マニフェストに係る事務処理の誤りが指摘事項と改善を求める事項を合わせると 333 件（110 機関）と極めて多く見受けられたところである。

このような状況を改善するためには、(1)で例示したプロジェクトチームなどが中心となって、産業廃棄物処理の集約化を進め、電子マニフェストを導入することにより、県の機関が排出する産業廃棄物の効率的な処理体制を構築する必要がある。

ア 産業廃棄物処理の集約化に努めること

県の機関で様々な産業廃棄物が排出されているが、排出量が少量で処理頻度が少ない機関においては、事務処理に精通することは困難である。

このため、例えば、警察本部においては、廃蛍光管等の処理について、広島市域の庁舎や警察署、坂町の警察学校分を取りまとめ一業者に委託するなど、一部機関では集約に着手しているところである。

こうした取組を踏まえ、産業廃棄物の種類やエリアの設定など、産業廃棄物処理の集約化を加速させることにより効率的な処理体制の構築に努めていただきたい。

措 置 の 内 容

産業廃棄物処理の集約化については、他部局の動向を踏まえて検討していきたい。

監 査 結 果 (意見)

イ 電子マニフェストの導入に努めること

県は、産業廃棄物の処理を委託する際に義務付けられているマニフェストについて、事務処理の効率化、法令順守及び処理情報の透明化を図るため、電子マニフェストの普及促進に取り組んでいる。

国は、平成 28 年度までに電子マニフェストの普及率 50%を目標に掲げているが、平成 24 年度時点の普及率についてみると、全国 30%、広島県 33%となっており、広島県の普及率は全国を上回っているものの、国の目標に対して低率の状況となっている。

また、県は、民間の少量排出事業者に対する電子マニフェストの普及に力を入れているところであるが、その一方で、県の機関で電子マニフェストを導入しているのは広島病院のみである。

今回の監査では、マニフェストの未交付や記入不備、行政への未報告など、マニフェストに係る事務処理の誤りが極めて多く見受けられたことから、県の機関において積極的に電子マニフェストの導入に努めていただきたい。

措 置 の 内 容

電子マニフェストの導入については、他部局の動向を踏まえて検討していきたい。

監査結果(指摘事項)

ア 契約に係るもの

(イ) 契約書の未作成等

書面で契約を締結していないもの(契約書を作成していないもの)など

指摘内容	産業廃棄物の処理委託契約は、書面で締結しなければならないが、契約書を作成していないものや請書のみを徴しているもの、また、契約書が保存されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[地域政策局] 広島国際協力センター (産業廃棄物収集運搬委託契約ほか1件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条第6項及び同法施行令第6条の2第4号

措置の内容

【原因】

契約書の所在が不明となったまま放置されており、契約書の必要性について、担当職員及び上司を含む所属職員の認識がなかった。

【措置内容】

新たに契約を書面で締結した。

業務委託する際は常に契約書を確認するように、産業廃棄物処理関係ファイルの表紙に「書面契約必須」と表記した。

監査結果(指摘事項)

ア 契約に係るもの

(ウ) 許可証の写しの未添付

契約書に処理業者の許可証の写しが添付されていないもの

指摘内容	産業廃棄物の運搬を委託する場合は受託者の収集運搬業許可証の写しを、産業廃棄物の処分等を委託する場合は同様に受託者の処分業許可証の写しをそれぞれ委託契約書に添付しなければならないが、当該許可書の写しが添付されていないもの又は受託者から受け取っていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[地域政策局] 広島国際協力センター (産業廃棄物収集運搬委託契約ほか1件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条第6項、同法施行令第6条の2第4号及び同法施行規則第8条の4

措置の内容

【原因】

契約書及び許可証の写しが不明となったまま放置されており、許可証の写しの必要性について、担当職員及び上司を含む所属職員の認識がなかった。

【措置内容】

新たに許可証の写しを添付して契約書を作成した。

業務委託する際は常に許可証の有効期間を確認するように、産業廃棄物処理関係ファイルの表紙に「許可証の有効期間要確認」と表記した。

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘 内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	[地域政策局] 広島国際協力センター (産業廃棄物収集運搬委託契約ほか1件)
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

マニフェストの交付状況を期日までに報告することについて、担当職員及び上司を含む所属職員の認識がなかつた。

【措置内容】

担当職員は、事務処理について再確認するとともに、担当者変更時でも報告書の提出を忘れないように、産業廃棄物処理関係ファイルの表紙に「マニフェスト交付状況報告→毎年6月末まで」と表記した。

平成25年度のマニフェストの交付報告書は、平成26年6月24日に広島県知事に提出した。

監査結果(意見)

1 県の機関において適正処理を推進する体制の構築について

(会計管理部・総務局・環境県民局)

県は、「第3次広島県廃棄物処理計画」を策定し、循環型社会と低炭素社会の一体的実現に向けた取組を進めており、産業廃棄物の排出事業者や処理業者の事業所、処理施設、保管施設等への立入検査をはじめ、不法投棄に対する監視活動や排出事業者責任の周知・徹底を図るための活動を行っているところである。

県は、こうした民間事業者等を指導・監督する立場にありながら、今回の監査で、県の多くの機関において、契約やマニフェスト、廃棄物管理などの数多くの不適正な事案が見受けられたことは遺憾である。

廃棄物処理法上、事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することとなっているため、県の機関における処理はそれぞれの機関に委ねられている。

機関ごとに多くの不適正事案が生じていることは、県が自ら排出事業者としての側面も有しているという意識に欠け、県という行政体としてその全体への適正処理に向けた指導が浸透していないことの現れである。

県は、その指導的役割から、率先垂範して産業廃棄物処理に係る適正な事務処理を徹底すべき立場にあり、強力なリーダーシップとスピード感を持って、適正な事務処理に向けた全庁的な取組を推進する必要がある。

このため、早急に関係部局が協議を行い、プロジェクトチームを設置するなど、すべての県の機関において適正処理を推進するための体制を構築する必要がある。

措置の内容

【排出事業者を指導する立場として】

平成26年4月11日付けで関係部局に対して、産業廃棄物の委託等に係る必要な義務（委託契約、マニフェスト使用、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等）を周知し、産業廃棄物の適正な処理の徹底を図るよう通知した。

平成26年4月11日、厚生環境事務所及び廃棄物処理法を所管する3政令市を対象とした担当課長会議を開催し、監査で指摘のあった機関に立入し、改善指導するよう依頼した。（3政令市に対しては、同日付けで文書依頼済み）

監査結果(意見)

2 産業廃棄物に係る適正な事務処理の推進について

(会計管理部・総務局・環境県民局)

今回の監査で、委託契約の締結、マニフェストの交付・行政への報告、廃棄物の管理など、産業廃棄物処理に係る一連の事務処理において、基本的な誤りや不適正な事案が数多く見受けられた。

こうした基本的なミスを防ぎ、適正な事務処理を徹底していくためには、(1)で例示したプロジェクトチームなどが中心となって、県の機関における産業廃棄物処理の実態を把握するとともに、現場の課題等を踏まえた事務処理マニュアルの作成などにより、担当者等の実務的な能力を向上させていく必要がある。

ア 県の機関における産業廃棄物処理の実態把握を行うこと

県の機関において、廃棄物処理法や実務的な事務の流れなどに関する理解を深め、適正な事務処理を徹底していくためには、県の機関における産業廃棄物処理の実態把握が重要であるが、これまで、県の機関が排出する産業廃棄物処理の全容については把握されていない。

適切な対応策を講じるため、今回の監査での調査結果等を踏まえ、県の機関が排出する産業廃棄物の処理状況等の実態把握に努めていただきたい。

措置の内容

【排出事業者を指導する立場として】

今回の監査結果及び厚生環境事務所等の改善指導の内容等を踏まえ、契約書に記載すべき事項をフォローできる仕様書の作成や産業廃棄物処理の一連の流れの分かる資料の作成等の対応策を検討し、今後、講習会等において情報提供していく。

監査結果(意見)

イ 県の機関向けの契約書標準様式を作成し共有すること

産業廃棄物処理に係る委託契約書については、公益社団法人全国産業廃棄物連合会が標準様式を作成しており、産業廃棄物対策課においても、当該様式を使用することが望ましいとの意見である。

しかしながら、県の財務会計システムに掲載されている委託契約書の標準様式は、一般的な業務委託契約に関するものであるため、一部の機関においては、この一般的な標準様式を使用していた。

また、廃棄物処理法では、契約金額の多少にかかわらず、書面による契約の締結が義務付けられているが、一般的な業務委託契約と同様の考え方で、一定金額未満の契約について、契約書の作成を省略し、請書で代用するという誤った対応がなされていた。

こうした事務処理のミスを防ぎ、適正な委託契約が締結されるよう、県の機関向けの契約書標準様式の作成や施設管理業務に係る仕様書の見直しなどに取り組み、これらの情報を県の財務会計システムに掲載するなどして、各機関において共有できる環境を整備する必要がある。

措置の内容

【排出事業者を指導する立場として】

平成24年度から毎年度実施している「産業廃棄物適正処理講習会」において、廃棄物処理法で定められている契約書に記載すべき事項をフォローできる仕様書(内容については総務事務課と協議中)の見本を資料として配付する予定である。

監査結果(意見)

ウ 事務処理マニュアル等を整備すること

産業廃棄物の適正処理に関しては、廃棄物処理法について解説した排出事業者向けのテキストやパンフレット等はあるものの、具体的な事務手続に関するマニュアルは作成されていない。

県のすべての機関において適正な事務処理が徹底できるよう、産業廃棄物処理に係る一連の事務手続の流れを分かりやすく説明した事務処理マニュアルを作成するとともに、許可証写しの添付の有無や行政への報告の有無などの主要項目チェックリストを充実する必要がある。

措置の内容

【排出事業者を指導する立場として】

平成24年度から毎年度実施している「産業廃棄物適正処理講習会」において、産業廃棄物処理の一連の流れ等を従前に比べ理解しやすく見直した資料を配付する予定である。

監査結果(意見)

エ 効果的な研修を実施すること

県では、平成23年度まで、産業廃棄物の適正処理に関して、県の機関を対象とした講習会や研修等が行われていなかった。

平成24年度の定例監査において、県の機関による産業廃棄物処理に係る不適正な事案が発生したことを受け、同年度から、産業廃棄物対策課が県の機関を対象とした講習会を開催するようになったところである。

しかしながら、当該講習会は廃棄物処理法の概要について理解することが主眼となっており、実務的な事務処理に関する内容は十分と言えない状況であった。

このため、上述ウで述べたとおり、事務処理マニュアル等を作成の上、これを活用するなど、講習会の内容を充実し効果的な研修として実施する必要がある。

特に、産業廃棄物を排出する県の機関では、担当者等の研修への参加を必須とするなどの積極的な取組により、その能力向上を図るとともに、管理職を含め、各機関内で習得した知識等の情報共有に努め、適正な事務処理を徹底していただきたい。

措置の内容

【排出事業者を指導する立場として】

平成24年度から県の産業廃棄物を排出する機関の事務担当者を対象として、「産業廃棄物適正処理講習会」を実施しているが、この講習会の内容や資料を見直し、より効果的な講習会となるよう取り組んでいく。

監査結果(意見)

3 産業廃棄物の効率的な処理の推進について(産業廃棄物を排出する全部局)

産業廃棄物を排出する県の機関によって、その排出量や処理の頻度は異なっている。排出量が少量で処理頻度が少ない機関においては、前例を踏まえた事務処理が行われており、専門性の高い廃棄物処理法についての理解を深め、事務に習熟するための取組が不十分となっている。

また、監査結果にみられるように、マニフェストに係る事務処理の誤りが指摘事項と改善を求める事項を合わせると333件(110機関)と極めて多く見受けられたところである。

このような状況を改善するためには、(1)で例示したプロジェクトチームなどが中心となって、産業廃棄物処理の集約化を進め、電子マニフェストを導入することにより、県の機関が排出する産業廃棄物の効率的な処理体制を構築する必要がある。

ア 産業廃棄物処理の集約化に努めること

県の機関で様々な産業廃棄物が排出されているが、排出量が少量で処理頻度が少ない機関においては、事務処理に精通することは困難である。

このため、例えば、警察本部においては、廃蛍光管等の処理について、広島市域の庁舎や警察署、坂町の警察学校分を取りまとめ一業者に委託するなど、一部機関では集約に着手しているところである。

こうした取組を踏まえ、産業廃棄物の種類やエリアの設定など、産業廃棄物処理の集約化を加速させることにより効率的な処理体制の構築に努めていただきたい。

措置の内容

【排出事業者として】

局全体での産業廃棄物処理の集約化を検討するため、各所属の処分予定の産業廃棄物の保有状況や今後の排出見込等について調査中である。今後、その結果を基に効果的な産業廃棄物処理の方法について、検討を進めていく。

監 査 結 果 (意 見)

イ 電子 manifests の導入に努めること

県は、産業廃棄物の処理を委託する際に義務付けられている manifests について、事務処理の効率化、法令順守及び処理情報の透明化を図るため、電子 manifests の普及促進に取り組んでいる。

国は、平成 28 年度までに電子 manifests の普及率 50% を目標に掲げているが、平成 24 年度時点の普及率についてみると、全国 30%、広島県 33% となっており、広島県の普及率は全国を上回っているものの、国の目標に対して低率の状況となっている。

また、県は、民間の少量排出事業者に対する電子 manifests の普及に力を入れているところであるが、その一方で、県の機関で電子 manifests を導入しているのは広島病院のみである。

今回の監査では、manifests の未交付や記入不備、行政への未報告など、manifests に係る事務処理の誤りが極めて多く見受けられたことから、県の機関において積極的に電子 manifests の導入に努めていただきたい。

措 置 の 内 容

【排出事業者として】

局内の所属に対して行っている産業廃棄物保有状況等に関する調査結果を分析し、電子 manifests 導入について検討していく。

【排出事業者を指導する立場として】

産業廃棄物適正処理講習会等の機会を捉えて電子 manifests の制度を紹介するなど、導入促進に取り組む。

機関名 県民文化センター

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

ア 契約に係るもの

(ア) 無許可業者への委託

許可を受けていない業者に産業廃棄物の処理を委託しているもの

指摘 内容	産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、許可を受けた産業廃棄物処理業者等に委託しなければならないが、許可を受けていない業者に委託しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	[環境県民局] 県民文化センター (総合管理業務)
根拠 規定	廃棄物処理法第 12 条第 5 項

措 置 の 内 容

【原因】

法令の理解が不十分であった。

【措置内容】

指定管理者に対し再発防止を指導した。

指定管理者においては、法令を十分に理解したうえで、許可を受けた業者に産業廃棄物の処理を委託しており、適正な事務処理を行っている。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

イ マニフェストに係るもの

(イ) 未保存

マニフェストを保存していないもの

指摘内容	交付したマニフェストの写し及び処理業者から返送されたマニフェストは5年間保存しなければならないが、当該マニフェストが保存されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[環境県民局] 県民文化センター (総合管理業務)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第2項及び第6項並びに同法施行規則第8条の21の2及び第8条の26

措 置 の 内 容

【原因】

法令の理解が不十分であつた。

【措置内容】

指定管理者に対し再発防止を指導した。

指定管理者においては、法令を十分に理解したうえで、交付したマニフェストの写し及び処理業者から返送されたマニフェストを5年間保存するよう、適正な事務処理を行っている。

機関名 美術館

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[環境県民局] 美術館 (産業廃棄物処理委託契約ほか2件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措 置 の 内 容

【原因】

法令の理解が不十分であつた。

【措置内容】

指定管理者に対し再発防止を指導した。

指定管理者においては、法令を十分に理解したうえで、今年度の交付状況報告書を平成26年5月10日付けで提出しており、適正な事務処理を行っている。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を求める事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象機関	<p>[環境県民局] 美術館 (産業廃棄物処理委託契約ほか2件)</p>
参考規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

【原因】

法令の理解が不十分であつた。

【措置内容】

指定管理者に対し再発防止を指導した。

指定管理者においては、法令を十分に理解したうえで、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録し、適正な事務処理を行っている。

機関名 県民の森

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	<p>マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>
対象機関	<p>[環境県民局] 県民の森 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託)</p>
根拠規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27</p>

措 置 の 内 容

【原因】

廃棄物処理法に定める適正処理の重要性と処理責任に対する認識及び排出事業者、処理業者及び監督する行政をつなぐ適正処理のための貴重な証拠となるマニフェストの役割についての理解が不十分であつた。

【措置内容】

指定管理者に対して、平成26年4月11日付け産業廃棄物対策課長発出の庁内関係課長あての通知「産業廃棄物の適正な処理の徹底について(通知)」の写し等を参考に提供し、適切な取扱いを行うよう指導した。

また、平成26年6月16日に北部厚生環境事務所の立入検査が実施され、7月31日に文書指導を受けた。これに基づき、指定管理者は改善計画を作成し、8月1日付けで提出した。

監査結果(指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象機関	〔環境県民局〕 県民の森
根拠規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17

措置の内容

【原因】

廃棄物処理法に定める適正処理の重要性と処理責任に対する認識及び排出事業者、処理業者及び監督する行政をつなぐ適正処理のための貴重な証拠となる manifests の役割についての理解が不十分であった。

【措置内容】

指定管理者に対して、平成26年4月11日付け産業廃棄物対策課長発出の庁内関係課長あての通知「産業廃棄物の適正な処理の徹底について(通知)」の写し等を参考に提供し、適切な取扱いを行うよう指導した。

平成26年6月16日に北部厚生環境事務所の立入検査が実施され、7月31日に文書指導を受けた。これに基づき、指定管理者は改善計画を作成し、8月1日付けで提出した。

(指摘のあったポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理廃棄物)は処理済みであり、特別管理産業廃棄物責任者の設置義務はない。)

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。</p> <p>廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。</p> <p>なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト (A票) には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[環境県民局]</p> <p>県民の森 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23, 第8条の25, 第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

指定管理者に対して、平成26年4月11日付け産業廃棄物対策課長発出の庁内関係課長あての通知「産業廃棄物の適正な処理の徹底について (通知)」の写し等を参考に提供し、適切な取扱いを行うよう指導した。

また、平成26年6月16日に北部厚生環境事務所の立入検査が実施され、7月31日に文書指導を受けた。これに基づき、指定管理者は改善計画を作成し、8月1日付けで提出した。

監査結果(意見)

3 産業廃棄物の効率的な処理の推進について（産業廃棄物を排出する全部局）

産業廃棄物を排出する県の機関によって、その排出量や処理の頻度は異なっている。排出量が少量で処理頻度が少ない機関においては、前例を踏まえた事務処理が行われており、専門性の高い廃棄物処理法についての理解を深め、事務に習熟するための取組が不十分となっている。

また、監査結果にみられるように、マニフェストに係る事務処理の誤りが指摘事項と改善を求める事項を合わせると 333 件（110 機関）と極めて多く見受けられたところである。

このような状況を改善するためには、(1)で例示したプロジェクトチームなどが中心となって、産業廃棄物処理の集約化を進め、電子マニフェストを導入することにより、県の機関が排出する産業廃棄物の効率的な処理体制を構築する必要がある。

ア 産業廃棄物処理の集約化に努めること

県の機関で様々な産業廃棄物が排出されているが、排出量が少量で処理頻度が少ない機関においては、事務処理に精通することは困難である。

このため、例えば、警察本部においては、廃蛍光灯等の処理について、広島市域の庁舎や警察署、坂町の警察学校分を取りまとめ一業者に委託するなど、一部機関では集約に着手しているところである。

こうした取組を踏まえ、産業廃棄物の種類やエリアの設定など、産業廃棄物処理の集約化を加速させることにより効率的な処理体制の構築に努めていただきたい。

措置の内容

健康福祉局の地方機関は県内各所に所在しており、健康福祉局単独で集約化しても、効果が得られにくいと考えられる。

全庁的な対応が必要であり、他局と調整に努める。

監査結果(意見)

イ 電子マニフェストの導入に努めること

県は、産業廃棄物の処理を委託する際に義務付けられているマニフェストについて、事務処理の効率化、法令順守及び処理情報の透明化を図るため、電子マニフェストの普及促進に取り組んでいる。

国は、平成 28 年度までに電子マニフェストの普及率 50%を目標に掲げているが、平成 24 年度時点の普及率についてみると、全国 30%、広島県 33%となっており、広島県の普及率は全国を上回っているものの、国の目標に対して低率の状況となっている。

また、県は、民間の少量排出事業者に対する電子マニフェストの普及に力を入れているところであるが、その一方で、県の機関で電子マニフェストを導入しているのは広島病院のみである。

今回の監査では、マニフェストの未交付や記入不備、行政への未報告など、マニフェストに係る事務処理の誤りが極めて多く見受けられたことから、県の機関において積極的に電子マニフェストの導入に努めていただきたい。

措置の内容

電子マニフェストの利用登録については、健康福祉局だけでは加入条件を満たしておらず、単独での導入が困難な状況である。

全庁的な対応が必要であるため、他局と調整に努める。

監 査 結 果 (改善を求める事項)	
<p>(2) マニフェストに係るもの 記入不備 (返送收受日の記入漏れなど) マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの</p>	
改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>〔健康福祉局〕 西部厚生環境事務所・西部保健所 (産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託契約)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 処理業者からマニフェストの送付を受けた際に、決められた期日内等の確認は行っていたが、その收受日の記載については、失念してしまい、マニフェストA票の「照合確認欄」への記載漏れを生じた。</p> <p>【措置内容】 マニフェストA票の「照合確認欄」への記載漏れについては、收受日の記載を行うとともに、記載漏れ再発防止のために、排出事業者の義務(マニフェストの確認義務等)について、所内へ周知した。</p>	

監 査 結 果 (改善を求める事項)	
<p>(2) マニフェストに係るもの 記入不備 (返送收受日の記入漏れなど) マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの</p>	
改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>〔健康福祉局〕 ・東部厚生環境事務所福山支所 (産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託) 東部保健所福山支所</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 処理業者からマニフェストの送付を受けた際に、決められた期日内等の確認は行っていたが、その收受日の記載については、失念してしまい、マニフェストA票の「照合確認欄」への記載漏れを生じた。</p> <p>【措置内容】 マニフェストA票の「照合確認欄」への記載漏れについては、收受日の記載を行うとともに、記載漏れ再発防止のために、排出事業者の義務(マニフェストの確認義務等)について、課内へ周知した。</p>	

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	〔健康福祉局〕 西部こども家庭センター (産業廃棄物収集運搬委託ほか3件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

廃棄物処理法の制度について熟知していなかつた。

【措置内容】

平成25年10月7日に広島市長(環境局業務部産業廃棄物指導課)へ産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出した。

監査結果(改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備(返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を求める事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象機関	〔健康福祉局〕 西部こども家庭センター (産業廃棄物収集運搬委託ほか3件)
参考規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26

措置の内容

【原因】

收受日の記入は義務付けられたものではないため記入しなかつた。

【措置内容】

照合確認欄へ年月日を記入した。

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[健康福祉局] 広島学園 (産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託契約)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

制度内容の詳細を十分に把握していなかったため。

【措置内容】

監査結果を踏まえ、当学園の所在地(東広島市)を管轄する県西部東厚生環境事務所に、この状況報告を平成26年5月27日付で行った。

監査結果(指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象機関	[健康福祉局] 広島学園
根拠規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17

措置の内容

【原因】

制度内容の詳細を十分に把握していなかったため。

【措置内容】

当学園の総務課長を責任者とする事としたが、現認者が有資格者でないことから、早急に特別管理産業廃棄物管理者に係る講習会を受講する予定である。

監 査 結 果 (指摘事項)	
イ マニフェストに係るもの (ウ) 交付状況の未報告・報告遅延 マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの	
指摘 内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	[健康福祉局] 動物愛護センター (汚水合併処理施設産業廃棄物処理委託業務)
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27
措 置 の 内 容	
【原因】 マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付から報告までの手続きについて熟知していなかったため。	
【措置内容】 平成25年12月11日に環境県民局産業廃棄物対策課が開催した産業廃棄物適正処理講習会を担当者が受講した。 委託契約書チェックリストを作成し、担当者の確認漏れ及び総務課全体のチェック漏れの防止を図ることとした。 なお、平成25年度のマニフェスト交付状況報告書については、平成26年4月15日付で提出済である。	

監 査 結 果 (指摘事項)	
イ マニフェストに係るもの (ア) 未交付 産業廃棄物を引き渡す際にマニフェストを交付していないもの	
指摘 内容	産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物の引渡しと同時に、必要事項を記した産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければならないが、これを交付していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	[健康福祉局] 視覚障害者情報センター(産業廃棄物処理業務委託契約)
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の3第1項
措 置 の 内 容	
【原因】 産業廃棄物の事務処理手続等について知識が乏しかった。	
【措置内容】 県で作成している「廃棄物処理法の概要【産業廃棄物編】」を確認し、産業廃棄物の事務処理手続等についての知識を習得した。平成25年度分については、産業廃棄物引渡し時にマニフェストを交付し、処理事務完了後に平成26年6月27日付けでマニフェスト交付実績を広島市に報告している。 なお、平成26年10月に県が開催する産業廃棄物排出事業者講習会に参加し、更なる知識の向上を図る予定。 ※8月22日応募用紙送付済み 産業廃棄物関連の書類を整理するためのファイルを作成した。	

機関名 障害者療育支援センター

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>イ マニフェストに係るもの (ウ) 交付状況の未報告・報告遅延 マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの</p>	
指摘 内容	<p>マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>
対象 機関	<p>〔健康福祉局〕 障害者療育支援センター (産業廃棄物処理業務)</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27</p>
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項」の確認が不十分だったため、マニフェストの交付実績を報告する認識が欠如していた。</p>	
<p>【措置内容】 平成25年度分のマニフェスト交付実績については、平成26年6月13日付けで西部東厚生環境事務所に報告した。</p>	

機関名 健康福祉センター

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>イ マニフェストに係るもの (ウ) 交付状況の未報告・報告遅延 マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの</p>	
指摘 内容	<p>マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>
対象 機関	<p>〔健康福祉局〕 健康福祉センター (産業廃棄物処理委託契約)</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27</p>
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 廃棄物処理法等関係法令の理解が不十分であり、チェック体制にも不備があつた。</p>	
<p>【措置内容】 平成24年度分については指摘を受け平成25年10月16日付けで報告するとともに、平成25年度分については平成26年5月15日付けで遅滞なく報告を行った。 今後は、廃棄物処理法等の理解を深めるとともに、複数の職員で確認を行うなどチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>	

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[健康福祉局] 健康福祉センター (産業廃棄物処理委託契約)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

【原因】

廃棄物処理法等にかかる理解及び認識が不十分であつた。

【措置内容】

指摘を踏まえ、それ以降は、処理業者からマニフェストの送付を受けた日に漏れなく「照合確認欄」に記入している。

今後は、廃棄物処理法等についての理解及び認識を深め、チェック体制の整備などにより適正な事務処理に努める。

監査結果(意見)

3 産業廃棄物の効率的な処理の推進について（産業廃棄物を排出する全部局）

産業廃棄物を排出する県の機関によって、その排出量や処理の頻度は異なっている。排出量が少量で処理頻度が少ない機関においては、前例を踏まえた事務処理が行われており、専門性の高い廃棄物処理法についての理解を深め、事務に習熟するための取組が不十分となっている。

また、監査結果にみられるように、マニフェストに係る事務処理の誤りが指摘事項と改善を求める事項を合わせると 333 件（110 機関）と極めて多く見受けられたところである。

このような状況を改善するためには、(1)で例示したプロジェクトチームなどが中心となって、産業廃棄物処理の集約化を進め、電子マニフェストを導入することにより、県の機関が排出する産業廃棄物の効率的な処理体制を構築する必要がある。

ア 産業廃棄物処理の集約化に努めること

県の機関で様々な産業廃棄物が排出されているが、排出量が少量で処理頻度が少ない機関においては、事務処理に精通することは困難である。

このため、例えば、警察本部においては、廃蛍光灯等の処理について、広島市域の庁舎や警察署、坂町の警察学校分を取りまとめ一業者に委託するなど、一部機関では集約に着手しているところである。

こうした取組を踏まえ、産業廃棄物の種類やエリアの設定など、産業廃棄物処理の集約化を加速させることにより効率的な処理体制の構築に努めていただきたい。

措置の内容

プロジェクトチームなどにおける取組・方針に従い、全庁的な取組の中で、可能な範囲での産業廃棄物の集約化を検討する。

監査結果(意見)

イ 電子マニフェストの導入に努めること

県は、産業廃棄物の処理を委託する際に義務付けられているマニフェストについて、事務処理の効率化、法令順守及び処理情報の透明化を図るため、電子マニフェストの普及促進に取り組んでいる。

国は、平成 28 年度までに電子マニフェストの普及率 50%を目標に掲げているが、平成 24 年度時点の普及率についてみると、全国 30%、広島県 33%となっており、広島県の普及率は全国を上回っているものの、国の目標に対して低率の状況となっている。

また、県は、民間の少量排出事業者に対する電子マニフェストの普及に力を入れているところであるが、その一方で、県の機関で電子マニフェストを導入しているのは広島病院のみである。

今回の監査では、マニフェストの未交付や記入不備、行政への未報告など、マニフェストに係る事務処理の誤りが極めて多く見受けられたことから、県の機関において積極的に電子マニフェストの導入に努めていただきたい。

措置の内容

プロジェクトチームなどにおける取組・方針に従い、全庁的な取組の中で、局内の各機関において電子マニフェストの導入を検討する。

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[商工労働局] 広島高等技術専門校 (産業廃棄物処理業務ほか3件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

報告の必要性の認識を欠いていた。

【措置内容】

平成25年度実績を、平成26年6月9日付けで広島市長に報告した。

監査結果(指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象機関	[商工労働局] 広島高等技術専門校
根拠規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17

措置の内容

【原因】

管理責任者配置の必要性の認識を欠いていた。

【措置内容】

職員1名に平成26年7月17日開催の「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を受講させ、同職員を平成26年8月1日付けで特別管理産業廃棄物管理責任者に選任・配置した。

機関名 県立技術短期大学校

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[商工労働局] 技術短期大学校 (産業廃棄物処理業務ほか1件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

報告の必要性の認識を欠いていた。

【措置内容】

平成25年度実績を平成26年6月9日付けで広島市長に報告した。

機関名 県立呉高等技術専門校

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[商工労働局] 呉高等技術専門校 (産業廃棄物処理委託契約)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

産業廃棄物処理に関する諸手続きの理解が不十分で、マニフェスト交付実績の報告義務を怠つた。

【措置内容】

平成24・25年度実績を平成26年5月7日に報告した。

今後は、県産業廃棄物対策課が実施する研修に積極的に参加するなどして事務に遺漏が無いよう努める。

監査結果(指摘事項)

ア 契約に係るもの

(ア) 無許可業者への委託

許可を受けていない業者に産業廃棄物の処理を委託しているもの

指摘内容	産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、許可を受けた産業廃棄物処理業者等に委託しなければならないが、許可を受けていない業者に委託しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[商工労働局] 福山高等技術専門校 (産業廃棄物収集運搬処理業務ほか1件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条第5項

措置の内容

【原因】

産業廃棄物の運搬又は処分について、許可業者以外に発注できないことを知らなかった。

【措置内容】

平成25年度からは、「ひろしま産廃ネット」の産業廃棄物処理業者検索システムを用いて、許可業者を確認している。

監査結果(指摘事項)

(イ) 契約書の未作成等

書面で契約を締結していないもの(契約書を作成していないもの)など

指摘内容	産業廃棄物の処理委託契約は、書面で締結しなければならないが、契約書を作成していないものや請書のみを徴しているもの、また、契約書が保存されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[商工労働局] 福山高等技術専門校 (産業廃棄物収集運搬処理業務ほか3件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条第6項及び同法施行令第6条の2第4号

措置の内容

【原因】

契約書を要するのは1件150万円以上のもの、請書を要するのは50万円以上150万円未満のものと錯誤していた。

【措置内容】

平成25年度からは、契約金額に関わらず契約書を作成している。

監査結果(指摘事項)

(ウ) 許可証の写しの未添付

契約書に処理業者の許可証の写しが添付されていないもの

指摘内容	産業廃棄物の運搬を委託する場合は受託者の収集運搬業許可証の写しを、産業廃棄物の処分等を委託する場合は同様に受託者の処分業許可証の写しをそれぞれ委託契約書に添付しなければならないが、当該許可書の写しが添付されていないもの又は受託者から受け取っていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	〔商工労働局〕 福山高等技術専門校 (産業廃棄物収集運搬処理業務ほか3件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条第6項、同法施行令第6条の2第4号及び同法施行規則第8条の4

措置の内容

【原因】

許可証の写しの添付が必要であることの認識を欠いていた。

【措置内容】

平成25年度からは、契約書に許可証の写しを添付している。

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ア) 未交付

産業廃棄物を引き渡す際にマニフェストを交付していないもの

指摘内容	産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物の引渡しと同時に、必要事項を記した産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければならないが、これを交付していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	〔商工労働局〕 福山高等技術専門校 (産業廃棄物収集運搬処理業務ほか1件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第1項

措置の内容

【原因】

マニフェスト交付の必要性の認識を欠いていた。

【措置内容】

平成25年度からはマニフェストを交付し、必要事項を記入してもらった上で保管している。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

イ マニフェストに係るもの

(イ) 未保存

マニフェストを保存していないもの

指摘内容	交付したマニフェストの写し及び処理業者から返送されたマニフェストは5年間保存しなければならないが、当該マニフェストが保存されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	〔商工労働局〕 福山高等技術専門校 (薬品類等収集運搬廃棄処分業務委託)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第2項及び第6項並びに同法施行規則第8条の21の2及び第8条の26

措 置 の 内 容

【原因】

5年間保存の必要性の認識を欠いていた。

【措置内容】

平成25年度分からは、保存している。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	〔商工労働局〕 福山高等技術専門校 (排水溝(グリストラップ)の清掃及び汚泥収集処理業務ほか1件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措 置 の 内 容

【原因】

報告の必要性の認識を欠いていた。

【措置内容】

平成25年度実績を平成26年5月27日に報告した。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘 内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象 機関	〔商工労働局〕 福山高等技術専門校
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17

措 置 の 内 容

【原因】

廃棄処分したもののうち、洗い油等で使用した軽油が特別管理廃棄物に当たると認識していなかったため、特別管理産業廃棄物責任者を置いていなかった。

【措置内容】

平成25年度は、特別管理廃棄物（軽油）が生じなかった。

現在、特別管理産業廃棄物責任者の資格を持った職員はいないが、平成26年度以降特別管理廃棄物（軽油）が生じる場合は、職員に資格を取得させ、特別管理産業廃棄物責任者に選任する。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

(イ) PCB廃棄物に係る保管状況の未報告

PCB廃棄物の保管状況の届出書を期日までに提出していないもの

指摘 内容	PCB廃棄物を保管する事業者は、毎年度6月30日までに前年度におけるPCB廃棄物の保管及び処分の状況を都道府県知事(政令市は市長)に届け出なければならないが、これを行っていない。適正な事務処理に努められたい。
対象	〔商工労働局〕 福山高等技術専門校
根拠	PCB特措法第8条及び同法施行規則第5条

措 置 の 内 容

【原因】

報告の必要性の認識を欠いていた。

【措置内容】

平成25年度の状況を、平成26年10月17日に報告した。

(当該報告については、届出書を6月30日までに提出する必要があることから、届出実施の内部決裁を6月24日には得ていたものであるが、事務処理ミスから未施行(未提出)となっていたものである。今後は、このような事態が発生しないよう、管理職員が届出書控え(福山市が受領印を押印)を確認するなど、施行確認を徹底する。)

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を求める事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象機関	<p>〔商工労働局〕 福山高等技術専門校 (排水溝(グリストラップ)の清掃及び汚泥収集処理業務ほか1件)</p>
参考規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

【原因】

マニフェストの取り扱いを十分に知らなかったため、收受日の記入を行っていなかった。

【措置内容】

平成25年度からは、廃棄物の処分が完了してマニフェストが返送されてきた際に收受日を記入して保管している。

機関名 広島障害者職業能力開発校

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	<p>マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>
対象機関	<p>〔商工労働局〕 広島障害者職業能力開発校 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託契約ほか1件)</p>
根拠規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27</p>

措 置 の 内 容

【原因】

産業廃棄物管理責任者が報告を失念していた。

【措置内容】

平成26年4月7日付けで広島市長に報告した。

業務事務マニュアルを改訂し、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の提出に係る事務の適正化を図った。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>〔商工労働局〕 広島障害者職業能力開発校 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託契約 ほか1件)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

【原因】

産業廃棄物管理責任者が記載を失念していた。

【措置内容】

マニフェストの受領日を記載した。

業務事務マニュアルを改訂し、マニフェストの受領日の記載に係る事務の適正化を図った。

機関名 広島産業会館

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘 内容	<p>マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>
対象 機関	<p>〔商工労働局〕 広島産業会館 (産業廃棄物収集運搬処理業務委託)</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27</p>

措 置 の 内 容

【原因】

都道府県知事(政令市は市長)に報告が必要であるとの認識がなかった。

【措置内容】

平成26年5月14日付で産業廃棄物管理票交付等状況報告書(平成25年度)を広島市長に報告した。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[商工労働局] 広島産業会館 (産業廃棄物収集運搬処理業務委託)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

【原因】

処理業者からマニフェストの送付を受けた際に、マニフェストのA票等に收受日を記録することを失念していた。

【措置内容】

マニフェストのA票等に收受日を記入した。

機関名 産業技術交流センター

監 査 結 果 (指摘事項)

ア 契約に係るもの

(ア) 無許可業者への委託

許可を受けていない業者に産業廃棄物の処理を委託しているもの

指摘 内容	<p>産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、許可を受けた産業廃棄物処理業者等に委託しなければならないが、許可を受けていない業者に委託しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>
対象 機関	<p>[商工労働局] 産業技術交流センター (産業廃棄物処理業務委託契約)</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条第5項</p>

措 置 の 内 容

【原因】

産業廃棄物については、当センターの警備・清掃業務等を受託しているビル管理会社から再委託を受けた許可業者が適正に処理していたが、再委託が原則禁止されていることを知らなかったため、結果として無許可業者へ委託していた。

【措置内容】

今後は、許可を受けている産業廃棄物処理業者に直接委託する。

監査結果(指摘事項)

ア 契約に係るもの

(イ) 契約書の未作成等

書面で契約を締結していないもの(契約書を作成していないもの)など

指摘内容	産業廃棄物の処理委託契約は、書面で締結しなければならないが、契約書を作成していないものや請書のみを徴しているもの、また、契約書が保存されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	〔商工労働局〕 産業技術交流センター (産業廃棄物処理業務委託契約)
根拠規定	廃棄物処理法第12条第6項及び同法施行令第6条の2第4号

措置の内容

【原因】

産業廃棄物の処理委託契約が、書面で締結しなければならないことの認識がなかった。

【措置内容】

今後は、産業廃棄物の処理委託契約を書面で締結する。

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(イ) 未保存

マニフェストを保存していないもの

指摘内容	交付したマニフェストの写し及び処理業者から返送されたマニフェストは5年間保存しなければならないが、当該マニフェストが保存されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	〔商工労働局〕 産業技術交流センター (産業廃棄物処理業務委託契約)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第2項及び第6項並びに同法施行規則第8条の21の2及び第8条の26

措置の内容

【原因】

監査調書等を提出する際に、マニフェストのA票のみの写しを添付していたため、B2票、D票及びE票の書類不備を指摘された。(実際は、すべて保存していた。)

【措置内容】

今後も、A票、B2票、D票及びE票のマニフェストを5年間保存する。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘 内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	[商工労働局] 産業技術交流センター (産業廃棄物処理業務委託契約)
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措 置 の 内 容

【原因】

都道府県知事(政令市は市長)に報告が必要であるとの認識がなかった。

【措置内容】

平成26年5月7日付で産業廃棄物管理票交付等状況報告書(平成25年度)を広島市長に報告した。

機関名 ふくやま産業交流館

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

イ マニフェストに係るもの

(イ) 未保存

マニフェストを保存していないもの

指摘 内容	交付したマニフェストの写し及び処理業者から返送されたマニフェストは5年間保存しなければならないが、当該マニフェストが保存されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	[商工労働局] ふくやま産業交流館 (産業廃棄物処理委託基本契約)
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の3第2項及び第6項並びに同法施行規則第8条の21の2及び第8条の26

措 置 の 内 容

【原因】

産業廃棄物管理票(マニフェスト)A, B2, D, E票については全て保有していたが、D票とE票について別な場所に保管しており、監査時に提出ができていなかった。

【措置内容】

D票とE票についても同じファイルに保管を行うように改善を行った。
尚、今回の監査で未提出となっていたものについては手元に保管していた(別な場所に保管していた)。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘 内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	[商工労働局] ふくやま産業交流館 (産業廃棄物処理委託基本契約)
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措 置 の 内 容

【原因】

福山市長への報告の必要性について認識できていなかった。

【措置内容】

今回(前年度の実績)より、福山市長に報告する。

なお、今回(前年度の実績)の報告は、平成26年6月19日に行っている。

機関名 産業科学技術研究所

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

ア 契約に係るもの

(イ) 契約書の未作成等

書面で契約を締結していないもの(契約書を作成していないもの)など

指摘 内容	産業廃棄物の処理委託契約は、書面で締結しなければならないが、契約書を作成していないものや請書のみを徴しているもの、また、契約書が保存されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	[商工労働局] 産業科学技術研究所 (産業廃棄物処理業務委託契約ほか1件)
根拠 規定	廃棄物処理法第12条第6項及び同法施行令第6条の2第4号

措 置 の 内 容

【原因】

産業廃棄物処理委託契約の場合、金額が50万円未満であっても契約書の作成が必要であることについて、担当職員及び上司の認識がなかった。

【措置内容】

担当職員及び上司は、事務処理について再確認のうえ理解の徹底を図り、今後は、その内容を共有するとともに過去のマニフェストを綴っているファイルに「産廃は書面で契約すること」と記載して失念しないように努めた。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

(ウ) 許可証の写しの未添付

契約書に処理業者の許可証の写しが添付されていないもの

指摘 内容	産業廃棄物の運搬を委託する場合は受託者の収集運搬業許可証の写しを、産業廃棄物の処分等を委託する場合は同様に受託者の処分業許可証の写しをそれぞれ委託契約書に添付しなければならないが、当該許可書の写しが添付されていないもの又は受託者から受け取っていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	〔商工労働局〕 産業科学技術研究所 (産業廃棄物処理業務委託契約)
根拠 規定	廃棄物処理法第 12 条第 6 項, 同法施行令第 6 条の 2 第 4 号及び同法施行規則第 8 条の 4

措 置 の 内 容

【原因】

契約書の添付書類として、処理業者の許可証の写しの添付が必要であることについて、担当職員及び上司の認識がなかつた。

【措置内容】

担当職員及び上司は、事務処理について再確認のうえ理解の徹底を図り、今後は、その内容を共有するとともに過去のマニフェストを綴っているファイルに「許可証の写しを添付すること」と記載して失念しないように努めた。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

イ マニフェストに係るもの

(ア) 未交付

産業廃棄物を引き渡す際にマニフェストを交付していないもの

指摘 内容	産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物の引渡しと同時に、必要事項を記した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければならないが、これを交付していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	〔商工労働局〕 産業科学技術研究所 (産業廃棄物処理業務委託契約)
根拠 規定	廃棄物処理法第 12 条の 3 第 1 項

措 置 の 内 容

【原因】

産業廃棄物を引き渡す際にマニフェストの交付が必要であることについて、担当職員及び上司の認識がなかつた。

【措置内容】

担当職員及び上司は、事務処理について再確認のうえ理解の徹底を図り、今後は、その内容を共有するとともに過去のマニフェストを綴っているファイルに「マニフェストを交付すること」と記載して失念しないように努めた。

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘 内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	[商工労働局] 産業科学技術研究所 (産業廃棄物処理業務委託契約ほか1件)
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措 置 の 内 容

【原因】

マニフェストの交付状況を期日までに広島県知事へ報告する必要があることについて、担当職員及び上司の認識がなかつた。

【措置内容】

担当職員及び上司は、事務処理について再確認のうえ理解の徹底を図り、今後は、その内容を共有するとともに過去のマニフェストを綴っているファイルに「毎年度6月末までに前年度の状況報告書を提出すること」と記載して失念しないように努めた。

平成25年度のマニフェストの交付報告書は、平成26年5月7日に広島県知事へ提出した。

監 査 結 果 (指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘 内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかつた。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象 機関	[商工労働局] 産業科学技術研究所
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17

措 置 の 内 容

【原因】

特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、特別管理産業廃棄物責任者の設置が必要であることについて、担当職員及び上司の認識がなかつた。

【措置内容】

担当職員及び上司は、事務処理について再確認するとともに、今後は、その内容を共有して理解の徹底を図り、法令等を遵守する。

なお、当該施設においては、現状として、産業廃棄物が生じない状況であるため、特別管理産業廃棄物責任者は設置していない。

監査結果(意見)

3 産業廃棄物の効率的な処理の推進について（産業廃棄物を排出する全部局）

産業廃棄物を排出する県の機関によって、その排出量や処理の頻度は異なっている。排出量が少量で処理頻度が少ない機関においては、前例を踏まえた事務処理が行われており、専門性の高い廃棄物処理法についての理解を深め、事務に習熟するための取組が不十分となっている。

また、監査結果にみられるように、マニフェストに係る事務処理の誤りが指摘事項と改善を求めるとの事項を合わせると 333 件（110 機関）と極めて多く見受けられたところである。

このような状況を改善するためには、(1)で例示したプロジェクトチームなどが中心となって、産業廃棄物処理の集約化を進め、電子マニフェストを導入することにより、県の機関が排出する産業廃棄物の効率的な処理体制を構築する必要がある。

ア 産業廃棄物処理の集約化に努めること

県の機関で様々な産業廃棄物が排出されているが、排出量が少量で処理頻度が少ない機関においては、事務処理に精通することは困難である。

このため、例えば、警察本部においては、廃蛍光灯等の処理について、広島市域の庁舎や警察署、坂町の警察学校分を取りまとめ一業者に委託するなど、一部機関では集約に着手しているところである。

こうした取組を踏まえ、産業廃棄物の種類やエリアの設定など、産業廃棄物処理の集約化を加速させることにより効率的な処理体制の構築に努めていただきたい。

措置の内容

従前から、畜産事務所においては、種類が同一の産業廃棄物については、本庁にて一括契約を行うなどの取組を進めている。

今後ともこのような取組を進め、効率的な処理体制の構築に努めていく。

監査結果(意見)

イ 電子マニフェストの導入に努めること

県は、産業廃棄物の処理を委託する際に義務付けられているマニフェストについて、事務処理の効率化、法令順守及び処理情報の透明化を図るため、電子マニフェストの普及促進に取り組んでいる。

国は、平成 28 年度までに電子マニフェストの普及率 50%を目標に掲げているが、平成 24 年度時点の普及率についてみると、全国 30%、広島県 33%となっており、広島県の普及率は全国を上回っているものの、国の目標に対して低率の状況となっている。

また、県は、民間の少量排出事業者に対する電子マニフェストの普及に力を入れているところであるが、その一方で、県の機関で電子マニフェストを導入しているのは広島病院のみである。

今回の監査では、マニフェストの未交付や記入不備、行政への未報告など、マニフェストに係る事務処理の誤りが極めて多く見受けられたことから、県の機関において積極的に電子マニフェストの導入に努めていただきたい。

措置の内容

電子マニフェストの導入については、年間利用料等の経費がかかるため、少量かつ不規則な排出になる当局単独での導入は困難である。

全県での取組について、他局と調整を行っていききたい。

監査結果(指摘事項)

ア 契約に係るもの

(イ) 契約書の未作成等

書面で契約を締結していないもの(契約書を作成していないもの)など

指摘内容	産業廃棄物の処理委託契約は、書面で締結しなければならないが、契約書を作成していないものや請書のみを徴しているもの、また、契約書が保存されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[農林水産局] 農林水産総務課 (不要物品廃棄業務ほか1件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条第6項及び同法施行令第6条の2第4号

措置の内容

【原因】

産業廃棄物処理事務に関する認識不足。

【措置内容】

産業廃棄物適正処理講習会に参加し、関係法令及び事務内容を確認した。(平成25年12月5日)
平成26年度の廃棄処分契約では、必要書類を作成し、適切に処理を行った。また、平成26年5月22日に広島市による処置状況検査で、適切であるとの確認を受けた。

監査結果(指摘事項)

(ウ) 許可証の写しの未添付

契約書に処理業者の許可証の写しが添付されていないもの

指摘内容	産業廃棄物の運搬を委託する場合は受託者の収集運搬業許可証の写しを、産業廃棄物の処分等を委託する場合は同様に受託者の処分業許可証の写しをそれぞれ委託契約書に添付しなければならないが、当該許可書の写しが添付されていないもの又は受託者から受け取っていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[農林水産局] 農林水産総務課 (不要物品廃棄業務ほか1件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条第6項、同法施行令第6条の2第4号及び同法施行規則第8条の4

措置の内容

【原因】

産業廃棄物処理事務に関する認識不足。

【措置内容】

産業廃棄物適正処理講習会に参加し、関係法令及び事務内容を確認した。(平成25年12月5日)
平成26年度の廃棄処分契約では、必要書類を作成し、適切に処理を行った。また、平成26年5月22日に広島市による処置状況検査で、適切であるとの確認を受けた。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

イ マニフェストに係るもの

(ア) 未交付

産業廃棄物を引き渡す際にマニフェストを交付していないもの

指摘 内容	産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物の引渡しと同時に、必要事項を記した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければならないが、これを交付していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	〔農林水産局〕 農林水産総務課 (不要物品廃棄業務ほか1契約)
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の3第1項

措 置 の 内 容

【原因】

産業廃棄物処理事務に関する認識不足。

【措置内容】

産業廃棄物適正処理講習会に参加し、関係法令及び事務内容を確認した。(平成25年12月5日)

平成26年度の廃棄処分契約では、必要書類を作成し、適切に処理を行った。また、平成26年5月22日に広島市による処置状況検査で、適切であるとの確認を受けた。

機関名 東部農林水産事務所尾道農林事業所

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘 内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	〔農林水産局〕 東部農林水産事務所尾道農林事業所 (産業廃棄物(廃液処理)の 収集・運搬及び処分業務委託 契約)
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措 置 の 内 容

【原因】

必要な事務手続きについて、十分な確認ができていなかったため。

【措置内容】

未報告であった「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を、平成25年10月23日付けで広島県知事に報告した。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト (A票) には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[農林水産局] 東部農林水産事務所尾道農林事業所 (産業廃棄物 (廃液処理) の収集・運搬及び処分業務委託契約)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23, 第8条の25, 第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

「公益社団法人全国産業廃棄物連合会」発行のマニフェスト様式を利用しており、同マニフェストに送付日付が未記入であったことから、送付日付を確認し、「照合確認欄」に日付を追加記載した。
 現在、廃棄物処理法及び同法施行規則に基づき保管している。(保存期間5年間：平成30年2月14日まで)

機関名 農業技術大学校

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を (期日までに) 提出していないもの

指摘 内容	<p>マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事 (政令市は市長) に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>
対象 機関	<p>[農林水産局] 農業技術大学校 (産業廃棄物収集運搬処分業務委託契約)</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27</p>

措 置 の 内 容

【原因】

廃棄物処理法及び同法施行規則への理解が不足していたことによる。

【措置内容】

平成26年度については、期日までにマニフェストの交付状況報告書を提出した。

(平成26年6月9日付で同日郵送にて発送した。)

今後も提出年月日について十分に留意するとともに、所属内でその内容を共有して理解の徹底を図り、チェック体制を強化した。

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[農林水産局] 西部畜産事務所・西部家畜保健衛生所(特別管理産業廃棄物処理業務委託ほか1件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措 置 の 内 容

【原因】

マニフェストの交付状況報告に係る事務処理に関して、習熟が不十分であった。

【措置内容】

産業廃棄物の適正な処理に関する事務の習熟を深めるため、担当職員を産業廃棄物対策課主催の講習会に出席させた。

監査での指摘以降は、マニフェスト交付実績を期限内の平成26年5月27日に報告し適切に事務処理を行っている。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備(返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を求める事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象機関	[農林水産局] 西部畜産事務所・西部家畜保健衛生所(特別管理産業廃棄物処理業務委託契約ほか1件)
参考規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26

措 置 の 内 容

A票の「照合確認欄」に、マニフェストが戻ってきた日を適切に記入している。

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[農林水産局] 東部畜産事務所・東部家畜保健衛生所(感染性産業廃棄物処理業務委託契約ほか1件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

産業廃棄物(廃液及び廃棄薬品)の処理について、排出事業者として所管機関へのマニフェスト交付状況報告を怠っていた。

【措置内容】

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルにより、必要な事務処理について認識した。

平成24年度分のマニフェスト交付状況報告については、平成25年10月24日、福山市経済環境局と広島県東部保健所に報告書を提出した。

監査結果(指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象機関	[農林水産局] 東部畜産事務所・東部家畜保健衛生所
根拠規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17

措置の内容

【原因】

感染性廃棄物を生ずる事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者の設置が必要であることを認識しておらず、管理体制が確立できていなかった。

【措置内容】

特別管理産業廃棄物管理責任者を東部畜産事務所に設置した(平成25年11月11日 次長)。

平成26年度は、特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会に参加し、その参加者を責任者として適切な処理に努めた(講習会の実施日及び参加者:平成26年7月17日 振興 GL)

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>〔農林水産局〕 東部畜産事務所・東部家畜保健衛生所 (感染性産業廃棄物処理業務ほか1契約)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

排出事業者が記入する「照合確認欄」の日付記入に不備があり、確認が十分でなかった。
 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルに従い、所属内で共有し確認を行うこととした。
 平成25年度分については、マニフェストA票の「照合確認欄」に返送日を記録した。

機関名 北部畜産事務所・北部家畜保健衛生所

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘 内容	<p>マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>
対象 機関	<p>〔農林水産局〕 北部畜産事務所・北部家畜保健衛生所 (特別管理一般廃棄物(感染性一般廃棄物)処理委託契約ほか2件)</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27</p>

措 置 の 内 容

【原因】

事業排出者としてマニフェスト交付状況を報告する認識に欠けていた。

【措置内容】

- 平成25年度は廃棄物処理委託契約締結者である北部総務事務所が報告したが、平成26年度以降は廃棄物を排出する事業者として北部畜産事務所が対応することと整理し、報告した。平成26年8月28日)
- 北部畜産事務所職員が産業廃棄物適正処理講習会に参加し、関連法規等の習得に努めた。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘 内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象 機関	〔農林水産局〕 北部畜産事務所・北部家畜保健衛生所
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17

措 置 の 内 容

【原因】

特別管理産業廃棄物を生ずる事業者として特別管理産業廃棄物責任者を設置する認識に欠けていた。

【措置内容】

- 1 特別管理産業廃棄物責任者を北部畜産事務所に設置した。(平成25年11月11日 次長(獣医師))
- 2 北部畜産事務所職員が産業廃棄物適正処理講習会に参加し、関連法規等の習得に努めた。

監 査 結 果 (改 善 を 求 め る 事 項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備(返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象 機関	〔農林水産局〕 北部畜産事務所・北部家畜保健衛生所(特別管理一般廃棄物処理業務ほか1契約)
参考 規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26

措 置 の 内 容

【原因】

処理業者からマニフェストの送付を受けた日を記録する認識に欠けていた。

【措置内容】

- 1 指摘内容を踏まえ、平成25年度に交付したマニフェストA票の「照合確認欄」にマニフェスト返送日を記録した。
- 2 処理業者からマニフェストが返送される北部総務事務所と連携し、北部畜産事務所が適切に必要な事項を記録することとした。
- 3 北部畜産事務所職員が産業廃棄物適正処理講習会に参加し、関連法規等の習得に努めた。

監 査 結 果 (意 見)

3 産業廃棄物の効率的な処理の推進について（産業廃棄物を排出する全部局）

産業廃棄物を排出する県の機関によって、その排出量や処理の頻度は異なっている。排出量が少量で処理頻度が少ない機関においては、前例を踏まえた事務処理が行われており、専門性の高い廃棄物処理法についての理解を深め、事務に習熟するための取組が不十分となっている。

また、監査結果にみられるように、マニフェストに係る事務処理の誤りが指摘事項と改善を求めると333件（110機関）と極めて多く見受けられたところである。

このような状況を改善するためには、(1)で例示したプロジェクトチームなどが中心となって、産業廃棄物処理の集約化を進め、電子マニフェストを導入することにより、県の機関が排出する産業廃棄物の効率的な処理体制を構築する必要がある。

ア 産業廃棄物処理の集約化に努めること

県の機関で様々な産業廃棄物が排出されているが、排出量が少量で処理頻度が少ない機関においては、事務処理に精通することは困難である。

このため、例えば、警察本部においては、廃蛍光管等の処理について、広島市域の庁舎や警察署、坂町の警察学校分を取りまとめ一業者に委託するなど、一部機関では集約に着手しているところである。

こうした取組を踏まえ、産業廃棄物の種類やエリアの設定など、産業廃棄物処理の集約化を加速させることにより効率的な処理体制の構築に努めていただきたい。

措 置 の 内 容

産業廃棄物処理の集約化については、他部局とも足並みを揃えて対応していきたい。

監 査 結 果 (意 見)

イ 電子マニフェストの導入に努めること

県は、産業廃棄物の処理を委託する際に義務付けられているマニフェストについて、事務処理の効率化、法令順守及び処理情報の透明化を図るため、電子マニフェストの普及促進に取り組んでいる。

国は、平成28年度までに電子マニフェストの普及率50%を目標に掲げているが、平成24年度時点の普及率についてみると、全国30%、広島県33%となっており、広島県の普及率は全国を上回っているものの、国の目標に対して低率の状況となっている。

また、県は、民間の少量排出事業者に対する電子マニフェストの普及に力を入れているところであるが、その一方で、県の機関で電子マニフェストを導入しているのは広島病院のみである。

今回の監査では、マニフェストの未交付や記入不備、行政への未報告など、マニフェストに係る事務処理の誤りが極めて多く見受けられたことから、県の機関において積極的に電子マニフェストの導入に努めていただきたい。

措 置 の 内 容

電子マニフェストの導入については、他部局とも足並みを揃えて対応していきたい。

監査結果(指摘事項)

(2) 指摘内容

ア 契約に係るもの

契約書に処理業者の許可証の写しが添付されていないもの

指摘内容	産業廃棄物の運搬を委託する場合は受託者の収集運搬業許可証の写しを、産業廃棄物の処分等を委託する場合は同様に受託者の処分業許可証の写しをそれぞれ委託契約書に添付しなければならないが、当該許可書の写しが添付されていないもの又は受託者から受け取っていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[土木局] 土木総務課 (産業廃棄物処理業務)
根拠規定	廃棄物処理法第12条第6項、同法施行令第6条の2第4号及び同法施行規則第8条の4

措置の内容

【原因】

産業廃棄物の処理制度に対する職員の理解不足

【措置内容】

所属職員に監査の指摘事項を周知徹底し、再発防止を図っている。また、産業廃棄物対策課が主催する産業廃棄物適正処理講習会へ、本庁及び地方機関の担当職員を積極的に出席させるなど、職員の知識習得に取り組んでいる。

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[土木局] 土木総務課 (産業廃棄物処理業務)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

産業廃棄物の処理制度に対する職員の理解不足

【措置内容】

所属職員に監査の指摘事項を周知徹底し、再発防止を図っている。また、産業廃棄物対策課が主催する産業廃棄物適正処理講習会へ、本庁及び地方機関の担当職員を積極的に出席させるなど、職員の知識習得に取り組んでいる。

平成26年5月29日に広島市産業廃棄物指導課から電話連絡があり、今回の指摘事項について、マニフェストの交付状況報告は不要である旨、及び、今後の適正な事務処理について依頼があった。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[土木局] 土木総務課 (産業廃棄物処理業務)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

【原因】

産業廃棄物の処理制度に対する職員の理解不足

【措置内容】

所属職員に監査の指摘事項を周知徹底し、再発防止を図っている。また、産業廃棄物対策課が主催する産業廃棄物適正処理講習会へ、本庁及び地方機関の担当職員を積極的に出席させるなど、職員の知識習得に取り組んでいる。

平成26年5月29日に広島市産業廃棄物指導課から電話連絡があり、今回の指摘事項について、マニフェストの交付状況報告は不要である旨、及び、今後の適正な事務処理について依頼があった。

機関名 西部建設事務所

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘 内容	<p>マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>
対象 機関	<p>[土木局] 西部建設事務所 (産業廃棄物収集運搬処理業務)</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27</p>

措 置 の 内 容

【原因】

マニフェストの交付状況を期日までに報告することについて、担当職員及び上司を含む所属職員の認識が欠けていた。

【措置内容】

担当職員は、事務処理について再確認するとともに、所属内でその内容を共有して理解の徹底を図った。平成25年度のマニフェストの交付報告書は、平成26年4月1日に広島市長に提出した。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト (A票) には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[土木局] 西部建設事務所 (産業廃棄物収集運搬処理業務)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

【原因】

担当職員は、マニフェスト返送を受けた日を検査日として、検査調書を作成すればよいものと、誤って認識していた。

【措置内容】

担当職員は、事務処理について再確認するとともに、所属内でその内容を共有して理解の徹底を図った。平成25年度は、処理業者からマニフェストの送付を受けた日 (平成26年3月19日) に照合確認欄に記入した。

機関名 西部建設事務所安芸太田支所

監 査 結 果 (指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘 内容	<p>特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。</p>
対象 機関	<p>[土木局] 西部建設事務所安芸太田支所</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17</p>

措 置 の 内 容

【原因】

特別管理産業廃棄物を保管する事業者が特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないことについて、担当職員及び上司を含む所属職員の認識がなかったこと。

【措置内容】

平成26年7月に財産管理課においてPCB汚染物の処分手続きがなされ、現在、特別管理産業廃棄物は保管していない。

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>ウ 廃棄物の管理に係るもの (ア) 管理責任者の未設置 特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの</p>	
指摘 内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象 機関	〔土木局〕 広島港湾振興事務所
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、特別管理産業廃棄物責任者を置くことについて、担当職員及び上司を含む所属職員の認識がなかったこと。</p> <p>【措置内容】 所属職員に監査の指摘事項を周知徹底し、再発防止を図っている。また、特別管理産業廃棄物責任者については有資格者がいなかったため、平成26年7月17日に広島会場で実施された「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を所属職員が受講し、その修了者を平成26年7月17日付けで、特別管理産業廃棄物責任者として設置した。</p>	

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>ア 契約に係るもの (イ) 契約書の未作成等 書面で契約を締結していないもの（契約書を作成していないもの）など</p>	
指摘 内容	産業廃棄物の処理委託契約は、書面で締結しなければならないが、契約書を作成していないものや請書のみを徴しているもの、また、契約書が保存されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	〔土木局〕 広島港一般港湾施設 (産業廃棄物収集運搬処理業務ほか1件)
根拠 規定	廃棄物処理法第12条第6項及び同法施行令第6条の2第4号
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 産業廃棄物の処理委託契約は書面で締結しなければならないことについて、担当職員及び上司を含む所属職員の認識がなく、軽易な契約として契約書の作成を省略していたこと。</p> <p>【措置内容】 担当職員は、事務処理について再確認するとともに、所属内でその内容を共有して理解の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。 監査指摘以降は、書面で契約を締結している。</p>	

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘 内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	[土木局] 広島港一般港湾施設 (広島港廿日市地区廃棄物収集運搬 処分業務ほか3件)
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措 置 の 内 容

【原因】

マニフェストの交付状況を期日までに報告することについて、担当職員及び上司を含む所属職員の認識がなかったこと。

【措置内容】

担当職員は、事務処理について再確認するとともに、所属内でその内容を共有して理解の徹底を図り、各事業所相互にチェックする体制を強化した。

平成25年度のマニフェストの交付報告書は、平成26年6月11日に広島市長に提出した。

監 査 結 果 (改 善 を 求 め る 事 項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備(返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象 機関	[土木局] 広島港一般港湾施設 (産業廃棄物収集運搬処理業務ほか1件)
参考 規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26

措 置 の 内 容

担当職員は、事務処理について再確認するとともに、所属内でその内容を共有して理解の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。

監査結果の受領以降は、マニフェストの送付を受けた日をマニフェストのA票に記録している。

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[土木局] 広島観音マリーナ (広島観音マリーナ及び五日市漁港フィッシャリーナにおける廃棄物収集運搬処理業務) 五日市漁港フィッシャリーナ(同上)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

マニフェストの交付状況を期日までに報告することについて、担当職員及び上司を含む所属職員の認識がなかったこと。

【措置内容】

担当職員は、事務処理について再確認するとともに、所属内でその内容を共有して理解の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。

平成25年度のマニフェストの交付報告書は、平成26年6月11日に広島市長に提出した。

監査結果(改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備(返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を求める事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象機関	[土木局] 広島観音マリーナ (広島観音マリーナ及び五日市漁港フィッシャリーナにおける廃棄物収集運搬処理業務) 五日市漁港フィッシャリーナ(同上)
参考規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26

措置の内容

担当職員は、事務処理について再確認するとともに、所属内でその内容を共有して理解の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。

監査結果の受領以降は、マニフェストの送付を受けた日をマニフェストのA票に記録している。

監査結果(意見)

3 産業廃棄物の効率的な処理の推進について（産業廃棄物を排出する全部局）

産業廃棄物を排出する県の機関によって、その排出量や処理の頻度は異なっている。排出量が少量で処理頻度が少ない機関においては、前例を踏まえた事務処理が行われており、専門性の高い廃棄物処理法についての理解を深め、事務に習熟するための取組が不十分となっている。

また、監査結果にみられるように、マニフェストに係る事務処理の誤りが指摘事項と改善を求める事項を合わせると 333 件（110 機関）と極めて多く見受けられたところである。

このような状況を改善するためには、(1)で例示したプロジェクトチームなどが中心となって、産業廃棄物処理の集約化を進め、電子マニフェストを導入することにより、県の機関が排出する産業廃棄物の効率的な処理体制を構築する必要がある。

ア 産業廃棄物処理の集約化に努めること

県の機関で様々な産業廃棄物が排出されているが、排出量が少量で処理頻度が少ない機関においては、事務処理に精通することは困難である。

このため、例えば、警察本部においては、廃蛍光管等の処理について、広島市域の庁舎や警察署、坂町の警察学校分を取りまとめ一業者に委託するなど、一部機関では集約に着手しているところである。

こうした取組を踏まえ、産業廃棄物の種類やエリアの設定など、産業廃棄物処理の集約化を加速させることにより効率的な処理体制の構築に努めていただきたい。

措置の内容

企業局内における集約化については、排出機関それぞれが遠隔地であるため困難である。他部局との連携による集約化については、全庁的な適正処理のための体制整備の動きと合わせて、集約できる対象物や方法、対象とする機関の検討を行う。

なお、水道事業の実施により排出している産業廃棄物の処理については、長期にわたって継続的な処理を行っており、他部局との処理の集約化は困難と考える。

監査結果(意見)

イ 電子マニフェストの導入に努めること

県は、産業廃棄物の処理を委託する際に義務付けられているマニフェストについて、事務処理の効率化、法令順守及び処理情報の透明化を図るため、電子マニフェストの普及促進に取り組んでいる。

国は、平成 28 年度までに電子マニフェストの普及率 50%を目標に掲げているが、平成 24 年度時点の普及率についてみると、全国 30%、広島県 33%となっており、広島県の普及率は全国を上回っているものの、国の目標に対して低率の状況となっている。

また、県は、民間の少量排出事業者に対する電子マニフェストの普及に力を入れているところであるが、その一方で、県の機関で電子マニフェストを導入しているのは広島病院のみである。

今回の監査では、マニフェストの未交付や記入不備、行政への未報告など、マニフェストに係る事務処理の誤りが極めて多く見受けられたことから、県の機関において積極的に電子マニフェストの導入に努めていただきたい。

措置の内容

指摘を受けた事務処理の適正化については、通知を行うだけでなく、各所属内での事務手続きの把握と再確認を行った。

電子マニフェストの活用による事務処理の適正化については、収集運搬業者、処分業者の動向も踏まえ検討する。

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[企業局] 企業総務課(産業廃棄物処理業務)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

市長への報告が必要であることについての認識が不足していた。

【措置内容】

未報告分については、平成25年9月20日付けで広島市に報告した。

再発防止のため、事務処理の流れについて再確認した。

監査結果(改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備(返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を求める事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象機関	[企業局] 企業総務課(産業廃棄物処理業務)
参考規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26

措置の内容

【原因】

産業廃棄物処理制度への理解・認識不足

【措置内容】

平成25年度以降の業務については、マニフェスト(A票)の「照合確認欄」を利用することを徹底し、收受の日を正しく記録することとした。

監査結果(指摘事項)

ア 契約に係るもの

(ア) 無許可業者への委託

許可を受けていない業者に産業廃棄物の処理を委託しているもの

指摘内容	産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、許可を受けた産業廃棄物処理業者等に委託しなければならないが、許可を受けていない業者に委託しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[企業局] 広島水道事務所(戸坂取水場油脂庫内廃油処分業務)
根拠規定	廃棄物処理法第12条第5項

措置の内容

【原因】

廃棄物処理法を厳守しなければならない排出事業者としての認識が浅く、油脂類の購入先であれば、処理は可能であると思込み、処理の許可業者であるかの確認を怠ったため、無許可業者と契約した。

【措置内容】

処理業務委託契約は、「産業廃棄物適正処理ガイドブック(東京都環境局作成)」に従って事務処理を行い、当該ガイドブックは、所で共有することとした。

また、職員を県等が開催する産業廃棄物に係る研修・講習に参加させ、法令及び事務処理に係る認識と理解が深まるように努めている。

監査結果(指摘事項)

(イ) 契約書の未作成等

書面で契約を締結していないもの(契約書を作成していないもの)など

指摘内容	産業廃棄物の処理委託契約は、書面で締結しなければならないが、契約書を作成していないものや請書のみを徴しているもの、また、契約書が保存されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[企業局] 広島水道事務所(戸坂取水場油脂庫内廃油処分業務)
根拠規定	廃棄物処理法第12条第6項及び同法施行令第6条の2第4号

措置の内容

【原因】

産業廃棄物処理制度への理解・認識不足

【措置内容】

処理業務委託契約は、「産業廃棄物適正処理ガイドブック(東京都環境局作成)」に従って事務処理を行い、当該ガイドブックは、所で共有することとした。

また、職員を県等が開催する産業廃棄物に係る研修・講習に参加させ、法令及び事務処理に係る認識と理解が深まるように努めている。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

(エ) 契約書の規定不備・規定誤り（法定事項の規定漏れなど）
 契約書に規定すべき法定項目が記載されていないものなど

指摘内容	廃棄物処理法の規定により委託契約書に必ず規定しなければならない事項が記載されていないものや委託契約書の規定に誤りがあるものがあつた。契約書の規定に不備があるものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[企業局] 広島水道事務所（温品浄水場外汚泥再資源化業務）
根拠規定	廃棄物処理法第12条第6項、同法施行令第6条の2第4号及び同法施行規則第8条の4の2

措 置 の 内 容

【原因】

産業廃棄物処理制度への理解・認識不足

【措置内容】

適正な委託契約書により、契約をしている。

また、事業課の担当職員も、契約内容を十分把握しておくよう、契約書全体の写しを事業課でも保管することとした。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

イ マニフェストに係るもの

(ア) 未交付

産業廃棄物を引き渡す際にマニフェストを交付していないもの

指摘内容	産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物の引渡しと同時に、必要事項を記した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければならないが、これを交付していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[企業局] 広島水道事務所（戸坂取水場油脂庫内廃油処分業務）
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第1項

措 置 の 内 容

【原因】

産業廃棄物処理制度への理解・認識不足

【措置内容】

処理業務委託契約は、「産業廃棄物適正処理ガイドブック（東京都環境局作成）」に従って事務処理を行い、当該ガイドブックは、所で共有することとした。

また、職員を県等が開催する産業廃棄物に係る研修・講習に参加させ、法令及び事務処理に係る認識と理解が深まるように努めている。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘 内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	[企業局] 広島水道事務所(温品浄水場外汚泥再資源化業務ほか5件)
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措 置 の 内 容

【原 因】

異動等で担当者が替わり、適切な引継ぎがなされていなかったため、後任の担当者が報告及び報告期日を認識しておらず、期日の6月末日を過ぎての報告となった。

【措置内容】

官公庁への報告及び届出並びにその期日等の一覧を作成・整理し、確実な引継ぎを行うよう改め、平成25年度分については、期日(平成26年6月30日)までに報告を完了した。

温品浄水場におけるマニフェストの交付状況報告書は、次の日付のとおり提出した。

平成24年度分：平成25年10月18日

平成25年度分：平成26年4月23日

瀬野川浄水場及び田口浄水場におけるマニフェストの交付状況報告書は、次の日付のとおり提出した。

平成24年度分：平成25年10月16日

平成25年度分：平成26年5月29日

また、産業廃棄物に係る研修・講習に参加させ、法令及び事務処理に係る認識と理解が深まるように努めている。

監 査 結 果 (改 善 を 求 め る 事 項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備(返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象 機関	[企業局] 広島水道事務所(温品浄水場外汚泥再資源化業務ほか3件)
参考 規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26

措 置 の 内 容

【原 因】

産業廃棄物処理制度への理解・認識不足

【措置内容】

マニフェスト記入例(注意書き)を作成し、適切に記入するよう徹底を図るとともに、産業廃棄物に係る研修・講習に参加させ、法令及び事務処理に係る認識と理解が深まるように努めている。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト (A票) には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[企業局] 水質管理センター (水質検査廃液等産業廃棄物処理業務)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

【原 因】

産業廃棄物処理制度への理解・認識不足

【措置内容】

職員に対し、マニフェストの制度について説明し、マニフェストが返ってきたときに、照合確認欄に日付を記載する必要があることを注意喚起するとともに、上司による書類確認を徹底することとしている。

業者からマニフェスト各票の返送を受けた都度、A票と照合し、適正に処理されたことを確認した後に、A票に收受日を記入することとしている。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[企業局] 沼田川水道事務所 (本郷浄水場汚泥再資源化業務ほか1件)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

【原因】

産業廃棄物処理制度への理解・認識不足

【措置内容】

担当職員及び上司は、事務処理について再確認するとともに、受託処理業者とマニフェストの処理の流れについて打合せを行った。

今後、産業廃棄物対策課主催の適正処理に係る講習会を受講する。

業者からマニフェスト各票の返送を受けた都度、A票と照合し、適正に処理されたことを確認した後に、A票に收受日を記入することとしている。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[企業局] 旧広島西部水道事務所 (三ツ石浄水場蛍光灯処分業務ほか7件) (水道課)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

【原因】

産業廃棄物処理制度への理解・認識不足

【措置内容】

旧広島西部水道事務所の業務を引き継いだ指定管理者に対し、事務処理を適正に行うよう指導するとともに、定期的に関係書類の確認を行っている。

監 査 結 果 (意 見)

3 産業廃棄物の効率的な処理の推進について（産業廃棄物を排出する全部局）

産業廃棄物を排出する県の機関によって、その排出量や処理の頻度は異なっている。排出量が少量で処理頻度が少ない機関においては、前例を踏まえた事務処理が行われており、専門性の高い廃棄物処理法についての理解を深め、事務に習熟するための取組が不十分となっている。

また、監査結果にみられるように、マニフェストに係る事務処理の誤りが指摘事項と改善を求める事項を合わせると 333 件（110 機関）と極めて多く見受けられたところである。

このような状況を改善するためには、(1)で例示したプロジェクトチームなどが中心となって、産業廃棄物処理の集約化を進め、電子マニフェストを導入することにより、県の機関が排出する産業廃棄物の効率的な処理体制を構築する必要がある。

ア 産業廃棄物処理の集約化に努めること

県の機関で様々な産業廃棄物が排出されているが、排出量が少量で処理頻度が少ない機関においては、事務処理に精通することは困難である。

このため、例えば、警察本部においては、廃蛍光管等の処理について、広島市域の庁舎や警察署、坂町の警察学校分を取りまとめ一業者に委託するなど、一部機関では集約に着手しているところである。

こうした取組を踏まえ、産業廃棄物の種類やエリアの設定など、産業廃棄物処理の集約化を加速させることにより効率的な処理体制の構築に努めていただきたい。

措 置 の 内 容

県立病院では、特別管理産業廃棄物に分類される「感染性産業廃棄物」を主に排出しているが、医療廃棄物等は他の機関では排出されない廃棄物であり、排出量や処理頻度も多いことから、他部局の機関との集約化にはなじまないと考えている。

なお、産業廃棄物の事務処理を行う担当者等は、県の実施する研修等へ参加するなどにより、産業廃棄物処理法等の正しい知識を習得し、適正な事務処理に努めているところである。

監 査 結 果 (意 見)

イ 電子マニフェストの導入に努めること

県は、産業廃棄物の処理を委託する際に義務付けられているマニフェストについて、事務処理の効率化、法令順守及び処理情報の透明化を図るため、電子マニフェストの普及促進に取り組んでいる。

国は、平成 28 年度までに電子マニフェストの普及率 50%を目標に掲げているが、平成 24 年度時点の普及率についてみると、全国 30%、広島県 33%となっており、広島県の普及率は全国を上回っているものの、国の目標に対して低率の状況となっている。

また、県は、民間の少量排出事業者に対する電子マニフェストの普及に力を入れているところであるが、その一方で、県の機関で電子マニフェストを導入しているのは広島病院のみである。

今回の監査では、マニフェストの未交付や記入不備、行政への未報告など、マニフェストに係る事務処理の誤りが極めて多く見受けられたことから、県の機関において積極的に電子マニフェストの導入に努めていただきたい。

措 置 の 内 容

県立病院では、広島病院で電子マニフェストを一部導入しているが、電子マニフェストは、排出事業者のみではなく、収集運搬事業者、処分業者の協力も必要となることから、これらの事業者と協議のうえ、導入に努めることとする。

監 査 結 果 (指摘事項)

ア 契約に係るもの

(ウ) 許可証の写しの未添付

契約書に処理業者の許可証の写しが添付されていないもの

指摘内容	産業廃棄物の運搬を委託する場合は受託者の収集運搬業許可証の写しを、産業廃棄物の処分等を委託する場合は同様に受託者の処分業許可証の写しをそれぞれ委託契約書に添付しなければならないが、当該許可書の写しが添付されていないもの又は受託者から受け取っていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[病院事業局] 広島病院 (産業廃棄物処理業務 (情報処理機器))
根拠規定	廃棄物処理法第 12 条第 6 項, 同法施行令第 6 条の 2 第 4 号及び同法施行規則第 8 条の 4

措 置 の 内 容

【原因】

有資格の業者であることは確認していたが、年度末で契約締結事務が集中していたため、契約書のチェック機能が十分働いていなかったこと。

【措置内容】

平成 26 年度に締結した委託契約書に受託業者の産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可証の写しを添付した。

また、所属内での事務処理について再確認し、チェック体制を強化した。

監査結果(指摘事項)

ア 契約に係るもの

(エ) 契約書の規定不備・規定誤り(法定事項の規定漏れなど)

契約書に規定すべき法定項目が記載されていないものなど

指摘内容	廃棄物処理法の規定により委託契約書に必ず規定しなければならない事項が記載されていないものや委託契約書の規定に誤りがあるものがあつた。契約書の規定に不備があるものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[病院事業局] 広島病院 (産業廃棄物処理業務ほか3件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条第6項, 同法施行令第6条の2第4号及び同法施行規則第8条の4の2

措置の内容

【原因】

「公益社団法人全国産業廃棄物連合会」作成の産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書の標準様式を使用していなかったため、契約条項に記載漏れがあつたこと。

【措置内容】

所属内で事務処理について再確認し、チェック体制を強化するとともに、次のとおり改善した。

今後は、「公益社団法人全国産業廃棄物連合会」作成の産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書の標準様式に切り替えることとする。

① 産業廃棄物処理業務

長期継続契約締結中の受託業者と平成26年4月に変更契約を締結し、廃棄物処理法の委託基準に適合するよう契約条項を整備した。

② 産業廃棄物処理業務(感染性産業廃棄物)

長期継続契約締結中の受託業者と平成26年6月に変更契約を締結し、廃棄物処理法の委託基準に適合するよう契約条項を整備した。

③ 産業廃棄物処理業務(大型ごみ)・産業廃棄物処理業務(天ぷら廃油)

平成26年度に締結した委託契約書において、廃棄物処理法の委託基準に適合するよう契約条項を整備した。

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[病院事業局] 広島病院 (産業廃棄物処理業務(備蓄食品))
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

産業廃棄物処理業務(備蓄食品)について、受託業者からマニフェストが交付されていたにもかかわらず、臨時の廃棄物であったため、チェック漏れにより広島市産業廃棄物指導課へ提出する「産業廃棄物管理票交付等状況報告書(平成25年度)」への記載漏れが発生したこと。

【措置内容】

平成26年2月6日に「産業廃棄物管理票交付等状況報告書(平成25年度)」に産業廃棄物処理業務(備蓄食品)を記載の上、広島市産業廃棄物指導課へ提出した。

また、所属内で事務処理について再確認し、チェック体制を強化した。

監査結果(指摘事項)

(ウ) PCB廃棄物に係る保管数量等の報告誤り

PCB廃棄物の保管状況の届出について届出漏れがあったもの

指摘内容	PCB廃棄物の保管状況の届出を行っているが、届出書に記載されたPCB廃棄物の種類・数量と実際に保管しているPCB廃棄物の種類・数量が異なっていた。適正な事務処理に努められたい。
対象	[病院事業局] 広島病院
根拠	PCB特措法第8条及び同法施行規則第5条

措置の内容

【原因】

当院北棟電気室に保管中の変圧器及び変圧器絶縁油の微量PCB含有検査を平成25年8月に業者委託により実施したが、その分析結果の判明が遅れたため、届出書と保管している微量PCBの数量に差が生じていたこと。

【措置内容】

今回分析結果が判明して、届出漏れがあった当院北棟電気室に保管中の変圧器及び変圧器絶縁油も記載して広島市産業廃棄物指導課へ「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」を平成26年5月に提出したところ、「分析結果によると、PCB含有量が0.5mg/kg未満(0.19mg/kg)であるから、これらはPCB非含有廃棄物であり、届出不要である。」との回答があり、届出漏れでないことが判明した。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(1) 契約に係るもの

処分業者への代金は収集運搬業者を通じて支払うとする契約の締結

処理料金の支払いに当たり、収集運搬業者に運搬料金と処分料金を一括して支払っているもの

改善を 求める 事項	<p>産業廃棄物の収集運搬業務と処分業務を別々の処理業者に委託している場合において、県と処分業者との間で締結した契約書中、処分業者に支払われる代金は収集運搬業者を通じて支払うと規定しているものがあった。</p> <p>この場合、県と収集運搬業者との間で締結した契約書には、県が処分業者に支払うべき金額及びその支払方法について規定されていない。</p> <p>廃棄物処理法では、排出事業者は、収集運搬業者又は処分業者とそれぞれ委託契約を締結し、委託契約書には委託者が受託者に対して支払う料金を記載することと定められている。</p> <p>個々の業者に適正な対価が支払われず、不適正な処理を招くことがないように、処理料金は収集運搬業者と処分業者のそれぞれに直接支払うように規定することが望ましい。</p>
対象 機関	<p>[病院事業局] 広島病院 (産業廃棄物処理業務 (電池) ほか2件)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第 12 条第 5 項及び第 6 項, 同法施行令第 6 条の 2 第 4 号及び同法施行規則第 8 条の 4 の 2</p>

措 置 の 内 容

所属内での事務処理について再確認し、チェック体制を強化するとともに、改善を求められた委託契約については、平成 26 年度の契約において当院から収集運搬業者と処分業者へそれぞれに直接支払うよう契約条項を整備した。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。</p> <p>廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から 5 年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後 10 日以内に排出事業者のマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。</p> <p>なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト (A 票) には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[病院事業局] 広島病院 (産業廃棄物処理業務 (排水設備) ほか2件)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第 12 条の 3 第 3 項から第 6 項並びに同法施行規則第 8 条の 23, 第 8 条の 25, 第 8 条の 25 の 3 及び第 8 条の 26</p>

措 置 の 内 容

法的義務付けはないが、送付日付の記入は必要と考えられるため、未記入のマニフェストの「照合確認欄」に日付を記入するとともに、所属内で事務処理について再確認し、チェック体制を強化した。

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[病院事業局] 安芸津病院 (感染性廃棄物収集・運搬及び処理業務ほか3件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

担当職員の廃棄物処理法における報告期日の認識不足と所属内でのチェック体制が十分でなかつたこと。

【措置内容】

担当職員は、事務処理について再確認するとともに、所属内でその内容を共有して理解の徹底を図り、チェック体制を強化した。

平成25年度のマニフェストの交付報告書は、平成26年6月11日に広島県知事に提出した。

監査結果(改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備(返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を求める事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象機関	[病院事業局] 安芸津病院 (感染性廃棄物収集・運搬及び処分業務ほか3件)
参考規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26

措置の内容

法的義務付けはないが、送付日付の記入は必要と考えられるため、未記入のマニフェストの「照合確認欄」に日付を記入するとともに、所属内での事務処理について再確認し、チェック体制を強化した。

監査結果(意見)

3 産業廃棄物の効率的な処理の推進について（産業廃棄物を排出する全部局）

産業廃棄物を排出する県の機関によって、その排出量や処理の頻度は異なっている。排出量が少量で処理頻度が少ない機関においては、前例を踏まえた事務処理が行われており、専門性の高い廃棄物処理法についての理解を深め、事務に習熟するための取組が不十分となっている。

また、監査結果にみられるように、マニフェストに係る事務処理の誤りが指摘事項と改善を求めると333件（110機関）と極めて多く見受けられたところである。

このような状況を改善するためには、(1)で例示したプロジェクトチームなどが中心となって、産業廃棄物処理の集約化を進め、電子マニフェストを導入することにより、県の機関が排出する産業廃棄物の効率的な処理体制を構築する必要がある。

ア 産業廃棄物処理の集約化に努めること

県の機関で様々な産業廃棄物が排出されているが、排出量が少量で処理頻度が少ない機関においては、事務処理に精通することは困難である。

このため、例えば、警察本部においては、廃蛍光管等の処理について、広島市域の庁舎や警察署、坂町の警察学校分を取りまとめ一業者に委託するなど、一部機関では集約に着手しているところである。

こうした取組を踏まえ、産業廃棄物の種類やエリアの設定など、産業廃棄物処理の集約化を加速させることにより効率的な処理体制の構築に努めていただきたい。

措置の内容

産業廃棄物処理の集約化については、全庁的な取組を視野に入れながら他部局の動向を注視していく。

監査結果(意見)

イ 電子マニフェストの導入に努めること

県は、産業廃棄物の処理を委託する際に義務付けられているマニフェストについて、事務処理の効率化、法令順守及び処理情報の透明化を図るため、電子マニフェストの普及促進に取り組んでいる。

国は、平成28年度までに電子マニフェストの普及率50%を目標に掲げているが、平成24年度時点の普及率についてみると、全国30%、広島県33%となっており、広島県の普及率は全国を上回っているものの、国の目標に対して低率の状況となっている。

また、県は、民間の少量排出事業者に対する電子マニフェストの普及に力を入れているところであるが、その一方で、県の機関で電子マニフェストを導入しているのは広島病院のみである。

今回の監査では、マニフェストの未交付や記入不備、行政への未報告など、マニフェストに係る事務処理の誤りが極めて多く見受けられたことから、県の機関において積極的に電子マニフェストの導入に努めていただきたい。

措置の内容

電子マニフェストの導入については、全庁的な取組を視野に入れながら他部局の動向を注視していく。

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>ウ 廃棄物の管理に係るもの (ア) 管理責任者の未設置 特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの</p>	
指摘 内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象 機関	[教育委員会] 教育センター
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 毎年度所管庁に提出してきたPCB廃棄物の保管及び処分状況等の届出書において、施設の長である所長を特別管理産業廃棄物管理責任者として届け出ており、その就任に法令上の要件があることを認識していなかった。</p> <p>【措置内容】 当センターの職員が、平成25年11月28日、特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会を受講し、特別管理産業廃棄物管理責任者に就任した。 平成26年度以降、当センターの職員が適宜この講習会を受講し、管理責任者を継続して設置できるよう対応する。</p>	

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>ア 契約に係るもの (ウ) 許可証の写しの未添付 契約書に処理業者の許可証の写しが添付されていないもの</p>	
指摘 内容	産業廃棄物の運搬を委託する場合は受託者の収集運搬業許可証の写しを、産業廃棄物の処分等を委託する場合は同様に受託者の処分業許可証の写しをそれぞれ委託契約書に添付しなければならないが、当該許可書の写しが添付されていないもの又は受託者から受け取っていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	[教育委員会] 図書館 (産業廃棄物処理業務ほか1件)
根拠 規定	廃棄物処理法第12条第6項、同法施行令第6条の2第4号及び同法施行規則第8条の4
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 一般社団法人広島県資源循環協会のホームページを参照し、許可業者であることは確認していたが、契約書に産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写しを添付すべきであるという理解が不十分であった。</p> <p>【措置内容】 処理業者に対し、産業廃棄物収集運搬業許可書及び処分業許可証の写しの提出を求め、内容を確認するとともに、契約書に添付した。今後は、廃棄物処理法について理解を深め、平成26年4月11日付け「産業廃棄物の適正な処理の徹底について」(産業廃棄物対策課長通知)に留意の上、適正な事務処理に努める。</p>	

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘 内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	[教育委員会] 図書館 (産業廃棄物処理業務ほか1件)
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措 置 の 内 容

【原因】

前年度のマニフェストの交付実績を広島市長に報告しなければならないことを、失念していた。

【措置内容】

産業廃棄物管理票交付等状況報告書を改めて平成26年4月24日に広島市長に提出した。今後は、廃棄物処理法について理解を深め、平成26年4月11日付け「産業廃棄物の適正な処理の徹底について」(産業廃棄物対策課長通知)に留意の上、適正な事務処理に努める。

監 査 結 果 (改 善 を 求 め る 事 項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備(返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象 機関	[教育委員会] 図書館 (産業廃棄物処理業務(カード保管庫等))
参考 規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26

措 置 の 内 容

産業廃棄物処理に関する実務的な事務の流れについて確認を行った上で、マニフェストに平成25年3月28日の收受日を記録した。

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 福山少年自然の家 (食堂グリストラップ清掃及び収集運搬業務)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措 置 の 内 容

【原因】

6月30日までに報告しなければならないことを失念していた。

【措置内容】

報告漏れのないよう職員内で連携をし、平成26年度の報告(平成25年度実績分)については、6月3日に報告をした。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備(返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を求める事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象機関	[教育委員会] 福山少年自然の家 (食堂グリストラップ清掃及び収集運搬業務)
参考規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26

措 置 の 内 容

今後は、送付を受けた日に收受日を記録する。

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 広島皆実高等学校 (産業廃棄物収集・運搬及び処分業務ほか2件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

報告しなければいけないことを知らなかった。

【措置内容】

平成24年度については、広島市に確認したところ、既に統計として出しているため報告の必要はないと回答を受けた。平成25年度については、平成26年6月20日に報告済みである。

監査結果(改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備(返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を求める事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象機関	[教育委員会] 広島皆実高等学校 (産業廃棄物収集・運搬及び処分業務ほか2件)
参考規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26

措置の内容

今後は「照合確認欄」を利用し收受日を記載する。

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 広島国泰寺高等学校(産業廃棄物処理委託)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

広島市長への報告が必要であるとの認識を持っていなかった。

【措置内容】

平成25年度のマニフェストの交付状況について、期日までに広島市長への報告を行った。

(報告日:平成26年5月14日)

監査結果(改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備(返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を求める事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象機関	[教育委員会] 広島国泰寺高等学校(産業廃棄物処理委託)
参考規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26

措置の内容

平成25年度のマニフェストについて、処理業者から送付を受けた際に收受日を記載した。

監査結果(指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 広島観音高等学校
根拠規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17

措置の内容

【原因】

特別管理産業廃棄物管理責任者には有資格者を置かなければならないという認識が欠落していた。

【措置内容】

総括事務長が平成25年12月3日に特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得した。

監査結果(指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 広高等学校
根拠規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17

措置の内容

【原因】

廃PCB等については、長らく保管の状態にあったため、従前から関係法令に関する意識が薄く、特別管理産業廃棄物責任者を置いていなかった。

【措置内容】

特別管理産業廃棄物責任者を定め、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会を受講の後、資格を取得した。

引き続き特別管理産業廃棄物の適正管理に努めたい。(平成25年11月28日 特別管理産業廃棄物管理責任者資格 取得済)

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 呉宮原高等学校 (廃棄薬品等収集運搬処理業務ほか1件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

産業廃棄物の廃棄に伴い、排出者がマニフェストの交付状況を毎年、呉市長に報告することを把握していなかった。

【措置内容】

平成25年10月25日付で呉市長へ報告した。

監査結果(指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 呉宮原高等学校
根拠規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17

措置の内容

【原因】

PCB廃棄物保管に伴い特別管理産業廃棄物管理責任者が特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の受講が必要であることを把握していなかった。

【措置内容】

本校職員に平成25年11月28日開催の特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会を受講させ、修了したものを特別管理産業廃棄物管理責任者にし、その旨を平成25年12月16日付で呉市長へ届けた。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。</p> <p>なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト (A票) には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 呉宮原高等学校 (廃棄薬品等収集運搬処理業務ほか1件)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

A票の照合確認項目に收受日を記入した。

機関名 県立呉三津田高等学校

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を (期日までに) 提出していないもの

指摘 内容	<p>マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事 (政令市は市長) に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 呉三津田高等学校 (産業廃棄物収集・運搬及び処分業務)</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27</p>

措 置 の 内 容

【原因】

業務完了後の報告を失念していた。

【措置内容】

指摘後速やかに、平成24年度の産業廃棄物管理票交付等状況報告書を作成し、呉市長へ提出した。平成25年度の産業廃棄物管理票交付等状況報告書については、期日までに呉市長へ報告している。

平成24年度産業廃棄物管理票交付等状況報告書の報告日：平成25年10月3日
平成25年度産業廃棄物管理票交付等状況報告書の報告日：平成26年3月17日

監 査 結 果 (指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘 内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象 機関	〔教育委員会〕 呉三津田高等学校
根拠 規定	廃棄物処理法第 12 条の 2 第 8 項及び第 9 項並びに同法施行規則第 8 条の 17

措 置 の 内 容

【原因】

特別管理産業廃棄物管理者の設置を失念していた。

【措置内容】

指摘後速やかに、本校教諭が特別管理産業廃棄物管理者に関する講習会を受講し、受講を修了した日から特別管理産業廃棄物管理者の設置を行っている。

講習会受講日：平成 25 年 11 月 28 日

確認結果

A

備考

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備（返送收受日の記入漏れなど）

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から 5 年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後 10 日以内に排出事業者にマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト（A 票）には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象 機関	〔教育委員会〕 呉三津田高等学校（産業廃棄物収集・運搬及び処分業務）
参考 規定	廃棄物処理法第 12 条の 3 第 3 項から第 6 項並びに同法施行規則第 8 条の 23、第 8 条の 25、第 8 条の 25 の 3 及び第 8 条の 26

措 置 の 内 容

平成 25 年度の業務実施においては、委託業者から B 2 票、D 票及び E 票の送付を受けた際に、各票に收受印を押印するとともに、A 票との照合を行い照合確認欄に日付を記載している。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

(2) 指摘内容

ア 契約に係るもの

(イ) 契約書の未作成等

書面で契約を締結していないもの(契約書を作成していないもの)など

指摘内容	産業廃棄物の処理委託契約は、書面で締結しなければならないが、契約書を作成していないものや請書のみを徴しているもの、また、契約書が保存されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 三原高等学校 (産業廃棄物処理業務 (粗大ごみ))
根拠規定	廃棄物処理法第12条第6項及び同法施行令第6条の2第4号

措 置 の 内 容

【原因】

産業廃棄物の処理委託契約に関しては金額にかかわらず契約書が必要であるという認識がなく、これまでも指摘や指導を受けていなかったため、150万円未満は、契約書を省略できると考えていたため。

【措置内容】

次回から契約金額にかかわらず契約書を作成する。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

ア 契約に係るもの

(エ) 契約書の規定不備・規定誤り(法定事項の規定漏れなど)

契約書に規定すべき法定項目が記載されていないものなど

指摘内容	廃棄物処理法の規定により委託契約書に必ず規定しなければならない事項が記載されていないものや委託契約書の規定に誤りがあるものがあった。契約書の規定に不備があるものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 三原高等学校 (産業廃棄物処理業務 (有機溶媒液等)ほか1件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条第6項, 同法施行令第6条の2第4号及び同法施行規則第8条の4の2

措 置 の 内 容

【原因】

財産管理課から示された委託契約書・約款に産業廃棄物用がなかったため、示された一般的な委託契約に使用する契約書・約款を使用したため。

【措置内容】

公益法人全国産業廃棄物連合会が作成した契約書を参考に、不備の無いように作成する。

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 三原高等学校 (産業廃棄物処理業務ほか1件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

これまで一度も東部厚生環境事務所から提出するよう指導を受けたこともなく、報告の義務があることを知らなかったため。

【措置内容】

マニフェストを交付した場合は、6月30日までに報告書を提出する。

平成24年度分は、平成25年10月10日付けで提出し、平成25年度分は、平成26年3月31日付けで提出した。

監査結果(指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 三原高等学校
根拠規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17

措置の内容

【原因】

これまで指摘や指導を受けたことがなかったことと、平成25年度教育委員会事務局から県立学校全校に対して講習受講と資格取得者を置くことについて通知があるまで、設置が必要であることを知らなかった。

【措置内容】

職員に「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を受講させ、資格取得後、特別管理産業廃棄物責任者に指定した。(平成25年12月3日)

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 三原高等学校 (産業廃棄物処理業務ほか1件)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

今後はマニフェストB～E票が届くたびに、業務終了後10日以内であることを確認し、マニフェストA票の記入欄に記入する。

機関名 県立三原東高等学校

監 査 結 果 (指摘事項)

(2) 指摘内容

ア 契約に係るもの

(イ) 契約書の未作成等

書面で契約を締結していないもの (契約書を作成していないもの) など

指摘 内容	<p>産業廃棄物の処理委託契約は、書面で締結しなければならないが、契約書を作成していないものや請書のみを徴しているもの、また、契約書が保存されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 三原東高等学校 (粗大ごみ処理業務)</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条第6項及び同法施行令第6条の2第4号</p>

措 置 の 内 容

【原因】

少額の契約であれば契約書の作成を省略し請書でもよいと認識していた。

【措置内容】

関係法令を再度確認し、産業廃棄物を処理する際には、金額によらず書面で契約を締結する。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 三原東高等学校 (粗大ごみ処理業務)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措 置 の 内 容

【原因】

担当者の理解が不足していたことと事務室全体の確認が不十分であった。

【措置内容】

研修会等へ参加し最新の情報を得るとともに事務室全体でその情報を共有し適正な事務処理に努める。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 三原東高等学校
根拠規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17

措 置 の 内 容

【原因】

特別管理産業廃棄物管理責任者の設置に関する認識不足及び資格を取得している職員がいなかった。

【措置内容】

平成25年11月28日付で講習を終了し、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置した。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト (A票) には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 三原東高等学校 (粗大ごみ処理業務)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

収集運搬及び処分業者からマニフェストの送付を受けた日は記録が残っておらず不明であるが、送付を受けたマニフェストのB2票、D票及びE票については、A票と照合を行った。
 今後は適正な事務処理を行う。

機関名 県立福山誠之館高等学校

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を (期日までに) 提出していないもの

指摘 内容	<p>マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事 (政令市は市長) に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 福山誠之館高等学校 (実験廃液等処理業務)</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27</p>

措 置 の 内 容

【原因】

市への報告義務を認識していなかった。

【措置内容】

平成24年度分のマニフェストの交付状況報告書は平成26年9月11日に報告した。

監 査 結 果 (指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象機関	〔教育委員会〕 福山誠之館高等学校
根拠規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17

措 置 の 内 容

【原因】

学校行事の関係で講習を受けた者がいなかった。

【措置内容】

特別管理産業廃棄物管理責任者について、平成25年度以降に特別管理産業廃棄物が発生していないことから現時点では設置していないが、今後、特別管理産業廃棄物の発生が見込まれるため、職員を平成27年2月26日に公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが開催する「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」に参加させ、これを置くこととする。

機関名 県立福山葦陽高等学校

監 査 結 果 (指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象機関	〔教育委員会〕 福山葦陽高等学校
根拠規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17

措 置 の 内 容

【原因】

廃棄物の処理法を十分理解しておらず、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければならないことを理解していなかった。

【措置内容】

平成25年11月13日付け「特別産業廃棄物管理責任者の設置について」総務事務課・学校経営課長通知により、職員に「特別産業廃棄物管理責任者講習会」を受講させ、平成25年12月13日に特別管理産業廃棄物管理責任者として定めた。平成26年度から「毒物劇物危害防止規定」においても特別産業廃棄物管理責任者を明記した。

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 海田高等学校 (産業廃棄物処理業務ほか1件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措 置 の 内 容

【原因】

報告義務を認識していなかつた。

【措置内容】

平成25年11月5日に広島県西部厚生環境事務所に報告した。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備(返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を求める事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象機関	[教育委員会] 海田高等学校 (廃棄薬品等処理業務ほか1件)
参考規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26

措 置 の 内 容

A票にB2票、D票及びE票の收受日を記録した。

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>ウ 廃棄物の管理に係るもの (ア) 管理責任者の未設置 特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの</p>	
指摘 内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象 機関	[教育委員会] 音戸高等学校
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について認識不足であった。</p> <p>【措置内容】 平成25年11月28日に公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが開催する「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を受講し資格取得した、本校校長1名を特別管理産業廃棄物管理責任者とした。</p>	

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>ウ 廃棄物の管理に係るもの (ア) 管理責任者の未設置 特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの</p>	
指摘 内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象 機関	[教育委員会] 廿日市高等学校
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 特別管理産業廃棄物管理責任者は、一定の資格要件を満たす者のほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の17第1項第2号りの要件を満たす者とされているが、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの開催する「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を受講し、資格取得する必要があるという認識がなかった。</p> <p>【措置内容】 平成25年11月28日に公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが開催する「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を受講し資格取得した、化学の教諭1名を特別管理産業廃棄物管理責任者とした。</p>	

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>ウ 廃棄物の管理に係るもの (ア) 管理責任者の未設置 特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの</p>	
指摘 内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象 機関	[教育委員会] 可部高等学校
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 特別管理産業廃棄物管理責任者の人事異動により、資格者不在の状況であった。</p> <p>【措置内容】 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会（平成25年11月28日）を受講・修了し、資格者取得に努めた。 管理責任者資格取得者を設置し、関係機関へ変更届出書を提出した。</p>	

監 査 結 果 (改善を求める事項)	
<p>(2) マニフェストに係るもの 記入不備（返送收受日の記入漏れなど） マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの</p>	
改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト（A票）には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	[教育委員会] 吉田高等学校 (産業廃棄物処理業務ほか5件)
参考 規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26
措 置 の 内 容	
<p>マニフェストの送付を受けた日を正しく記録した。</p>	

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 賀茂高等学校 (産業廃棄物の収集・運搬・処理業務ほか1件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

都道府県知事への報告義務があるという認識がなかった。

【措置内容】

平成25年10月11日付で提出した。

監査結果(指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 賀茂高等学校
根拠規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17

措置の内容

【原因】

事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を設置しなければならないという認識がなかった。

【措置内容】

平成25年11月28日に公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが開催する「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を受講し資格取得した、事務職員1名を特別管理産業廃棄物管理責任者とした。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 賀茂高等学校 (産業廃棄物の収集・運搬・処理業務ほか1件)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

マニフェスト(A票)の「照合確認欄」へ確認年月日を記入した。

機関名 県立竹原高等学校

監 査 結 果 (指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘 内容	<p>特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 竹原高等学校</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17</p>

措 置 の 内 容

【原因】

廃棄物処理法等の理解が不十分であり、特別管理産業廃棄物管理責任者としての資格を所有していない者を管理者として指名していた。

【措置内容】

平成25年11月28日に、本校職員が、特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会を受講した。その後、平成25年12月3日付けで公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターから合格通知及び修了証を受領(資格取得)した。

この職員を管理責任者とし、県に平成25年12月26日付けで報告した。

監 査 結 果 (指摘事項)

(2) 指摘内容

ア 契約に係るもの

(イ) 契約書の未作成等

書面で契約を締結していないもの(契約書を作成していないもの)など

指摘内容	産業廃棄物の処理委託契約は、書面で締結しなければならないが、契約書を作成していないものや請書のみを徴しているもの、また、契約書が保存されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 忠海高等学校 (産業廃棄物(パソコン処分)処理業務)
根拠規定	廃棄物処理法第12条第6項及び同法施行令第6条の2第4号

措 置 の 内 容

【原因】

産業廃棄物の処理委託契約に関しては金額にかかわらず契約書が必要であるという認識がなく、これまでも指摘や指導を受けていなかったため、150万円未満は、契約書を省略できると考えていた。

【措置内容】

今後、廃パソコン等の廃棄物処理について、収集運搬及び処分の両方の委託契約が必要な場合には、公益社団法人全国産業廃棄物連合会が示している「標準様式3 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書」を遵守して事務処理を行う。

監 査 結 果 (指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 忠海高等学校
根拠規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17

措 置 の 内 容

【原因】

異動等により、施行規則で定める資格を有する者がおらず、責任者を設置していなかった。

【措置内容】

責任者に関する講習会に平成25年11月28日に参加し、有資格者を平成25年12月16日に責任者として設置した。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 忠海高等学校 (産業廃棄物(パソコン処理)処理業務)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

マニフェストの照合確認欄に、送付を受けた日を追記した。

機関名 県立世羅高等学校

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘 内容	<p>マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 世羅高等学校 (産業廃棄物処理業務)</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27</p>

措 置 の 内 容

【原因】

産業廃棄物処理について提出しなければならない書類等の理解ができていなかった。

【措置内容】

平成25年12月27日に交付状況を提出した。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 世羅高等学校 (産業廃棄物処理業務)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

收受日の記録を記載した。

機関名 県立沼南高等学校

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘 内容	<p>マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 沼南高等学校 (廃油収集運搬及び処分業務ほか1件)</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27</p>

措 置 の 内 容

【原因】

認識不足であった。

【措置内容】

平成26年5月7日、福山市長に報告した。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 沼南高等学校 (廃油収集運搬及び処分業務ほか1件)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

収集運搬業者及び処理業者からマニフェストの送付を受けた日は記録が残っておらず不明であるが送付を受けたマニフェストのB2票、D票及びE票については、A票と照合を行った。今後同様の事例があれば、記録する。

機関名 県立府中高等学校

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘 内容	<p>マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 府中高等学校 (理科実験廃液等処分業務)</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27</p>

措 置 の 内 容

【原因】

マニフェストの交付実績を報告することを認識していなかった。

【措置内容】

今回の交付実績は平成25年12月13日に報告した。今後は期日までに報告する。また、交付実績があれば、報告することを共通の認識とし、再発防止に努める。

監 査 結 果 (指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 府中高等学校
根拠規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17

措 置 の 内 容

【原因】

法規・法令を正しく認識していなかった。

【措置内容】

今後、特別管理産業廃棄物が生ずる場合には、特別管理産業廃棄物責任者を置く。

今年度、理科教員の1名に「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を受講させ、資格取得後、特別管理産業廃棄物管理責任者とする。資格を取得するまでは、暫定的な特別管理産業廃棄物責任者とし、資格を取得後、正式に特別管理産業廃棄物責任者に指定する。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備（返送收受日の記入漏れなど）

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を求める事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト（A票）には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象機関	[教育委員会] 府中高等学校 (理科実験廃液等処分業務)
参考規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26

措 置 の 内 容

マニフェスト票を收受した日などを記入した。

今後は、收受した日などを正しく記入し、管理する。

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘 内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	[教育委員会] 三次高等学校 (産業廃棄物処理業務ほか1件)
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措 置 の 内 容

【原因】

マニフェスト交付状況報告に対する認識が不十分であったため送付を失念していた。

【措置内容】

マニフェストの取扱いについて理解を深め適正な事務処理に努める。

平成26年度交付状況報告書については、広島県北部厚生環境事務所へ平成26年6月19日に提出した。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備(返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象 機関	[教育委員会] 三次高等学校 (産業廃棄物処理業務ほか1件)
参考 規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26

措 置 の 内 容

収集運搬処理業者からマニフェストの送付を受けた日は記録が残っておらず不明であるが、送付を受けたマニフェストのB2票、D票及びE票については、A票と照合を行った。

今後は適正な事務処理を行う。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 東城高等学校 (不要薬品類の処理委託業務)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措 置 の 内 容

【原因】

担当者が失念していた。

【措置内容】

報告を怠っていたことに気づき、平成24年度分は平成25年7月8日に広島県北部厚生環境事務所環境管理課へ報告を行った。(平成25年度分は平成26年5月1日に報告。)

また、報告書のファイルを整理し、事務室内で情報の共有を図つた。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかつた。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 東城高等学校
根拠規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17

措 置 の 内 容

【原因】

設置義務の認識がなかつた。

【措置内容】

平成26年7月17日に公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが開催した「特別管理産業廃棄物管理責任者講習会」を受講し資格取得した、総括事務主任を特別管理産業廃棄物管理責任者とした。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 東城高等学校 (不要薬品類の処理委託業務)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

指導を受け平成25年度実施の委託契約においては、送付を受けた日を正しく記録した。

機関名 県立日彰館高等学校

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘 内容	<p>マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 日彰館高等学校 (産業廃棄物収集運搬処理業務ほか2件)</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27</p>

措 置 の 内 容

【原因】

交付状況の報告期日を失念していた。

【措置内容】

交付状況報告の期日を厳守し、適正な事務処理に努める。

平成25年度の報告については、平成25年10月1日提出し、平成26年度は平成26年6月18日に提出した。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>〔教育委員会〕 日彰館高等学校 (産業廃棄物収集運搬処理業務ほか2件)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

マニフェストの送付を受けた日の明確化のため、押印又は照合確認を励行する。
平成25年度分については、E票に記録をしていたので、A票の照合確認欄に日付を記入した。

機関名 県立黒瀬高等学校

監 査 結 果 (指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘 内容	<p>特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。</p>
対象 機関	<p>〔教育委員会〕 黒瀬高等学校</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17</p>

措 置 の 内 容

【原因】

専門性の高い廃棄物処理法を熟知していなかったことにより、特別管理産業廃棄物責任者を置かず、適正に処理ができていなかったため。

【措置内容】

特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習を受講し、管理責任者を定めた。(平成25年11月28日)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	
<p>ウ 廃棄物の管理に係るもの (ア) 管理責任者の未設置 特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの</p>	
指摘 内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象 機関	[教育委員会] 安芸高等学校
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 保管について、管理責任者が必要という認識がなかった。</p> <p>【措置内容】 職員に講習会を受講させ(平成25年11月28日修了)、管理責任者を選任し、管理部総務課へ報告した。(平成25年12月25日)</p>	

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	
<p>イ マニフェストに係るもの (ウ) 交付状況の未報告・報告遅延 マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの</p>	
指摘 内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	[教育委員会] 河内高等学校 (産業廃棄物処理業務)
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 担当職員が、施設管理を初めて担当し、報告期限について知らなかった。 また、報告についての引継ぎが行なわれていなかった。</p> <p>【措置内容】 報告の遅延について気づき、平成25年10月21日付けで都道府県知事に報告を行なった。</p>	

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 河内高等学校 (産業廃棄物処理業務)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

返送済みの各マニフェストについて、処理業者から業務終了後10日以内にマニフェストが返送されていることを確認し、日付を追記した。

機関名 県立安古市高等学校

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘 内容	<p>マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 安古市高等学校 (産業廃棄物処理業務)</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27</p>

措 置 の 内 容

【原因】

担当者が報告期限を失念し報告期限後に報告していた。

【措置内容】

産業廃棄物処理業務の起案文書にマニフェスト報告の起案も合わせて行うよう補記追加した。

平成24年度分の報告については、平成25年10月1日に郵送により報告した。

平成25年度分の報告については、平成26年5月2日に郵送により報告している。

監 査 結 果 (指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 安古市高等学校
根拠規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17

措 置 の 内 容

【原因】

産業廃棄物の処理において、管理責任者が必要であることを認知していなかった。

【措置内容】

実務経験10年以上である有資格者の理科担当教諭を責任者として整理した。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を求める事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者へマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象機関	[教育委員会] 安古市高等学校 (産業廃棄物処理業務)
参考規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26

措 置 の 内 容

追記により整理した。

機関名 県立大門高等学校

監 査 結 果 (指摘事項)	
ウ 廃棄物の管理に係るもの (ア) 管理責任者の未設置 特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの	
指摘 内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象 機関	[教育委員会] 大門高等学校
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17
措 置 の 内 容	
【原因】 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければならないことを認識していなかった。	
【措置内容】 平成25年11月28日に開催された産業廃棄物適正処理講習会を受講し、有資格者となった主幹教諭を管理責任者として設置した。	

機関名 県立高陽高等学校

監 査 結 果 (改善を求める事項)	
(2) マニフェストに係るもの 記入不備 (返送收受日の記入漏れなど) マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの	
改善を 求める 事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象 機関	[教育委員会] 高陽高等学校 (産業廃棄物処理業務)
参考 規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26
措 置 の 内 容	
マニフェストA票の照合確認欄に確認日を記入した。	

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 広島井口高等学校 (廃液処理業務)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

法制度についての理解が不十分であり、所定の手続きが行われていなかった。

【措置内容】

平成26年3月11日付けで、産業廃棄物管理票交付等状況報告書を広島市長に提出した。

監査結果(指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 広島井口高等学校
根拠規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17

措置の内容

【原因】

法制度についての理解が不十分であり、所定の手続きが行われていなかった。

【措置内容】

平成26年4月1日に有資格者を特別管理産業廃棄物管理責任者とした。これに伴い、「毒物劇物危害防止規定」の改正を行った。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>〔教育委員会〕 広島井口高等学校 (廃液処理業務)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

今後、同様の処理業務を実施する際は、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録し、正副担当で確認する。

機関名 県立安芸府中高等学校

監 査 結 果 (指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘 内容	<p>特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。</p>
対象 機関	<p>〔教育委員会〕 安芸府中高等学校</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17</p>

措 置 の 内 容

【原因】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の内容について、十分な確認を行っていなかった。

【措置内容】

特別管理産業廃棄物管理責任者について、平成25年度以降に特別管理産業廃棄物が発生していないことから現時点では設置していないが、今後、特別管理産業廃棄物の発生が見込まれるため、本年度、職員を公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの開催する「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」に参加させ、これを置くこととする。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。</p> <p>なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 安芸府中高等学校 (産業廃棄物処理委託業務ほか1件)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

処理業者からマニフェストの送付を受けた日に收受印を押すこととした。

機関名 県立神辺旭高等学校

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘 内容	<p>マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 神辺旭高等学校 (産業廃棄物処理業務)</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27</p>

措 置 の 内 容

【原因】

産業廃棄物法を十分理解しておらず、報告の義務があることを知らなかった。

【措置内容】

平成24年度実施の報告は、福山市経済環境局産廃物対策課へ報告済みである。(報告日 平成26年8月12日)

次回からは遅滞なく報告する。

監 査 結 果 (指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘 内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象 機関	[教育委員会] 神辺旭高等学校
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17

措 置 の 内 容

【原因】

産業廃棄物法を十分理解しておらず、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければならないことを知らなかった。

【措置内容】

平成26年度から特別管理産業廃棄物管理責任者を定め、平成26年7月17日に講習を受講させた。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象 機関	[教育委員会] 神辺旭高等学校 (産業廃棄物処理業務)
参考 規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26

措 置 の 内 容

B2票、B4票、D票及びE表と照合確認を行い、日付を記入した。

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 府中東高等学校 (グリストラップ清掃業務)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を広島県知事に報告しなければならないことを認識していなかつた。

【措置内容】

産業廃棄物処理について専用のファイルを作成し、業務の流れを把握することで、報告までの業務に漏れのないようにする。

平成25年度報告書は、平成25年10月24日に提出した。

平成26年度報告書は、平成26年4月15日に提出した。

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 廿日市西高等学校 (産業廃棄物収集運搬及び処分委託業務)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

担当者が認識不足であつた。

【措置内容】

平成24年度分について作成し、平成25年度分と共に平成26年6月12日に報告した。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 廿日市西高等学校 (産業廃棄物収集運搬及び処分委託業務)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

送付を受けた際に收受印で対応していたが、日付けを記録するようにした。

機関名 県立祇園北高等学校

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘 内容	<p>マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 祇園北高等学校 (廃液処理業務ほか1件)</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27</p>

措 置 の 内 容

【原因】

広島市長への報告義務を失念していた。

【措置内容】

指摘分のマニフェストの交付状況については、平成25年10月21日付けで広島市に報告した。報告義務を周知徹底し、今後は6月30日の報告期限を遵守する。

監 査 結 果 (指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘 内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象 機関	[教育委員会] 祇園北高等学校
根拠 規定	廃棄物処理法第 12 条の 2 第 8 項及び第 9 項並びに同法施行規則第 8 条の 17

措 置 の 内 容

【原因】

特別管理産業廃棄物管理責任者の選任を失念していた。

【措置内容】

特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者が本校に在籍しており、その者を平成 25 年 10 月 22 日付けで特別管理産業廃棄物責任者に選任した。

機関名 県立高陽東高等学校

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘 内容	マニフェストの交付者は、毎年度 6 月 30 日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	[教育委員会] 高陽東高等学校 (産業廃棄物収集・運搬及び処分委託)
根拠 規定	廃棄物処理法第 12 条の 3 第 7 項及び同法施行規則第 8 条の 27

措 置 の 内 容

【原因】

失念していた。

【措置内容】

指摘後、速やかに報告した。(平成 26 年 6 月 24 日提出)
今後留意する。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

- (2) マニフェストに係るもの
 記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)
 マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 高陽東高等学校 (産業廃棄物収集・運搬及び処分委託)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

速やかに記入した。
 今後留意する。

機関名 県立安芸南高等学校

監 査 結 果 (指摘事項)

- (2) 指摘内容
 ア 契約に係るもの
 (イ) 契約書の未作成等
 書面で契約を締結していないもの (契約書を作成していないもの) など

指摘 内容	<p>産業廃棄物の処理委託契約は、書面で締結しなければならないが、契約書を作成していないものや請書のみを徴しているもの、また、契約書が保存されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 安芸南高等学校 (粗大ゴミ等処理業務委託)</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条第6項及び同法施行令第6条の2第4号</p>

措 置 の 内 容

【原因】

産業廃棄物処理に関する事務処理手続きの経験が浅く、例年の通りの事務処理方法を行なった。

【措置内容】

産業廃棄物処理に関する研修会等に参加し、平成25年度は契約書を作成した。

監査結果(指摘事項)

(ウ) 許可証の写しの未添付

契約書に処理業者の許可証の写しが添付されていないもの

指摘内容	産業廃棄物の運搬を委託する場合は受託者の収集運搬業許可証の写しを、産業廃棄物の処分等を委託する場合は同様に受託者の処分業許可証の写しをそれぞれ委託契約書に添付しなければならないが、当該許可書の写しが添付されていないもの又は受託者から受け取っていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 安芸南高等学校 (粗大ゴミ等処理業務委託)
根拠規定	廃棄物処理法第12条第6項、同法施行令第6条の2第4号及び同法施行規則第8条の4

措置の内容

【原因】

産業廃棄物処理に関する事務処理手続きの経験が浅く、例年の通りの事務処理方法を行なった。

【措置内容】

産業廃棄物処理に関する研修会等に参加し、平成25年度は契約書を交わし、許可書の写しを添付した。

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 安芸南高等学校 (粗大ゴミ等処理業務委託)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

産業廃棄物処理に関する事務処理手続きの経験が浅く、報告について認知していなかった。

【措置内容】

産業廃棄物処理に関する研修会等に参加し、平成25年度分は広島市へ平成26年6月26日に報告した。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト (A票) には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 安芸南高等学校 (粗大ゴミ等処理業務委託)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

産業廃棄物処理に関する研修会等に参加し、平成25年度はマニフェストA票等に收受日を記録した。

機関名 県立広島工業高等学校

監 査 結 果 (指摘事項)

(2) 指摘内容

ア 契約に係るもの

(イ) 契約書の未作成等

書面で契約を締結していないもの (契約書を作成していないもの) など

指摘 内容	<p>産業廃棄物の処理委託契約は、書面で締結しなければならないが、契約書を作成していないものや請書のみを徴しているもの、また、契約書が保存されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 広島工業高等学校 (グリーストラップ清掃業務委託ほか1件)</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条第6項及び同法施行令第6条の2第4号</p>

措 置 の 内 容

【原因】

清掃業務の委託であったため、清掃業務委託契約に関する書類のみを作成していた。清掃業務に伴う排出物についても産業廃棄物に関する契約が必要であるという認識がなかった。

【措置内容】

今後適正に処理する。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

(ウ) 許可証の写しの未添付

契約書に処理業者の許可証の写しが添付されていないもの

指摘内容	産業廃棄物の運搬を委託する場合は受託者の収集運搬業許可証の写しを、産業廃棄物の処分等を委託する場合は同様に受託者の処分業許可証の写しをそれぞれ委託契約書に添付しなければならないが、当該許可書の写しが添付されていないもの又は受託者から受け取っていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 広島工業高等学校 (グリーストラップ清掃業務委託ほか1件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条第6項、同法施行令第6条の2第4号及び同法施行規則第8条の4

措 置 の 内 容

【原因】

清掃業務の委託であったため、清掃業務委託契約に関する書類のみを作成していた。清掃業務に伴う排出物についても産業廃棄物に関する契約が必要であるという認識がなかった。

【措置内容】

産業廃棄物収集運搬業許可証等の写しを提出させた。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 広島工業高等学校 (産業廃棄物処理業務委託ほか6件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措 置 の 内 容

【原因】

マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないことを知らなかった。

【措置内容】

平成26年4月10日付けで広島市長(広島市環境局業務部産業廃棄物指導課)へ「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を提出した。

監 査 結 果 (指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘 内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象 機関	〔教育委員会〕 広島工業高等学校
根拠 規定	廃棄物処理法第 12 条の 2 第 8 項及び第 9 項並びに同法施行規則第 8 条の 17

措 置 の 内 容

【原因】

特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないことを知らなかった。

【措置内容】

平成 25 年 11 月 28 日付けで特別管理産業廃棄物責任者を置いた。(平成 25 年 11 月 28 日に公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが開催する「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を受講し資格取得した化学工学科の教諭 1 名)

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から 5 年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後 10 日以内に排出事業者にマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト (A 票) には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象 機関	〔教育委員会〕 広島工業高等学校 (産業廃棄物処理業務委託ほか 6 件)
参考 規定	廃棄物処理法第 12 条の 3 第 3 項から第 6 項並びに同法施行規則第 8 条の 23, 第 8 条の 25, 第 8 条の 25 の 3 及び第 8 条の 26

措 置 の 内 容

収集運搬業者及び処理業者からマニフェストの送付を受けた日は記録が残っておらず不明であるが、送付を受けたマニフェストの B 2 票, D 票及び E 票については, A 票と照合を行った。
今後は適正に処理する。

機関名 県立福山工業高等学校

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>ウ 廃棄物の管理に係るもの (ア) 管理責任者の未設置 特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの</p>	
指摘 内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象 機関	[教育委員会] 福山工業高等学校
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第8項により特別管理産業廃棄物を生ずる事業場には特別管理産業廃棄物管理責任者を設置することとされているが、把握していなかった。</p> <p>【措置内容】 平成25年11月28日に公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが開催する「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を受講し資格取得した、総括事務長1名を特別管理産業廃棄物管理責任者とした。</p>	

機関名 県立呉工業高等学校

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>イ マニフェストに係るもの (ウ) 交付状況の未報告・報告遅延 マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの</p>	
指摘 内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	[教育委員会] 呉工業高等学校 (産業廃棄物処理委託業務)
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第12条の3第7項の規定を十分に確認していなかった。</p> <p>【措置内容】 平成26年5月14日に報告を完了した。</p>	

監 査 結 果 (指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘 内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象 機関	[教育委員会] 呉工業高等学校
根拠 規定	廃棄物処理法第 12 条の 2 第 8 項及び第 9 項並びに同法施行規則第 8 条の 17

措 置 の 内 容

【原因】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 12 条の 2 第 8 項の規定を十分に確認していなかった。

【措置内容】

新たに職員に特別管理産業廃棄物管理責任者講習会を受講・資格を取得させ、平成 25 年 11 月 28 日に指定を完了した。

講習会受講日 平成 25 年 11 月 28 日

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から 5 年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後 10 日以内に排出事業者にマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト (A 票) には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象 機関	[教育委員会] 呉工業高等学校 (産業廃棄物処理委託業務)
参考 規定	廃棄物処理法第 12 条の 3 第 3 項から第 6 項並びに同法施行規則第 8 条の 23、第 8 条の 25、第 8 条の 25 の 3 及び第 8 条の 26

措 置 の 内 容

収集運搬処理業者からマニフェストの送付を受けた日は記録が残っておらず不明であるが、送付を受けたマニフェストの B 2 票、D 票及び E 票については、A 票と照合を行った。

今後は適正な事務処理を行う。

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘 内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	[教育委員会] 三次青陵高等学校 (産業廃棄物処理業務ほか2件)
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措 置 の 内 容

【原因】

担当者が提出を失念していた。

【措置内容】

平成26年1月29日、北部厚生環境事務所環境管理課へ提出した。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備(返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象 機関	[教育委員会] 三次青陵高等学校 (産業廃棄物処理業務ほか2件)
参考 規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26

措 置 の 内 容

収集運搬・処理業者からマニフェストの送付を受けた日は記録が残っておらず不明であるが、送付を受けたマニフェストのB2票、D票及びE票については、A票と照合を行った。

今後は適正な事務処理を行う。

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘 内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	[教育委員会] 宮島工業高等学校 (水銀等廃液処理業務)
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措 置 の 内 容

【原因】

マニフェストの交付実績を報告しなければならないことについて、失念していた。

【措置内容】

平成25年11月15日付で、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出を行った。

今後は、相互に確認し、遅延のないよう努める。

監 査 結 果 (指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘 内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象 機関	[教育委員会] 宮島工業高等学校
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17

措 置 の 内 容

【原因】

特別管理産業廃棄物責任者は、特定の講習を受講しなければならないことについて、認識していなかった。

【措置内容】

直近で実施される公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが開催する「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を本校職員に受講させ、当該職員が講習会の修了試験において合格し、平成25年11月28日付修了証を受領したので、当該職員を管理責任者として定めた。

特別管理産業廃棄物を保管する事業場であることを認識し、関係法規等の確認を相互に行い、適正処理を行うよう努める。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。</p> <p>なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト (A票) には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 宮島工業高等学校 (水銀等廃液処理業務)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

報告を受理した日を改めて記録した。
 今後は、マニフェストを受理した日を確実に記載する。

機関名 県立神辺高等学校

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を (期日までに) 提出していないもの

指摘 内容	<p>マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事 (政令市は市長) に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 神辺高等学校 (油分分離槽清掃業務ほか1件)</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27</p>

措 置 の 内 容

【原因】

産業廃棄物の処理については、処理頻度が少なく経験不足により法令法規の確認が充分できず、交付状況報告書について認識していなかった。

【措置内容】

産業廃棄物の事務処理について、法令法規を確認するとともに福山市廃棄物対策課と連携をとり、平成24年度分の産業廃棄物管理票に関する報告書を平成26年6月10日付けで報告する。今後とも法令法規を遵守し適正な事務処理に努める。

監 査 結 果 (指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの
 (ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘 内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象 機関	〔教育委員会〕 神辺高等学校
根拠 規定	廃棄物処理法第 12 条の 2 第 8 項及び第 9 項並びに同法施行規則第 8 条の 17

措 置 の 内 容

【原因】

特別管理産業廃棄物の処理については、処理頻度が少なく経験不足により法令法規の確認が充分できず、特別管理産業廃棄物責任者の設置について認識していなかった。

【措置内容】

特別管理産業廃棄物責任者の設置について、法令法規を確認するとともに広島県資源循環協会と連携をとり、特別管理産業廃棄物を取扱う職員が、平成 26 年 11 月 27 日に開催される「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を受講し資格を取得予定である。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備（返送收受日の記入漏れなど）

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から 5 年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後 10 日以内に排出事業者にマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト（A 票）には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象 機関	〔教育委員会〕 神辺高等学校 (油分分離槽清掃業務ほか 1 件)
参考 規定	廃棄物処理法第 12 条の 3 第 3 項から第 6 項並びに同法施行規則第 8 条の 23, 第 8 条の 25, 第 8 条の 25 の 3 及び第 8 条の 26

措 置 の 内 容

産業廃棄物の事務処理について、法令法規を確認するとともにマニフェストの取扱いについて記入例を参考に照合確認欄の記録を行った。今後とも法令法規を遵守し適正な事務処理に努める。

監査結果(指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 西条農業高等学校
根拠規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17

措置の内容

【原因】

廃PCBの管理について、産業廃棄物処理法施行規則第8条の17で定める特別産業廃棄物管理責任者を設置しなくてはならないが、その事実を把握していなかった。

【措置内容】

平成25年11月に実施された特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会を受講し修了した者を管理責任者として設置した。

監査結果(指摘事項)

(2) 指摘内容

ア 契約に係るもの

(イ) 契約書の未作成等

書面で契約を締結していないもの(契約書を作成していないもの)など

指摘内容	産業廃棄物の処理委託契約は、書面で締結しなければならないが、契約書を作成していないものや請書のみを徴しているもの、また、契約書が保存されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 庄原実業高等学校 (グリストラップ清掃業務)
根拠規定	廃棄物処理法第12条第6項及び同法施行令第6条の2第4号

措置の内容

【原因】

契約額が150万円未満であったため、広島県の契約書の作成を省略したが、産業廃棄物処理・運搬に係る契約書の作成の必要性を失念していた。

【措置内容】

廃棄物処理法第12条第6項及び同法施行令、産業廃棄物収集・運搬または処分等の委託基準(施行令第6条の2、第6条の6)を確認し、これによって契約書の作成を行うこととした。(平成25年度以降は契約書の作成を行っている。)

監査結果(指摘事項)

ア 契約に係るもの

(ウ) 許可証の写しの未添付

契約書に処理業者の許可証の写しが添付されていないもの

指摘内容	産業廃棄物の運搬を委託する場合は受託者の収集運搬業許可証の写しを、産業廃棄物の処分等を委託する場合は同様に受託者の処分業許可証の写しをそれぞれ委託契約書に添付しなければならないが、当該許可書の写しが添付されていないもの又は受託者から受け取っていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 庄原実業高等学校 (グリストラップ清掃業務)
根拠規定	廃棄物処理法第12条第6項、同法施行令第6条の2第4号及び同法施行規則第8条の4

措置の内容

【原因】

契約額が150万円未満であつたため、広島県の契約書の作成を省略したが、産業廃棄物処理・運搬に係る契約書の作成の必要性を失念していた。従つて、契約書を作成していないため許可証の写しの添付もなかつた。

【措置内容】

廃棄物処理法第12条第6項及び同法施行令、産業廃棄物収集・運搬または処分等の委託基準(施行令第6条の2第4号及び同法施行規則第8条の4)を確認し、これによつて契約書の作成を行うこととした。(平成25年度以降は契約書の作成及び許可証の添付を行っている。)

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 庄原実業高等学校 (乳牛の尿運搬業務ほか4件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

事務担当者の事務経験が浅く、また年1回の報告であることから、時期を逸していた。

【措置内容】

廃棄物処理法第12条の3第7項同法施行規則第8条の27を確認し、期日内に報告を行う。(平成26年度は平成26年6月18日に報告を行った。)

監 査 結 果 (指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘 内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象 機関	[教育委員会] 庄原実業高等学校
根拠 規定	廃棄物処理法第 12 条の 2 第 8 項及び第 9 項並びに同法施行規則第 8 条の 17

措 置 の 内 容

【原因】

特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないことを理解していなかった。

【措置内容】

廃棄物処理法第 12 条の 2 第 8 項及び第 9 項並びに同法施行規則第 8 条の 17 を確認し、事務担当職員が資格を取得した。(平成 25 年 11 月 28 日)

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から 5 年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後 10 日以内に排出事業者にもマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト (A 票) には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象 機関	[教育委員会] 庄原実業高等学校 (乳牛の尿運搬業務ほか 2 件)
参考 規定	廃棄物処理法第 12 条の 3 第 3 項から第 6 項並びに同法施行規則第 8 条の 23、第 8 条の 25、第 8 条の 25 の 3 及び第 8 条の 26

措 置 の 内 容

廃棄物処理法第 12 条の 3 第 3 項から第 6 項並びに同法施行規則第 8 条の 23、第 8 条の 25、第 8 条の 25 の 3 及び第 8 条の 26 を確認し、マニフェストの A 票等に收受日を記録している。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 尾道商業高等学校 (産業廃棄物処理業務委託ほか1件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措 置 の 内 容

【原因】

規則等の理解・認識が不十分であったため、未報告となっていた。

【措置内容】

広島県知事に報告書を提出するよう準備したが、平成26年8月28日に広島県東部厚生環境事務所環境管理課産業廃棄物排出事業者指導員から、期日を過ぎているものについては提出不要であるとの回答を得た。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 尾道商業高等学校
根拠規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17

措 置 の 内 容

【原因】

規則等の理解・認識が不十分であったこと及び資格を有する者もいなかったことにより、設置していなかった。

【措置内容】

平成25年11月28日に総括事務長が特別管理産業廃棄物管理責任者講習会を受講し、管理責任者を設置した。その後、平成26年4月の人事異動に伴い、有資格者が不在となったため、平成26年7月17日開催の特別管理産業廃棄物管理責任者講習を受講した総括事務長を管理責任者と改めた。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト (A票) には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 尾道商業高等学校 (産業廃棄物処理業務委託ほか1件)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

36枚のマニフェストを交付しており、それぞれの收受日を現段階で特定することは難しい。また、担当者も異動しており、現段階で想像の收受日を記録することも不適切であると判断し、平成24年度分については記録しないままとする。(この点については、平成26年5月21日(水)に広島県東部厚生環境事務所 環境管理課 産業廃棄物排出事業者指導員の立入検査時に同様の説明を行い、了解を得ている。)

なお、送付を受けたマニフェストのB2票、D票及びE票については、A票と照合を行った。今後は適正な事務処理を行う。

機関名 県立広島商業高等学校

監 査 結 果 (指摘事項)

(2) 指摘内容

ア 契約に係るもの

(イ) 契約書の未作成等

書面で契約を締結していないもの (契約書を作成していないもの) など

指摘 内容	<p>産業廃棄物の処理委託契約は、書面で締結しなければならないが、契約書を作成していないものや請書のみを徴しているもの、また、契約書が保存されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 広島商業高等学校 (大型ゴミ等収集運搬処分業務)</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条第6項及び同法施行令第6条の2第4号</p>

措 置 の 内 容

【原因】

会計処理に必要な書類 (請書) 以外に、産業廃棄物の処理に係る委託契約書の作成が必要であることを認識していなかった。

【措置内容】

廃棄物処理法のほか根拠法令等を確認し、事務処理に誤りがないよう改善した。

監査結果(指摘事項)

ア 契約に係るもの

(ウ) 許可証の写しの未添付

契約書に処理業者の許可証の写しが添付されていないもの

指摘内容	産業廃棄物の運搬を委託する場合は受託者の収集運搬業許可証の写しを、産業廃棄物の処分等を委託する場合は同様に受託者の処分業許可証の写しをそれぞれ委託契約書に添付しなければならないが、当該許可書の写しが添付されていないもの又は受託者から受け取っていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 広島商業高等学校 (大型ゴミ等収集運搬処分業務)
根拠規定	廃棄物処理法第12条第6項、同法施行令第6条の2第4号及び同法施行規則第8条の4

措置の内容

【原因】

産業廃棄物の処理に係る委託契約書を作成していなかったため、処理業者の許可証の写しを受け取っていなかった。

【措置内容】

廃棄物処理法のほか根拠法令等を確認し、事務処理に誤りがないよう改善した。

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 広島商業高等学校 (大型ゴミ等収集運搬処分業務)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

マニフェストの交付状況報告書を、毎年度提出しなければならないことを認識していなかった。

【措置内容】

廃棄物処理法のほか根拠法令等を確認し、事務処理に誤りがないよう改善した。

平成25年度のマニフェスト交付等状況報告書は平成25年10月29日に、平成26年度のマニフェスト交付等状況報告書は平成26年4月30日に報告した。

委託業務等でマニフェストを交付したときは、その都度マニフェスト交付状況報告書に記載し、年度が変わりしだい速やかに報告手続きを取ることとした。

今後は適正な事務処理を行う。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者へマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。</p> <p>なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト (A票) には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 広島商業高等学校 (大型ゴミ等収集運搬処分業務)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

廃棄物処理法のほか根拠法令等を確認し、事務処理に誤りがないよう改善した。

収集運搬処理業者からマニフェストの送付を受けた日は記録が残っていたので、送付を受けたマニフェストのB2票、D票及びE票についてA票と照合を行い照合確認欄へ送付を受けた日を記入した。

収集運搬処理業者からマニフェストの送付を受けた際には、送付を受けたマニフェストのB2票、D票及びE票についてA票と照合を行ない、速やかにA票の照合確認欄へ送付を受けた日を記入することとした。

今後は適正な事務処理を行う。

機関名 県立呉商業高等学校

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を (期日までに) 提出していないもの

指摘 内容	<p>マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事 (政令市は市長) に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 呉商業高等学校 (薬品処分業務委託)</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第7項同法施行規則第8条の27</p>

措 置 の 内 容

【原因】

報告義務があることを失念していた。

【措置内容】

平成25年10月10日付けで呉市に報告した。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 呉商業高等学校 (薬品処分業務委託)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

マニフェストA票に照合確認日を記載した。

機関名 県立福山商業高等学校

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘 内容	<p>マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 福山商業高等学校 (産業廃棄物処理業務委託ほか2件)</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27</p>

措 置 の 内 容

【原因】

マニフェストの交付状況の報告を平成25年6月30日までに報告することを知らなかった。

【措置内容】

マニフェストの交付状況については、平成25年8月19日に報告した。

監 査 結 果 (指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘 内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象 機関	[教育委員会] 福山商業高等学校
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17

措 置 の 内 容

【原因】

特別管理産業廃棄物管理責任者の資格に対する認識に誤りがあったため、適切な者を置いていなかった。

【措置内容】

職員が平成26年7月17日に広島で実施された特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習を受講し、資格を取得した。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象 機関	[教育委員会] 福山商業高等学校 (産業廃棄物処理業務委託ほか2件)
参考 規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26

措 置 の 内 容

送付を受けたマニフェストのB2票、D票及びE票について、A票と照合を行い、A票の照合確認欄に收受日を記載した。

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 西城紫水高等学校 (金属ナトリウム処分業務ほか1件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措 置 の 内 容

【原因】

担当者等の産業廃棄物処理に係る事務処理の知識が不十分であった。

【措置内容】

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(平成25年度)は、平成25年11月29日に広島県北部厚生環境事務所へ提出済み。平成26年度は、平成26年6月9日に提出した。

産業廃棄物処理に係る講習会に参加し、事務処理の知識を深め適正な事務処理を徹底する。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備(返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を求める事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象機関	[教育委員会] 西城紫水高等学校 (金属ナトリウム処分業務)
参考規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26

措 置 の 内 容

収集運搬業者及び処理業者からマニフェストの送付を受けた日は記録が残っておらず不明であるが、送付を受けたマニフェストのB2票、B4票、B6票、D票及びE票については、A票と照合を行った。今後は適正な事務処理を行う。

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 因島高等学校 (不用薬品の運搬・処理業務委託)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

産業廃棄物処理に関する法令等の認識不足のため、マニフェストの交付状況を期日までに報告することを失念していた。

【措置内容】

県の産業廃棄物対策課が行う産業廃棄物適正処理講習会へ事務担当者を出席させ、産業廃棄物処理に関する法令等の知識習得に努めている。なお、平成25年度のマニフェストの交付状況については期日(平成26年6月30日)までに報告した。

監査結果(指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 因島高等学校
根拠規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17

措置の内容

【原因】

産業廃棄物処理に関する法令等の認識不足のため、特別管理産業廃棄物が生じた際に、特別管理作業廃棄物管理責任者を設置することを失念していた。また、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置するにあたり、本校にはその資格要件を満たす職員がいないため、設置することができなかった。

【措置内容】

県の産業廃棄物対策課が行う産業廃棄物適正処理講習会へ事務担当者を出席させ、産業廃棄物処理に関する法令等の知識習得に努めている。特別管理産業廃棄物責任者の設置について、現時点で特別管理産業廃棄物を生じていないため、設置していない。しかし、今後も特別管理産業廃棄物を生じる可能性があるため、平成26年11月に本校職員を「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」に出席させ、資格をとり次第、設置することとする。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 因島高等学校 (不用薬品の運搬・処理業務委託)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

委託業者からマニフェストB2、D及びE票の送付を受けた際には、必ずそれぞれの票に收受印を押印し、送付を受けた日が分かるようにした。また、それぞれの票を收受すると同時にA票との照合を行い、A票の照合確認に日付を記入するよう事務処理方法を改めた。

機関名 県立芦品まなび学園高等学校

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘 内容	<p>マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 芦品まなび学園高等学校 (グリーストラップ清掃業務)</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27</p>

措 置 の 内 容

【原因】

学校が産業廃棄物の排出事業者としてマニフェストを交付した場合、そのマニフェストの交付状況を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないことを失念していた。

【措置内容】

平成25年度分のマニフェスト交付状況を平成26年5月1日付で福山市長に報告(郵送)した。
 今年度より毎年度の報告を失念しないように充分留意する。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。</p> <p>なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 芦品まなび学園高等学校 (グリーストラップ清掃業務)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

平成25年度に交付したマニフェストより、返送されたマニフェストには收受印を押印し、受領した日付を記載するようにしている。今後十分留意する。

機関名 県立総合技術高等学校

監 査 結 果 (指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘 内容	<p>特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 総合技術高等学校</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17</p>

措 置 の 内 容

【原因】

特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する必要があるという認識がなかった。

【措置内容】

「特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について(通知)」(平成25年11月13日付総務課長・学校経営支援課長)により、本校の教頭が特別管理産業廃棄物管理責任者講習会を受講し、特別管理産業廃棄物管理責任者として設置した。

機関名 県立広島中央特別支援学校

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 広島中央特別支援学校 (産業廃棄物処分業務委託)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

担当者が、マニフェストの交付実績の報告制度を知らなかつた。

【措置内容】

報告制度の内容を、事務職員に周知した。平成25年度の実績は、平成26年5月15日に、広島市産業廃棄物指導課へ報告した。

機関名 県立広島南特別支援学校

監査結果(指摘事項)

(2) 指摘内容

ア 契約に係るもの

(イ) 契約書の未作成等

書面で契約を締結していないもの(契約書を作成していないもの)など

指摘内容	産業廃棄物の処理委託契約は、書面で締結しなければならないが、契約書を作成していないものや請書のみを徴しているもの、また、契約書が保存されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 広島南特別支援学校 (産業汚水処理槽清掃業務委託)
根拠規定	廃棄物処理法第12条第6項及び同法施行令第6条の2第4号

措置の内容

【原因】

産業廃棄物処理及び関係法令についての知識・認識が不十分であつたため、食堂棟厨房のグリーストラップの清掃とその後発生する汚泥等の運搬・処理までを一連の作業として、産業汚水処理槽清掃等業務として契約を締結していた。

【措置内容】

改めて関係法令や産業廃棄物処理業務委託の留意点について、職員に周知を図つた。

平成26年度の契約にあつては、公益社団法人 全国産業廃棄物連合会作成の標準様式を活用するなどにより、清掃業務に加え、産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を委託するものであることを契約書に明示した。

監査結果(指摘事項)

ア 契約に係るもの

(ウ) 許可証の写しの未添付

契約書に処理業者の許可証の写しが添付されていないもの

指摘内容	産業廃棄物の運搬を委託する場合は受託者の収集運搬業許可証の写しを、産業廃棄物の処分等を委託する場合は同様に受託者の処分業許可証の写しをそれぞれ委託契約書に添付しなければならないが、当該許可書の写しが添付されていないもの又は受託者から受け取っていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 広島南特別支援学校 (産業汚水処理槽清掃業務委託)
根拠規定	廃棄物処理法第12条第6項、同法施行令第6条の2第4号及び同法施行規則第8条の4

措置の内容

【原因】

産業廃棄物処理及び関係法令についての知識・認識が不十分であったため、委託業務内容に係る許可証の写しの提出を受けていなかった。

【措置内容】

委託業者から許可証の写しの提出を受けて契約書に添付した。

平成26年度については、契約締結時に委託業務内容に係る許可証の写しの提出を受けて契約書に添付している。

監査結果(指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 広島南特別支援学校
根拠規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17

措置の内容

【原因】

特別管理産業廃棄物の保管に係る事業者の責任や管理者制度についての知識・認識が不十分であったため、管理者が不在の状態であった。

【措置内容】

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの講習会(平成25年11月実施)を受講・修了した職員を特別管理産業廃棄物管理責任者に充てた。

なお、当該特別管理産業廃棄物(PCB)は、平成26年8月28日に既に処理のため搬出されたところである。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト (A票) には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 広島南特別支援学校 (産業汚水処理槽清掃業務委託ほか1件)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

マニフェスト (A票) の照合確認欄に業者から返送されてきた日をそれぞれ記載した。

機関名 県立尾道特別支援学校

監 査 結 果 (指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘 内容	<p>特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 尾道特別支援学校</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17</p>

措 置 の 内 容

【原因】

法令上、必要であるとの認識が無かった。

【措置内容】

平成25年11月28日に公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが開催する「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を受講し資格取得した、事務長1名を特別管理産業廃棄物管理責任者とした。

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 広島特別支援学校 (グリストラップ等清掃業務委託)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

廃棄物処理法に係る認識が低かった。

【措置内容】

平成24年度のマニフェスト交付状況及び平成25年度のマニフェスト交付状況について平成26年4月25日付けで広島市長に報告した。

監査結果(改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備(返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を求める事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象機関	[教育委員会] 広島特別支援学校 (グリストラップ等清掃業務委託)
参考規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26

措置の内容

当該マニフェストに処理業者からマニフェストの送付を受けた日を記録するとともにマニフェストの事務処理について確認した。

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 福山特別支援学校 (劇物処分業務委託)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

マニフェストの交付状況の報告義務について、認識が希薄であつた。

【措置内容】

平成24年度における状況を平成26年5月22日に福山市へ報告した。このことについては今後専用についてファイリングすることとし、報告漏れがないように確認する。

監査結果(指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかつた。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 福山特別支援学校
根拠規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17

措置の内容

【原因】

特別管理産業廃棄物管理責任者に対する認識が不十分だつた。

【措置内容】

所属職員に資格取得のための講習会を受講させ(平成25年11月28日修了)、その職員を特別管理産業廃棄物管理責任者に指定した。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。</p> <p>なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 福山特別支援学校 (劇物処分業務委託)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

マニフェストの記入漏れの帳票に收受日を記入した。今後マニフェストの記入例を作成し、不備がないように処理する。

機関名 県立西条特別支援学校

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘 内容	<p>マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 西条特別支援学校 (陶芸用電気炉産業廃棄物収集運搬業務委託 ほか1件)</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27</p>

措 置 の 内 容

【原因】

広島県生活環境の保全等に関する条例規則第69条を確認せず適切な処理を怠つた。

【措置内容】

平成24年度のマニフェストの交付状況を平成25年11月13日に報告を行ない、平成25年度の交付状況報告を平成26年5月12日に行った。

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘 内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象 機関	[教育委員会] 西条特別支援学校
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17

措 置 の 内 容

【原因】

当該電気炉は平成2年に設置され、平成24年度に故障し使用不能となり廃棄を行った。当該電気炉の廃棄にあたり、電気炉にアスベストが含有しているか否か調べたが、製造会社が倒産しておりアスベストの含有を確認することができなかったため、アスベストが含有の可能性有として、特別管理産業廃棄物として、電気炉をブルーシートで包むなど飛散防止をし廃棄を行った。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第8項」を熟知せず廃棄を行った。

【措置内容】

平成26年5月15日に、広島県西部東厚生環境事務所環境管理課より立入検査を受け、産業廃棄物の処理状況について、立入検査が行われた。特別管理産業廃棄物として廃棄した電気炉については、聞き取りと設置場所等の現地確認により、「当該廃棄の電気炉については、飛散性のない物で特別管理には該当しない。特別管理産業廃棄物管理責任者を設置については、必要なし。」との検査結果であった。

監 査 結 果 (改 善 を 求 め る 事 項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備（返送收受日の記入漏れなど）

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者へマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト（A票）には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象 機関	[教育委員会] 西条特別支援学校 (陶芸用電気炉産業廃棄物収集運搬業務委託ほか1件)
参考 規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26

措 置 の 内 容

平成26年5月15日に、広島県西部東厚生環境事務所環境管理課より立入検査を受け、マニフェストの記入不備については、速やかに記入を行った。

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 廿日市特別支援学校 (産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

マニフェスト交付状況を県知事へ報告義務があることを担当者が把握していなかった。

【措置内容】

平成25年10月16日付けで報告を行なった。

監査結果(指摘事項)

ウ 廃棄物の管理に係るもの

(ア) 管理責任者の未設置

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を置いていないもの

指摘内容	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければならないが、これを設置していなかった。産業廃棄物の適正処理の確保に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 廿日市特別支援学校
根拠規定	廃棄物処理法第12条の2第8項及び第9項並びに同法施行規則第8条の17

措置の内容

【原因】

特別管理産業廃棄物に係る管理責任者を設置する義務を把握していなかった。

【措置内容】

特別管理産業廃棄物を処分するために平成24年8月7日に全て搬出した。これにより、設置義務がなくなり、今後も特別管理産業廃棄物を保管する予定がないため、責任者を設置していない。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 廿日市特別支援学校 (産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

マニフェストA票に收受日を記載した。

機関名 県立福山北特別支援学校

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘 内容	<p>マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。</p>
対象 機関	<p>[教育委員会] 福山北特別支援学校 (グリストラップ清掃業務)</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27</p>

措 置 の 内 容

【原因】

必要性を認知していなかった。

【措置内容】

平成25年10月10日に福山市長へ報告した。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

- (2) マニフェストに係るもの
 記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)
 マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>〔教育委員会〕 福山北特別支援学校 (グリストラップ清掃業務)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

処理業者からマニフェストの送付を受けた際には、收受印を押印し、マニフェストA票と照合した上で照合確認欄に記入する。

機関名 県立三原特別支援学校

監 査 結 果 (指摘事項)

- (2) 指摘内容
 ア 契約に係るもの
 (イ) 契約書の未作成等
 書面で契約を締結していないもの (契約書を作成していないもの) など

指摘 内容	<p>産業廃棄物の処理委託契約は、書面で締結しなければならないが、契約書を作成していないものや請書のみを徴しているもの、また、契約書が保存されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。</p>
対象 機関	<p>〔教育委員会〕 三原特別支援学校 (粗大ゴミ収集運搬処理業務)</p>
根拠 規定	<p>廃棄物処理法第12条第6項及び同法施行令第6条の2第4号</p>

措 置 の 内 容

【原因】

請書のみを徴していた。

【措置内容】

平成26年度、広島県東部厚生環境事務所(環境管理課)の指導のもと、産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書を作成し提出した。

その後、環境管理課に記載内容の確認を受け、受理された。

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘 内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	[教育委員会] 三原特別支援学校 (粗大ゴミ収集運搬処理業務)
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措 置 の 内 容

【原因】

前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事に報告することを知らなかった。

【措置内容】

平成25年度のマニフェストの交付実績は、平成26年6月5日付けで東部厚生環境事務所へ報告した。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備(返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあった。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象 機関	[教育委員会] 三原特別支援学校 (粗大ゴミ収集運搬処理業務)
参考 規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26

措 置 の 内 容

処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく聴き取り、事後処理となったが記録した。

監査結果(指摘事項)

(2) 指摘内容

ア 契約に係るもの

(イ) 契約書の未作成等

書面で契約を締結していないもの(契約書を作成していないもの)など

指摘内容	産業廃棄物の処理委託契約は、書面で締結しなければならないが、契約書を作成していないものや請書のみを徴しているもの、また、契約書が保存されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 呉特別支援学校 (有害ごみ運搬処理業務ほか1件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条第6項及び同法施行令第6条の2第4号

措置の内容

【原因】

産業廃棄物処理に係る関係法令を確認しないまま事務処理を行った。
少額の契約のため、産業廃棄物処理に係る契約書の作成が必要ないものと誤認していた。

【措置内容】

担当者を研修会に参加させ、契約に際してはチェックリストを用いた確認を行うことを徹底した。
平成25年度以降の契約については、書面で契約を締結した。

監査結果(指摘事項)

ア 契約に係るもの

(ウ) 許可証の写しの未添付

契約書に処理業者の許可証の写しが添付されていないもの

指摘内容	産業廃棄物の運搬を委託する場合は受託者の収集運搬業許可証の写しを、産業廃棄物の処分等を委託する場合は同様に受託者の処分業許可証の写しをそれぞれ委託契約書に添付しなければならないが、当該許可書の写しが添付されていないもの又は受託者から受け取っていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 呉特別支援学校 (有害ごみ運搬処理業務ほか1件)
根拠規定	廃棄物処理法第12条第6項、同法施行令第6条の2第4号及び同法施行規則第8条の4

措置の内容

【原因】

産業廃棄物処理に係る関係法令を確認しないまま事務処理を行った。
契約書を作成していなかったため、許可証の写しも提出を求めていなかった。

【措置内容】

担当者を研修会に参加させ、契約に際してはチェックリストを用いた確認を行うことを徹底した。
監査の指摘を受けた後、平成24年度の許可証の写しの提出を受けた。
平成25年度以降の契約については、添付した。

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘 内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	[教育委員会] 呉特別支援学校 (有害ごみ運搬処理業務ほか1件)
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措 置 の 内 容

【原因】

産業廃棄物処理に係る関係法令を確認しないまま事務処理を行った。
報告しなければならないことを認識していなかった。

【措置内容】

平成25年度監査報告を受け、呉市環境政策課が平成26年5月22日に実地確認に来校された。その際、平成24年度分を1年遅れて報告してよいか口頭で確認すると、報告する必要はなく、平成25年度分から確実に報告するように言われた。そのため、平成24年度分は報告しなかった。

平成25年度分は平成26年6月30日に報告した。

監 査 結 果 (改善を求める事項)

(2) マニフェストに係るもの

記入不備(返送收受日の記入漏れなど)

マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象 機関	[教育委員会] 呉特別支援学校 (有害ごみ運搬処理業務ほか1件)
参考 規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26

措 置 の 内 容

担当者を研修会に参加させ、契約に際してはチェックリストを用いた確認を行うことを徹底した。
平成24年度分は收受日を確認し、記入した。
平成25年度分からは記入している。

機関名 県立沼隈特別支援学校

監 査 結 果 (改善を求める事項)	
(2) マニフェストに係るもの 記入不備 (返送收受日の記入漏れなど) マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの	
改善を 求める 事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト(A票)には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象 機関	[教育委員会] 沼隈特別支援学校 (配管洗浄及び枡清掃委託業務)
参考 規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26
措 置 の 内 容	
マニフェストを受受した場合は、收受印を押すと同時に照合確認欄へ記入することとする。 なお、平成25年以降のマニフェストA票の「照合確認」欄には照合確認日が記載されている。 また、記載漏れのないよう、複数人での確認を行うこととする。	

機関名 県立黒瀬特別支援学校

監 査 結 果 (指摘事項)	
(2) 指摘内容 ア 契約に係るもの (イ) 契約書の未作成等 書面で契約を締結していないもの (契約書を作成していないもの) など	
指摘 内容	産業廃棄物の処理委託契約は、書面で締結しなければならないが、契約書を作成していないものや請書のみを徴しているもの、また、契約書が保存されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	[教育委員会] 黒瀬特別支援学校 (厨房外グリストラップ清掃及び廃油汚泥処分業務ほか1件)
根拠 規定	廃棄物処理法第12条第6項及び同法施行令第6条の2第4号
措 置 の 内 容	
【原因】 産業廃棄物の処理委託業務及び廃棄物処理法に該当することを失念していた。 平成24年度まで、委託・役務業務契約事務により、競争入札参加者名簿を基に業者選定し、随意契約で業者決定を行っていた。 契約金額も50万円未満であり、契約書等を省略した。	
【措置内容】 今回の監査後、平成25年度になり契約方法に誤りがあつたことがわかり、廃棄物処理法等を基に選定方法を見直した。 平成25年度実施の業務については、書面による契約書で締結した。 また、12月には産業廃棄物対策課主催の産業廃棄物適正処理講習会に出席した。	

監 査 結 果 (指摘事項)

ア 契約に係るもの

(ウ) 許可証の写しの未添付

契約書に処理業者の許可証の写しが添付されていないもの

指摘 内容	産業廃棄物の運搬を委託する場合は受託者の収集運搬業許可証の写しを、産業廃棄物の処分等を委託する場合は同様に受託者の処分業許可証の写しをそれぞれ委託契約書に添付しなければならないが、当該許可書の写しが添付されていないもの又は受託者から受け取っていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	[教育委員会] 黒瀬特別支援学校 (厨房外グリストラップ清掃及び廃油汚泥 処分業務ほか1件)
根拠 規定	廃棄物処理法第12条第6項、同法施行令第6条の2第4号及び同法施行規則第8条の4

措 置 の 内 容

【原因】

産業廃棄物の処理委託業務及び廃棄物処理法に該当することを失念していた。
平成24年度まで、委託・役務業務契約事務により、競争入札参加者名簿を基に業者選定し、随意契約で業者決定を行っていた。
契約金額も50万円未満であり、契約書等を省略した。

【措置内容】

今回の監査後、平成25年度になり契約方法に誤りがあったことがわかり、廃棄物処理法等を基に選定方法を見直した。
平成25年度の委託業務については、書面による契約書で締結し、産業廃棄物の収集運搬業許可証の写し、処分業許可証の写しをそれぞれ委託契約書に添付した。

監 査 結 果 (指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ア) 未交付

産業廃棄物を引き渡す際にマニフェストを交付していないもの

指摘 内容	産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物の引渡しと同時に、必要事項を記した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければならないが、これを交付していないものがあった。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	[教育委員会] 黒瀬特別支援学校 (厨房外グリストラップ清掃及び廃油汚泥 処分業務ほか1件)
根拠 規定	廃棄物処理法第12条の3第1項

措 置 の 内 容

【原因】

産業廃棄物の処理委託業務及び廃棄物処理法に該当することを失念していた。
マニフェストの交付を事業者が行わず、受託者によるマニフェストの交付を受け、完了通知書とともに受領していた。

【措置内容】

平成25年度の委託業務については、マニフェストを交付し、産業廃棄物管理票交付等状況報告書(平成26年度)を平成26年6月5日付けで広島県西部東厚生環境事務所環境管理課へ報告した。

監査結果(指摘事項)

ア 契約に係るもの

(ア) 無許可業者への委託

許可を受けていない業者に産業廃棄物の処理を委託しているもの

指摘内容	産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、許可を受けた産業廃棄物処理業者等に委託しなければならないが、許可を受けていない業者に委託しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 総合グラウンド (産業廃棄物処理業務委託)
根拠規定	廃棄物処理法第12条第5項

措置の内容

【原因】

植栽管理等を無許可業者に委託していたことから、発生した産業廃棄物の処理について、許可業者に再委託せざるを得なかった。

【措置内容】

許可業者と平成26年4月1日付けで、直接、産業廃棄物処理(収集・運搬及び処分)の委託契約を締結した。

今後は、関係法令を遵守し、適正な事務処理に努める。

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ア) 未交付

産業廃棄物を引き渡す際にマニフェストを交付していないもの

指摘内容	産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物の引渡しと同時に、必要事項を記した産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければならないが、これを交付していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 総合グラウンド (産業廃棄物処理業務委託)
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第1項

措置の内容

【原因】

植栽管理等を委託している無許可業者が、産業廃棄物の処理を再委託している許可業者に対して、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付していた。

【措置内容】

許可業者と平成26年4月1日付けで、直接、産業廃棄物処理(収集・運搬及び処分)の委託契約を締結し、その後は、指定管理者が許可業者に対して、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付している。

今後は、関係法令を遵守し、適正な事務処理に努める。

監査結果(指摘事項)

イ マニフェストに係るもの

(ウ) 交付状況の未報告・報告遅延

マニフェストの交付状況報告書を(期日までに)提出していないもの

指摘内容	マニフェストの交付者は、毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を都道府県知事(政令市は市長)に報告しなければならないが、これを行っていないものや期日までに報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象機関	[教育委員会] 総合体育館 (産業廃棄物処理業務委託(養生シート))
根拠規定	廃棄物処理法第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27

措置の内容

【原因】

毎年度6月30日までに前年度のマニフェストの交付実績を広島市長に報告しなければならないことについて、担当者が認識していなかつた。

【措置内容】

平成25年度のマニフェストの交付実績については、6月3日に広島市に報告した。
 今後は、指定管理者として、施設管理に係る法令等を再確認するとともに、組織内で勉強会を行うなど、適正な事務処理に努める。

監 査 結 果 (意 見)

- 3 産業廃棄物の効率的な処理の推進について（産業廃棄物を排出する全部局）
 産業廃棄物を排出する県の機関によって、その排出量や処理の頻度は異なっている。排出量が少量で処理頻度が少ない機関においては、前例を踏まえた事務処理が行われており、専門性の高い廃棄物処理法についての理解を深め、事務に習熟するための取組が不十分となっている。
 また、監査結果にみられるように、マニフェストに係る事務処理の誤りが指摘事項と改善を求める事項を合わせると 333 件（110 機関）と極めて多く見受けられたところである。
 このような状況を改善するためには、(1)で例示したプロジェクトチームなどが中心となって、産業廃棄物処理の集約化を進め、電子マニフェストを導入することにより、県の機関が排出する産業廃棄物の効果的な処理体制を構築する必要がある。
- ア 産業廃棄物処理の集約化に努めること
 県の機関で洋々な産業廃棄物が排出されているが、排出量が少量で処理頻度が少ない機関においては、事務処理に精通することは困難である。
 このため、例えば、警察本部においては、廃蛍光管等の処理について、広島市域の庁舎や警察署、坂町の警察学校分を取りまとめ一業者に委託するなど、一部機関では、集約に着手しているところである。
 こうした取組を踏まえ、産業廃棄物の種類やエリアの設置など、産業廃棄物処理の集約化を加速させることにより効率的な処理体制の構築に努めていただきたい。

措 置 の 内 容

- 3 産業廃棄物の効率的な処理の推進について（産業廃棄物を排出する全部局）
 ア 産業廃棄物処理の集約化に努めること
 警察本部においては、産業廃棄物処理の一部について集約化を図っているところですが、より効率的な処理体制を構築すべく、今後も検討を進めて参ります。

監 査 結 果 (意 見)

- イ 電子マニフェストの導入に努めること
 県は、産業廃棄物の処理を委託する際に義務付けられているマニフェストについて、事務処理の効率化、法令順守及び処理情報の透明化を図るため、電子マニフェストの普及促進に取り組んでいる。
 国は、平成 28 年度までに電子マニフェストの普及率 50%を目標に掲げているが、平成 24 年度時点の普及率についてみると、全国 30%、広島県 33%となっており、広島県の普及率は全国を上回っているものの、国の目標に対して低率の状況となっている。
 また、県は、民間の少量排出事業者に対する電子マニフェストの普及に力を入れているところであるが、その一方で、県の機関で電子マニフェストを導入しているのは広島病院のみである。
 今回の監査では、マニフェストの未交付や記入不備、行政への未報告など、マニフェストに係る事務処理の誤りが極めて多く見受けられたことから、県の機関において積極的に電子マニフェストの導入に努めていただきたい。

措 置 の 内 容

- イ 電子マニフェストの導入に努めること
 電子マニフェストの導入は、マニフェストに関する事務処理の誤りを防止すること、紙マニフェストの管理業務の効率化など期待できるものと考えています。
 今後、導入した場合のメリットやデメリットなどを勘案し、効果的な導入を図るべく検討します。

監 査 結 果 (指摘事項及び改善を求める事項)	
<p>ア 契約に係るもの (エ) 契約書の規定不備・規定誤り (法定事項の規定漏れなど) 契約書に規定すべき法定項目が記載されていないものなど</p>	
指摘 内容	廃棄物処理法の規定により委託契約書に必ず規定しなければならない事項が記載されていないものや委託契約書の規定に誤りがあるものがあつた。契約書の規定に不備があるものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	[警察本部] 施設課 (PCB廃棄物収集運搬及び荷姿登録業務)
根拠 規定	廃棄物処理法第12条第6項, 同法施行令第6条の2第4号及び同法施行規則第8条の4の2
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) は, 発注者において交付される場所, 担当者の理解不足により, 収集運搬に係る契約書へ「産業廃棄物管理票 (以下「マニフェスト」という。) は, 処分業者において作成され, 事前に受注者へ交付される。」と誤った記載をしたもの。</p> <p>【措置内容】 産業廃棄物の適正処理を徹底するため, 契約事務担当者を講習会に積極的に参加させ, 法知識を習得させるとともに, 委託契約チェックリストを活用し, 適正な事務処理に努める。</p>	

監 査 結 果 (改善を求める事項)	
<p>(2) マニフェストに係るもの 記入不備 (返送收受日の記入漏れなど) マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの</p>	
改善を 求める 事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には, 收受日を記載する欄は設けられていないが, マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者へマニフェストを返送することが法定されていることから, マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお, 公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト (A票) には, 排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象 機関	[警察本部] 科学捜査研究所 (科学捜査研究所産業廃棄物処理業務ほか1件)
参考 規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23, 第8条の25, 第8条の25の3及び第8条の26
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 産業廃棄物処理に関する知識が不十分であつたため, 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の收受日の日付を誤って記載した。</p> <p>【措置内容】 マニフェストの「照合確認欄」の日付をそれぞれ送付を受けた日に修正した。翌年度以降の同種契約においては, マニフェストの送付を受けた都度, 「照合確認欄」の日付を記載し, 適正な事務処理に努めている。</p>	

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>ア 契約に係るもの (エ) 契約書の規定不備・規定誤り（法定事項の規定漏れなど） 契約書に規定すべき法定項目が記載されていないものなど</p>	
指摘 内容	廃棄物処理法の規定により委託契約書に必ず規定しなければならない事項が記載されていないものや委託契約書の規定に誤りがあるものがあつた。契約書の規定に不備があるものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	[警察本部] 広島中央警察署 (建築物環境衛生管理業務)
根拠 規定	廃棄物処理法第 12 条第 6 項, 同法施行令第 6 条の 2 第 4 号及び同法施行規則第 8 条の 4 の 2
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 契約書の規定について、現在の内容で要件を具備していると判断していたため。</p> <p>【措置内容】 現在履行期間中の委託契約において、廃棄物処理法の規定により委託契約書に記載すべき事項で記載されていないものについては、業務委託契約約款（仕様書の変更）第 18 条により受注者に対し、仕様書の内容変更について通知した。</p>	

監 査 結 果 (指摘事項)	
<p>ア 契約に係るもの (エ) 契約書の規定不備・規定誤り（法定事項の規定漏れなど） 契約書に規定すべき法定項目が記載されていないものなど</p>	
指摘 内容	廃棄物処理法の規定により委託契約書に必ず規定しなければならない事項が記載されていないものや委託契約書の規定に誤りがあるものがあつた。契約書の規定に不備があるものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
対象 機関	[警察本部] 広島東警察署 (建築物環境衛生管理業務)
根拠 規定	廃棄物処理法第 12 条第 6 項, 同法施行令第 6 条の 2 第 4 号及び同法施行規則第 8 条の 4 の 2
措 置 の 内 容	
<p>【原因】 契約書の規定について、現在の内容で要件を具備していると判断していたため。</p> <p>【措置内容】 現在履行期間中の委託契約において、廃棄物処理法の規定により委託契約書に記載すべき事項で記載されていないものについては、受注者と変更契約を締結し、契約書に記載した。</p>	

監 査 結 果 (改善を求める事項)

- (2) マニフェストに係るもの
 記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)
 マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト (A票) には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[警察本部] 広島東警察署 (建築物環境衛生管理業務ほか1件)</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

【原因】

産業廃棄物処理に関する知識が不十分であつたため、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の收受日の記載を失念していた。

【措置内容】

過去のマニフェストについては、收受した日が不明であるため、記録していないが、今年度産廃協の産業廃棄物処理については、收受日を記録し、最終処分終了まで適正に管理した。

機関名 東広島警察署

監 査 結 果 (改善を求める事項)

- (2) マニフェストに係るもの
 記入不備 (返送收受日の記入漏れなど)
 マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの

改善を 求める 事項	<p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にマニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト (A票) には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。</p>
対象 機関	<p>[警察本部] 東広島警察署 (産業廃棄物収集運搬処分業務 (廃蛍光管等))</p>
参考 規定	<p>廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26</p>

措 置 の 内 容

【原因】

産業廃棄物処理に関する知識が不十分であつたため、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の收受日の記載を失念していた。

【措置内容】

廃棄物処理法の参考規定を再確認するとともに、事務担当者及び検査員においてマニフェストが手元に戻ってきた日を確実に記入しておくことを相互で確認し、今後は指摘事項がないように適正な事務処理に努める。

A票については、返却されたB2、D、E票の内容を確認し、日付を記入した。

監 査 結 果 (改善をを求める事項)	
(2) マニフェストに係るもの 記入不備 (返送收受日の記入漏れなど) マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの	
改善を 求める 事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト (A票) には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象 機関	[警察本部] 安芸高田警察署 (安芸高田警察署産業廃棄物収集運搬・処分業務)
参考 規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26
措 置 の 内 容	
【原因】 産業廃棄物処理に関する知識が不十分であつたため、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の收受日の記載を失念していた。 【措置内容】 該当のマニフェストについては、收受日を記載し、今後は同種事案の絶無に努めるよう、会計課員全員で共有した。	

監 査 結 果 (改善をを求める事項)	
(2) マニフェストに係るもの 記入不備 (返送收受日の記入漏れなど) マニフェストの送付を受けた日を記録していないもの	
改善を 求める 事項	処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。 廃棄物処理法で定められたマニフェストの様式には、收受日を記載する欄は設けられていないが、マニフェストは送付を受けた日から5年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後10日以内に排出事業者にもニフェストを返送することが法定されていることから、マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。 なお、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行・市販するマニフェスト (A票) には、排出事業者が手元に戻ってきた日を記入する「照合確認欄」が設けられている。
対象 機関	[警察本部] 三次警察署 (産業廃棄物処理業務)
参考 規定	廃棄物処理法第12条の3第3項から第6項並びに同法施行規則第8条の23、第8条の25、第8条の25の3及び第8条の26
措 置 の 内 容	
【原因】 産業廃棄物処理に関する知識が不十分であつたため、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の收受日の記載を失念していた。 【措置内容】 今後は、マニフェストの送付を受けた時に、直ちに返送收受日を記載する。 A票については、返却されたB2, D, E票の内容を確認し、日付を記入した。	